

**エジプト・アラブ共和国
情報アクセシビリティ改善による
障害者の社会参画促進プロジェクト
詳細計画策定調査報告書**

平成 30 年 11 月
(2018 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

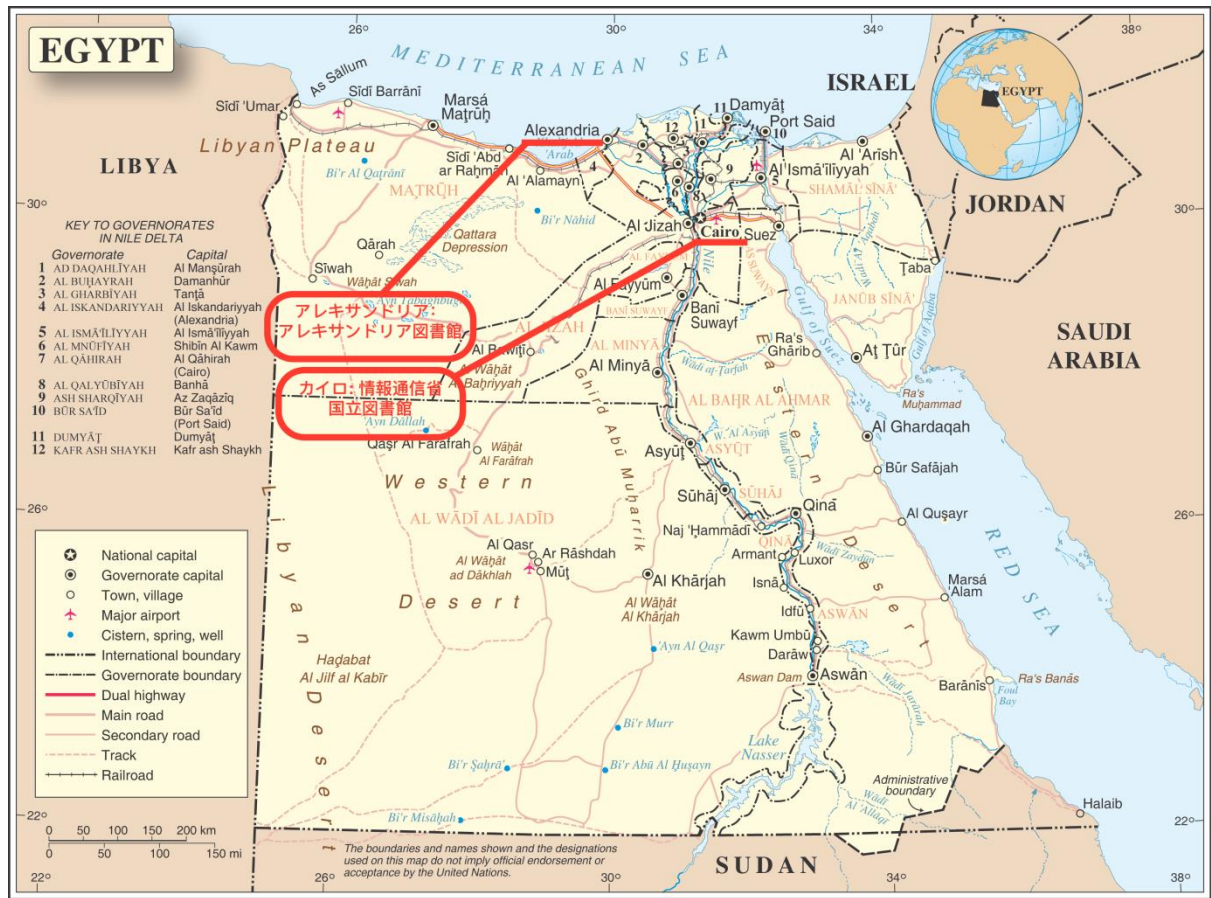
人間
JR
18-074

目次

目次	- 3 -
調査対象位置図	- 5 -
現地写真	- 6 -
略語表	- 7 -
図表一覧	- 9 -
事業事前評価表(案)	- 11 -
第1章 詳細計画策定調査の概要	- 18 -
1-1. 調査の背景と目的	- 18 -
1-2. 調査団構成と調査日程	- 19 -
1-3. 主要面談者	- 21 -
第2章 プロジェクト実施の背景	- 23 -
2-1. エジプトの障害者の現状	- 23 -
2-2. 障害関連施策（特に印刷物を読むのが困難な人）の概況（政策・法律）	- 31 -
2-3. 各分野における取組・サービス（教育・労働・情報等）	- 41 -
2-4. プロジェクトに関連する行政機関の概要（組織構造、人員、予算など）	- 49 -
2-5. 主要ドナー、障害者関係団体（特に印刷物を読むのが困難な人の支援）の概況	- 61 -
2-6. 障害分野に対するわが国および JICA による支援実績	- 70 -
第3章 障害と情報保障	- 75 -
3-1. 情報アクセシビリティの課題	- 75 -
3-2. DAISY の概要	- 75 -
3-3. エジプトにおける情報保障の取り組みと課題	- 77 -
3-4. エジプトにおけるインフラの状況	- 78 -
3-5. エジプトにおける DAISY 活用の拡大可能性	- 78 -
3-6. DAISY 活用における本邦技術の優位性	- 79 -
第4章 プロジェクトの基本設計	- 82 -
4-1. プロジェクトの基本構想（戦略・方向性）	- 82 -
4-2. 事業概要	- 84 -
4-3. 協力の枠組み	- 84 -
4-4. 投入計画	- 85 -

第 5 章 評価 5 項目による事前評価結果	- 91 -
5-1. 評価結果総括	- 91 -
5-2. 妥当性	- 91 -
5-3. 有効性	- 93 -
5-4. 効率性	- 93 -
5-5. インパクト	- 95 -
5-6. 持続性	- 96 -
第 6 章 団長所感	- 99 -
付属資料	- 100 -
1. 収集・参考資料一覧	

調査対象位置図



Map No. 3795 Rev. 3 UNITED NATIONS
March 2012

Department of Field Support
Cartographic Section

出典: UN Geospatial Information Section <http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/egypt.pdf>

現地写真



アレキサンドリア図書館との面談



アレキサンドリア図書館内にある録音ブース



アレキサンドリア図書館内の視覚障害者向けタハ・フセイン(Taha Hussein)図書館



アレキサンドリアのNGO “Donyetha” との協議



情報通信省との協議



国立図書館の視覚障害者向け読書室

略語表

略語	英語表記	日本語表記
ADHD	Attention Deficit Hyperactivity Disorder	注意欠陥・多動性障害
CAPMAS	Central Agency for Public Mobilization and Statistics	中央動員統計局
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利に関する条約
DAISY	Digital Accessible Information System	デイジー
DET	Disability Equality Training	障害平等研修
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
EC	European Commission	欧州委員会
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ)	ドイツ国際協力公社
HI	Handicap International	ハンディキャップ・インターナショナル
IFLA	International Federation of Library Associations and Institutions	国際図書館連盟
IFLA/LPD	International Federation of Library and Institutions/Libraries Serving Persons with Print Disabilities Section	国際図書館連盟/印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館分科会
ILO	International Labor Union	国際労働機関
ITU	International Telecommunication Union	国際電気通信連合
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
MCIT	Ministry of Communication and Information Technology	情報通信省
MoC	Ministry of Culture	文化省
MoE	Ministry of Education	教育省
MoMI	Ministry of Manpower and Immigration	労働力・移民省
MoSS	Ministry of Social Solidarity	社会連帯省
MoT	Ministry of Tourism	観光省
MPMAR	Ministry of Planning, Monitoring and Administrative Reform	計画・モニタリング・行政改革省
NCCM	National Council for Childhood and Motherhood	国家母子評議会
NCDA	National Council on Disability Affairs	国家障害評議会
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
SETI	Support, Education, and Training for Inclusion	支援、教育、インクルージョンへの研修
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術教育・職業訓練
UNDP	United Nations Development Programme	国際連合開発計画
UNESCWA	United Nations Economic and Social Commission for Western Asia	西アジア経済社会委員会
UNICEF	United Nations International Children's Emergency Fund	国際連合児童基金
UNPRPD	United Nations Partnership to Promote the Rights of Persons with Disabilities	障害者の権利促進を目的とした国連パートナーシップ
WBU	World Blind Union	世界盲人連盟
WHO	World Health Organization	世界保健機構

図表一覧

図

図 1	発達障害・読み書き困難の中でのディスレキシアの位置（概念図）	- 28 -
図 2	機能障害の原因	- 31 -
図 3	MCIT の ICT4PWDs の戦略枠組みイメージ図	- 38 -
図 4	MCIT 障害者のエンパワメントの枠組み	- 38 -
図 5	国立図書館組織図	- 57 -
図 6	主要関連機関	- 61 -
図 7	DAISY 再生イメージ①	- 76 -
図 8	DAISY 再生イメージ②	- 76 -
図 9	DAISY 再生イメージ③	- 76 -
図 10	DAISY 再生イメージ④	- 77 -
図 11	対処方針時のスコープ	- 82 -
図 12	調査実施後のスコープ	- 83 -
図 13	プロジェクト実施体制図	- 87 -
図 14	JCC 構成	- 87 -

表

表 1	調査団構成	- 19 -
表 2	調査日程	- 20 -
表 3	主要面談者リスト	- 21 -
表 4	インクルーシブ教育の課題	- 25 -
表 5	初等・中等教育におけるドロップアウト率とその人数（性別）	- 26 -
表 6	機能障害別障害者人口割合（2017 年）	- 30 -
表 7	地域別・種別障害者人口割合	- 30 -
表 8	障害政策に関連する行政機関	- 32 -
表 9	NCDA 理事の構成	- 33 -
表 10	憲法での障害者への直接的言及がある条項	- 34 -
表 11	障害関連法	- 35 -
表 12	エジプト政府が批准している国際条約	- 40 -
表 13	最近のエジプトの障害分野の動向	- 41 -
表 14	エジプトの教育制度	- 43 -
表 15	教育における障害関連の動向	- 46 -
表 16	障害関係リハビリテーション施設数	- 47 -
表 17	MCIT の障害関連の主な活動	- 50 -
表 18	タハ・フセイン図書館の設備機器とサービス内容	- 54 -
表 19	デジタル・トーキングブック・セクションの主な活動	- 55 -
表 20	デジタル・トーキングブック・セクションの保有機材	- 56 -
表 21	現在までの主な外国支援	- 58 -

表 22	JICA の技術協力の実績.....	- 71 -
表 23	「地域開発活動としての障害者支援プロジェクト」概要.....	- 71 -
表 24	本邦研修への参加実績.....	- 72 -
表 25	対エジプト研修実施実績.....	- 72 -
表 26	障害分野における対エジプト草の根無償資金協力供与実績.....	- 73 -
表 27	啓発に取り組むテーマ（案）	- 83 -
表 28	DAISY 図書製作者育成研修計画（案）	- 86 -
表 29	プロジェクト実施上の留意点.....	- 89 -
表 30	他ドナーとの連携可能性.....	- 93 -

事業事前評価表(案)

1. 案件名

国 名： エジプト・アラブ共和国

案件名： 和名 情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参画促進プロジェクト

英名 Project for Improvement of Inclusion of Persons with Disabilities through Improvement of Information Accessibility

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における障害セクターの開発実績（現状）と課題

エジプト・アラブ共和国（以下、「エジプト」という）は、2017 年に国連障害者統計に関するワシントングループの 6 つの質問を採用した初の国勢調査を実施した。その結果、障害者の数は約 1011 万人、全人口の 10.67%となっている。

エジプトでは、障害者の教育や雇用へのアクセスは非常に限られている。障害者であることから学校への入学や企業への就職を断られるケースも少なくない。エジプトには障害児が約 200 万人いるが、その中で教育を受けている障害児はわずか 1.8% に過ぎないと UNICEF は推定している。2009 年に教育省の省令によりインクルーシブ教育が義務化されて以来、エジプトではインクルーシブ教育が推進されているものの、教師が障害児に不慣れでどう対応してよいかわからないなど障害児が受ける教育の質に関しては課題が多く、実践上の大きな課題が残っている。また、障害児がドロップアウトするケースは非障害児のケースの 2 倍という報告もある。このような背景から、障害者が教育を受ける機会は制限されており、その結果、雇用機会も制限されているという状況がある。

このような状況を改善する方法のひとつとして、教育や社会生活を送るうえで必要な図書・文書などの印刷された情報を、障害者にとってアクセスしやすいものにすることが考えられる。視覚障害者に加え、ディスレクシア¹や学習障害などのある人にとって、紙に印刷された図書・文書を読むことは困難である。これらの印刷物を読むことに対する困難を示すための「プリントディサビリティ²」という概念があるが、プリントディサビリティのある人が理解しやすい形式で図書・文書を提供することで、これらの人々が学習する機会や仕事に就く機会、社会参加する機会を拡大することができると考えられる。そのためのツールのひとつに、DAISY (Digital Accessible Information System=アクセシブルな情報システム) があるが、このような ICT を活用したツールは、ローマン・アルファベットを使用する言語では開発が進んでいるものの、特殊言語であるアラビア語に対応するものはほとんど開発されていない。このため、アラビア語のアクセシブルな図書の数や分野は非常に限定的である。このような背景のもと、

¹国際ディスレクシア協会 (The International Dyslexia Association) は 2003 年にディスレクシアを「神経学的な原因による特異的な学習障害」と定義しており、正確に、または流暢に単語を認識することに問題があり、綴りや読解する能力が乏しい症状の障害であると位置づけている。知的能力および一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える。日本語では、難読症、識字障害、読字障害、読み書き障害とも訳される。

²印刷物を読むのが困難である障害の総称である。英語表記の “Print disabled” は、読字障害者と訳されている。対象者としては視覚障害者と「知覚もしくは読みに関する障害がある者で、そのために印刷された著作物を機能障害または障害のない者と実質的に同程度には読むことができない者」および「身体障害により本を持っていることや扱うことができない者、あるいは両目の焦点を合わせることや両目を動かすことや、読むために通常必要な条件を満たせるほどにはできない者」が含まれ、幅広い概念である (Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled 第3条)

エジプト政府は日本に対し障害者のための情報アクセシビリティを改善するための技術協力プロジェクトを要請した。日本には、アラビア語と同様に特殊言語である日本語に、DAISY を適応化してきた経験と技術があるため、本邦技術には優位性があるといえる。本事業を通してアクセシブルな図書の作成・普及に係る基盤づくりを支援することで、教育、雇用、保健、観光、防災など様々な分野で障害者の情報アクセシビリティが改善され、障害者の社会参加促進に寄与することが期待されている。

(2) 当該国における障害セクターの開発政策と本事業の位置づけ

エジプト政府は障害者の貧困を削減し、社会参加を促進することは、エジプトが持続可能な開発目標（SDGs）を達成する上で重要な課題の一つであると認識し、エジプトの開発課題戦略“Vision 2030”では、障害者を包摂する開発が目標となっている。また、包括的な障害法案が2018年に採択される予定であり、それに基づく国家障害戦略の草案の策定が予定されている。さらに、大統領のイニシアチブにより2018年をエジプト障害者年としており、エジプトにおける各種障害政策推進の機運が高まっている。これまでの障害者への情報保障の取り組みとしては、2012年に情報・通信省が障害者のエンパワメントと社会参画を促進するための戦略（The Strategy of Communication and Information Technology to Empower Persons with Disabilities）を策定した。また、新たに社会的責任・サービスを担当する部署を設立し、障害者に対する支援を加速している。

(3) 障害セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

障害者支援を含む「公的サービスの拡充・改善」は、国別援助計画の3つの柱の1つである「貧困削減と生活水準の向上」に位置づけられる。

JICAはこれまで、エジプトの障害と開発セクターにおいて、技術協力プロジェクトや本邦研修、ボランティア派遣を実施してきた。技術協力プロジェクトでは、リハビリテーション分野の専門家を派遣したり、社会連帯省を実施機関とする技術協力プロジェクト「地域開発活動としての障害者支援プロジェクト（2006年～2009年）」を実施した。また、2016年と2017年には、フォローアップ協力の枠組みなどを活用し、障害平等研修（DET）ファシリテーターの養成や、ジョブコーチ紹介セミナーをカイロで実施した。

(4) 主な他の援助機関の対応

エジプトの障害と開発セクターに対する支援は複数機関により実施されている。国際機関は、UNICEF がインクルーシブ教育、ILO と UNDP が職業訓練・就労支援、国際電気通信連合（ITU）が障害者の ICT アクセシビリティに関する地域イノベーションセンターの設立、EU と UNDP が義足センターの設立、世界銀行が高齢者・障害者を対象者に含む社会セーフティネットの強化プロジェクトなどを実施している。二国間援助機関は、GIZ とルクセンブルグ政府が、ハンディキャップ・インターナショナル（HI）の障害セクターの活動を支援している。またカナダ政府はILOのアクセシブル・ツーリズムを支援している。国際 NGO は、HI が障害の早期発見、障害者団体の設立と能力強化、地域に根差したリハビリテーション（Community Based Rehabilitation: CBR）プロジェクトなどを実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、DAISY 図書を製作・普及するための人材育成と、DAISY 図書に関する啓発を通じた DAISY 図書を製作・普及するための基盤整備を目的とする。その結果、本事業により教育、雇用、保健、観光、防災など様々な分野の出版物における障害者の情報アクセシビリティが改善され、障害者の社会促進に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

カイロおよびアレキサンドリア

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：情報通信省（MICT）、国立図書館（NL）、アレキサンドリア図書館（BA）、
その他 DAISY 図書製作者および普及に関係する機関の関係者

最終受益者：プリントディサビリティのある人

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2019 年 3 月～2021 年 3 月（計 24 ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）

約 1.6 億円

(6) 相手国側実施機関：和名：情報通信省 社会的責任・サービス担当大臣アドバイザー事務局

英名：Ministry of Communications and Information Technology,

Minister' s Advisor Office for Social Responsibility and
Services

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家

- a. チーフアドバイザー
- b. 業務調整/アドボカシー計画
- c. DAISY 図書製作
- d. 啓発活動（DAISY 図書を活用するプリントディサビリティ当事者）
など

② 研修

エジプトでの現地研修： マルチメディア DAISY 図書製作

本邦研修： 啓発計画策定

第三国へのスタディツアー： DAISY 図書製作と普及に関する能力強化

③ 資機材

- アラビア語対応 DAISY 図書製作ソフトウェア
- ラップトップ PC
- 外付けハードディスク
- マイクロフォン・ヘッドセット

④ その他の経費（在外事業強化費）

2) エジプト国側

① カウンターパートの配置

- ・ プロジェクト・ディレクター（社会的責任・サービス 大臣アドバイザー）
- ・ プロジェクト・マネージャー（社会的責任・サービス大臣アドバイザー事務局 イノベーション・マネージャー）
- ・ DAISY 図書製作者の総括（国立図書館およびアレキサンドリア図書館）

② 資機材等

- ・ 専門家執務スペース及び研修施設（必要な資機材を含む）
- ・ DAISY 図書製作研修に活用する図書のテキストデータ

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリー分類（A, B, C を記載）C

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

本事業は、アクセシブルな図書の提供を通し、長期的には障害者の教育や雇用への機会を拡大することを目指しており、貧困削減に資するものである。

3) その他

なし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

BA をカウンターパートとして、アラビア語版 DAISY 図書作成ソフトウェアの開発や研修を行う民間技術普及促進事業（「読書障害者用 DAISY 図書製作ソフトウェア普及促進事業（2018 年～2019 年）」）が実施されている。当該事業の実施機関であるシナノケンシ株式会社が開発したソフトウェアや、技術移転を受けた BA の人材を本プロジェクトで活用することを検討し、両事業の相乗効果が生まれるよう、必要な調整を行う。

2) 他ドナー等の援助活動

- ・ UNICEF が 2010 年から 2016 年まで、インクルーシブ教育推進のための包括的なモデルを実施するためのプロジェクトを MCIT との連携により実施した。同プロジェクトではカイロを

含む 3 地域で 120 校を対象に、①教師への研修 ②リソースルームの機材供与 ③障害のある児童の受入促進などの支援を実施した。今後は MOE と MOU を結び、対象校を 250 校に拡大し、教師へのオンライン指導などを行う予定。また、企業の CSR を活用し、アクセシブルデバイスの導入も実施する。

- ・ ILO と UNDP は 2014 年 9 月から 2016 年 9 月まで障害者就労に関する協力（企業など組織の能力向上および、ICT 活用を通じた障害者の労働市場へのインクルージョンの促進）を実施していた。第 2 フェーズが実施されることが決定しており、エジプト政府からの承認を待っている状況である。
- ・ ITU は、MCIT と協力して障害者の ICT アクセシビリティを向上させるため、MCIT と協力して「障害者の ICT アクセシビリティに関する地域イノベーションセンター」をカイロのスマート村（Smart Village）に開設する予定である。センターの目的は以下の通り。
 - a) ICT アクセシビリティに関する政府や関連者へのアドバイスの提供
 - b) アラビア語での ICT 支援機器の開発
 - c) ICT アクセシビリティに関する ICT 技術者の能力強化

4. 協力の枠組み

(1) 上位目標と指標

DAISY 図書が、教育、雇用、保健、観光、防災など様々な分野で利用されるようになる。

- | | |
|------|--|
| 指標 1 | DAISY 図書のタイトル数 |
| 指標 2 | DAISY 図書の普及数 |
| 指標 3 | DAISY 図書製作インストラクター1 名につき、1 年に 2 名ずつ DAISY 図書製作者が増加していること |

(2) プロジェクト目標と指標

DAISY 図書を製作し普及するための人的、技術的資源が整備される

- | | |
|------|--|
| 指標 1 | インターネット上に DAISY 図書の目録が公開されていること |
| 指標 2 | プロジェクトの前後で啓発活動の参加者が開始している活動の数が増加していること |

(3) 成果

- | | |
|------|--|
| 成果 1 | DAISY 図書製作者のコアグループおよび、DAISY 図書製作者が育成される。 |
| 成果 2 | DAISY の利点が広く理解されるようになる。 |

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

日本人専門家がエジプトで活動を行うために必要な許可証等、エジプト政府とのプロトコルが滞りなく実施される。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

上位目標達成のための外部条件

- ・ エジプト政府が障害者への情報保障に関して継続的に努力する。

- ・ 42名のDAISY図書製作者がDAISY図書の製作を継続する。
- ・ DAISY図書製作に使用するコンピューターやソフトウェアが、必要に応じて適切なタイミングでアップデートされる。

プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ MCITのコミットメントが持続し、本件に係る予算が継続的に確保される。
- ・ NLおよびBAからの協力が継続する。
- ・ MCITが効果的な啓発活動を継続して実施する。

成果達成のための外部条件

- ・ 本プロジェクトに必要な予算が確保される。
- ・ 選定された研修生が研修に参加するための時間を十分に確保する。
研修を通じてDAISY化する図書の電子データがテキスト形式で提供される。

6. 評価結果

本事業は、エジプト国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は大きい。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

本事業は、これまでに類似の事例がない新しい試みであるため、計画段階、実施段階を通して有識者への相談や民間セクターからの情報収集を継続するとともに、頻繁なモニタリングを行うことが重要である。共通点のある障害と開発分野の別案件から本事業に活用しうる教訓は、(2)の通り。

(2) 本事業への教訓

- ・ 多様な関係機関が関わるプロジェクトへの教訓：関係機関が多岐にわたる場合、それぞれの役割が認識されていないと、活動の効果発現に影響を及ぼす可能性がある。そのため、詳細計画策定調査を通して多岐にわたる関連機関の役割を明確化するとともに、実施段階においては連携・調整が適切に行われるよう、丁寧なフォローを行っていくことが重要である。
- ・ パイロットサイト選定に関する教訓（エジプト側の条件が整い、次フェーズ等でパイロットサイトを選定してDAISY図書の活用を支援する場合）：対象となる障害者がいることが確認されているサイトをパイロットサイトとして選定する。パイロットサイトの選定にあたっては、DAISY教科書のユーザーである、プリントディサビリティや学習障害のあるユーザーがいるサイト（学校等）を選定する必要がある。プリントディサビリティの概念が浸透しておらず、統計などで状況が把握されていない可能性が高いため、様々なソースから情報を得ながら適切なパイロットサイトを選定する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 3 か月 ベースライン調査

事業終了 3 年度 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

2 回／年： JCC における相手国実施機関との合同レビュー

事業終了 1 か月前： JCC における相手国実施機関との合同レビュー

広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴

1) 相手国にとっての特徴

エジプト政府は 2018 年を障害者年としており、障害者のソーシャルインクルージョンを推進する機運が高まっている。本プロジェクトの広報を効果的に実施することで、情報アクセシビリティに関する各種課題に対する認知度を高め、情報アクセシビリティ改善促進に向けたモメンタムの醸成に寄与する。

2) 日本にとっての特徴

本プロジェクトは ICT 技術を日本語という特殊言語に適合させてきた日本の技術や経験を、同じく特殊言語であるアラビア語を使用しているエジプトに移転することを通して、障害者の社会参画促進を図るものである。この技術移転には、情報保障のための支援機器開発で優れた実績を持つ日本の中小企業の技術を活用する。アラビア語で DAISY 図書が製作されるようになれば、例えばエジプト周辺国や欧州諸国などで難民として生活しているアラビア語を母語とする子どもへの教育への活用など、活用の幅は非常に広く、活用されれば大きなインパクトをもたらすものである。本プロジェクトの実績を日本国内・国外に向けて効果的に広報していくことで、様々な分野で DAISY が活用されるようになることを目指す。

(2) 広報計画

- プロジェクト活動に係るプレスリリース
- ウェブサイト、ソーシャルメディア等を通じたプロジェクトの紹介

第1章 詳細計画策定調査の概要

1-1. 調査の背景と目的

エジプト・アラブ共和国（以下、「エジプト」という）は、2017年に国連障害者統計に関するワシントングループの6つの質問を採用した初の国勢調査を実施した。その結果、障害者の数は約1011万人、全人口の10.67%となっている。

エジプトでは、障害者の教育や雇用へのアクセスは非常に限られている。障害者であることから学校への入学や企業への就職を断られるケースも少なくない。エジプトには障害児が約200万人いるが、その中で教育を受けている障害児はわずか1.8%に過ぎないとUNICEFは推定している。2009年に教育省の省令によりインクルーシブ教育が義務化されて以来、エジプトではインクルーシブ教育が推進されているものの、教師が障害児に不慣れでどう対応してよいかわからないなど障害児が受ける教育の質に関しては課題が多く、実践上の大きな課題が残っている。また、障害児がドロップアウトするケースは非障害児のケースの2倍という報告もある。このような背景から、障害者が教育を受ける機会は制限されており、その結果、雇用機会も制限されているという状況がある。

このような状況を改善する方法のひとつとして、教育や社会生活を送るうえで必要な図書・文書などの印刷された情報を、障害者にとってアクセスしやすいものにすることが考えられる。視覚障害者に加え、ディスレクシア³や学習障害などのある人にとって、紙に印刷された図書・文書を読むことは困難である。これらの印刷物を読むことに対する困難を示すための「プリントディサビリティ⁴」という概念があるが、プリントディサビリティのある人が理解しやすい形式で図書・文書を提供することで、これらの人々が学習する機会や仕事に就く機会、社会参加する機会を拡大することができると考えられる。そのためのツールのひとつに、DAISY（Digital Accessible Information System＝アクセシブルな情報システム）があるが、このようなICTを活用したツールは、ローマン・アルファベットを使用する言語では開発が進んでいるものの、特殊言語であるアラビア語に対応するものはほとんど開発されていない。このため、アラビア語のアクセシブルな図書の数や分野は非常に限定的である。このような背景のもと、エジプト政府は日本に対し障害者のための情報アクセシビリティを改善するための技術協力プロジェクトを要請した。日本には、アラビア語と同様に特殊言語である日本語に、DAISYを適応化してきた経験と技術があるため、本邦技術には優位性があるといえる。本事業を通してアクセシブルな図書の作成・普及に係る基盤づくりを支援することで、教育、雇用、保健、観光、

³国際ディスレクシア協会（The International Dyslexia Association）は2003年にディスレクシアを「神経学的な原因による特異的な学習障害」と定義しており、正確に、または流暢に単語を認識することに問題があり、綴りや読解する能力が乏しい症状の障害であると位置づけている。知的能力および一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える。日本語では、難読症、識字障害、読字障害、読み書き障害とも訳される。この分野は急速に研究が発展している分野であり、数年で従来の分類や定義とは全く異なる国際分類が提唱されるので、その点に留意することが必要である。本報告書では読字障害よりも狭い概念としての「ディスレクシア」を呼称として用いる。実践的には、本人の支援ニーズと提供可能な支援方法とのマッチングをはかり、その評価を進めることが重要である。

⁴印刷物を読むのが困難である障害の総称である。英語表記の“Print disabled”は、読字障害者と訳されている。対象者としては視覚障害者と「知覚もしくは読みに関する障害がある者で、そのために印刷された著作物を機能障害または障害のない者と実質的に同程度には読むことができない者」および「身体障害により本を持っていることや扱うことができない者、あるいは両目の焦点を合わせることや両目を動かすことや、読むために通常必要な条件を満たせるほどにはできない者」が含まれ、幅広い概念である（Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled 第3条）

防災など様々な分野で障害者の情報アクセシビリティが改善され、障害者の社会参加促進に寄与することが期待されている。これを受け、JICA は本プロジェクトの内容を検討するための詳細計画策定調査を行うこととした。

本詳細計画策定調査は、DAISY を用いたアクセシブル図書の製作支援ニーズ、情報通信省（以下、MCIT）をはじめとする関係省庁等の関係機関の現在の体制、能力、課題の確認し、協力対象や協力のアプローチ、プロジェクトの枠組みを確定することを目的に実施された。

1-2. 調査団構成と調査日程

1-2-1. 調査団構成

本詳細計画策定調査団の構成を、以下の表に示す。

表 1 調査団構成

第 1 次調査

担当事項	団員氏名	所属
総括	森田 千春	JICA 人間開発部社会保障チーム課長
評価分析	齊藤 記子	合同会社 適材適所
協力企画	山中嶋 美智	JICA 人間開発部社会保障チーム専門嘱託

*「障害と開発」分野に関するエジプト政府関係者とのコンサルテーションでエジプトに出張中の、河村宏氏（支援技術開発機構 副理事長）よりアドバイスを得ながら調査を実施した。

第 2 次調査

担当事項	団員氏名	所属
協力企画	山中嶋 美智	JICA 人間開発部社会保障チーム専門嘱託

*第 1 次調査と同様に、河村氏よりアドバイスを得ながら調査を実施した。

1-2-2. 調査日程

第 1 次調査は、2016 年 10 月 27 日から 11 月 17 日の日程で実施された。本調査開始までにエジプトの現地政府機関からの情報収集に必要な「セキュリティ・クリアランス」が発給されることを見込んでいたが、調査期間中を通して同クリアランスが発行されなかった。そのため、1 週目に予定していた MCIT との面談が実施できなかった。2 週目以降に 3 度、MCIT との面談し、実質的に M/M 協議を行ったが、セキュリティ・クリアランスが発給されていないため「非公式な」面談という位置づけとなり、本調査期間中の M/M 署名は叶わなかった。また、当初教科書の DAISY 化や学校での DAISY 教科書の活用を本プロジェクトのスコープに入れることを想定していたため、教育省との協議や学校の訪問調査も計画していたが、同様の理由により叶わなかった。

このような背景を踏まえ、2018 年 9 月 30 日から 10 月 4 日まで、第 1 次調査のフォローアップとして調査団を派遣し（第 2 次調査）、MCIT との協議を実施した。第 2 次調査の際にはセキュリティ・クリアランスが完了していたため、公式な協議となり、第 1 次調査で概ね合意していたプロジェクトのスコープを確認するとともに、実施スケジュールについて協議し、M/M に署名した。実際の詳しい調査日程を以下の表に示す。

表 2 調査日程

第 1 次調査

日付	曜日	森田	山中嶋	齊藤
10/27	金			13:50 カイロ到着
10/28	土	10:05 カイロ到着	10:05 カイロ到着	
		夕刻、団内打合せ		
10/29	日	AM : JICA エジプト事務所との打合せ PM : Dr. Khaled Hanafy Gomaa (国会議員) との面談		
10/30	月	AM : Baseera (視覚障害のある子どもへの支援を行う NGO) との面談 PM : 国立図書館との協議 夕刻、アレキサンドリアへ移動		
10/31	火	終日 : アレキサンドリア図書館との協議		
11/1	水	AM : Donyetna (視覚障害者への支援を行う NGO) との面談 PM : E-JUST 訪問、カイロへ移動		
11/2	木	AM : 発達障害の子どもの保護者との面談 (Caritas SETI) 文化大臣表敬訪問 PM : 国立図書館施設の視察 Dr. Alaa Sebeh (障害分野のコンサルタント) との面談		
11/3	金	団内協議		
11/4	土	資料整理		
11/5	日	AM : UNICEF との面談 PM : MCIT との協議		
11/6	月	終日 : 団内協議、MM 案作成		
11/7	火	終日 : 団内協議、MM 案作成		
11/8	水	AM : MCIT との協議 PM : MM 案修正、資料整理等		
11/9	木	AM : 日本大使館への報告 PM : JICA エジプト事務所への報告 19:05 カイロ出発		
				Handicap International との面談
11/10	金	帰国		
11/11	土			
11/12	日			AM : NCDA との面談 PM : UNDP との面談
11/13	月			AM : 国立図書館との面談 PM : HELM との面談
11/14	火			AM : MCIT との面談 PM : ITU との面談
11/15	水			報告書作成
11/16	木			HI との Skype 面談 JICA エジプト事務所への 報告
11/17	金			帰国

第2次調査

日付	曜日	調査内容
9/30	日	カイロ到着 協議に向けた準備
10/1	月	MCIT との協議 JICA エジプト事務所との打ち合わせ（他案件での DAISY 活用に関する意見交換）
10/2	火	JICA エジプト事務所との打ち合わせ案件での DAISY 活用に関する意見交換 団内協議・資料作成
10/3	水	MCIT との協議
10/4	木	日本大使館への報告 帰国

1-3. 主要面談者

調査団は、MCIT、国立図書館（以下、NL）、アレキサンドリア図書館（以下、BA）、視覚障害者支援を行う NGO、発達障害のある子どもの保護者、UNICEF、その他関連分野の現地有識者、日本大使館、JICA エジプト事務所等と面談し、聞き取り調査や協議を行った。本調査における主な面談者は、以下のとおりである。

表 3 主要面談者リスト

組織	名前	役職等
在エジプト日本大使館	香川 剛廣	特命全権大使
	孫崎 馨	参事官（経済班長）
	田中 秀和	一等書記官
情報通信省 (MCIT)	Dr. Abeer F Shakweer	Ministry' s Advisor for Social Responsibility Service)
	Ms. Bothaina Kamal	Head of Education Unit, Social Responsibility Service
	Eng. Hosam Abouelseoud	Innovation Manager, Minister' s Advisor Office for Social Responsibility and Services
	Ms Samah Aziz	International Affairs Researcher
	Ms Nivene Abo El-Kheir	International Affairs Researcher
国立図書館 (NL)	Dr. Ahmad Al Shoky	Chairman
	Dr. Howayda Kamal	Director General
アレキサンドリア図書館 (BA)	Mr. Amr Hegazy	Head of Digital Talking Books Section
	Ms. Lamia Abdel Fattah	Head of Library Sector
	Ms Yasmin Youssef	Manager of Taha Hussein Library for the visually impaired
	Ms. Gina Younis	Head of Innovation, Research and Technology Department
	Ms. Heba Hegazy	Specialist for Digital Talking Books

NCDA	Dr. Achraf Marii	
UNICEF	Ms. Hana Yoshimoto	Chief Education
	Dr. Inas Hegazi	Education Specialist
ITU	Mr. Kalim Abdelghani	
UNDP	Mr. Abd El-Hamid Ezzat	Communication Specialist, the unit of Innovation for Development
Baseera 視覚障害のある子ども への教育支援を行う NGO (カイロ)	Ms. Doaa Mabrouk	Co-Founder & Managing Director
	Ms. Samia Serry	Center Manager & Maths Consultant
	Dr. Sawsan El Messiri	Co-Founder
Donyetna 視覚障害者に教育・雇 用支援を行う NGO (アレ キサンドリア)	Mrs. Hanan	Founder of Donyetna
	Ms. Sarah	specialist on speech for children with multiple disabilities
	Mr. Ahmed	IT professional
CARITAS-SETI	Dr. Nadia	Pediatrician and Family Rehabilitation Specialist
	Ms. Eglal	Speech Therapy and Learning Disability Specialist
	Ms. Nermine	Mother of a boy with learning disability and Specialist in Ain Shams Center for Children Studies
	Ms. Heba and Ms. Mariam	Mothers of children with dyslexia, ADHD, dysgraphia and memory issues.
Handicap International	Mr. Reham Hussein	
HELM	Mr Ramez Maher	Founder and Managing Director
	Ms Ola Hesham	Outreach Officer
	Dr. Alaa Sebeh	Board member of NCDA
	Dr. Khaled Hanafy Gomaa	Parliament member

第2章 プロジェクト実施の背景

2-1. エジプトの障害者の現状

本調査では、現地 NGO を通して当事者や関係者へのインタビュー調査を実施し、障害者の状況について把握した。以下に、そのインタビュー調査で得た情報を整理する。

2-1-1. 情報・教育・就労に関する障害者の現状（特にプリントディサビリティのある人⁵）

情報へのアクセスの欠如：情報通信技術が進展したことで、多くの人により簡単に情報を入手し、また発信できるようになった。しかし一般的に、障害者への配慮は限定的であり、障害者と非障害者の間で得られる情報の格差が広がっている。紙に印刷された印刷物を読むことに困難なプリントディサビリティのある人々は、適切なツールを活用することでプリントディサビリティのない人々と同等に情報を入手できるようになるが、そのようなツールの普及は未だ限定的である⁶。エジプトの状況も同様であり、障害者の ICT 技術（特にアラビア語の支援ツール）へのアクセスや ICT 技術を活用した能力強化の機会、それら ICT 技術による情報保障を促進するための製作や人材の欠如が課題として報告されている⁷。プリントディサビリティという概念についても、視覚障害以外のプリントディサビリティ（ディスレクシアや学習障害など）に対する認知は極めて低い。

アラビア語対応の支援ツール：書籍のアクセシビリティ向上の技術として、拡大図書や音声読み上げ、点字、DAISY 図書などがある。DAISY 図書は、プリントディサビリティがある人々のためにカセットに代わるアクセシブルなデジタル録音図書の国際標準規格（Digital Accessible Information System）であり、現在、世界 50 カ国以上で使用されている（詳しくは第 3 章 3-2 「DAISY の概要」に記載）。ローマン・アルファベットを使用する言語では、DAISY 図書をはじめ、プリントディサビリティのある人々を支援するための技術の開発は進んでいるものの、特殊言語であるアラビア語に対応する支援技術や、アクセシブルな図書の数は非常に限られている。エジプトでは、唯一 BA に DAISY 図書の蔵書があるが、録音図書のみであり、文字の表示および音声との同期のできるマルチメディア図書はまだ製作・活用されていない。また、録音図書の数は非常に少なく、分野も芸術や文学に限られている。

エジプトに DAISY 図書が普及しない理由として、DAISY 図書を製作できる人材の不足、当事者や教育関係者においても DAISY があまり知られていないこと、DAISY 図書の活用は非常に難しい

⁵ マラケシュ条約では、紙の書籍の利用が困難な者（print disabled）とは、全盲、視覚障害、識字障害、身体障害などの者を指す。

⁶ 世界盲人連合（WBU）によると、毎年、世界中で出版される 100 万冊程度の書籍のうち、手に入れられるアクセシブルな形式の書籍は 7 パーセントであり、さらに、開発途上国の貧困国においては 1 パーセントである。出典：World Blind Union のホームページより <http://www.worldblindunion.org/English/our-work/our-priorities/Pages/The-World-Blind-Union-Marrakesh-Pocket-Guide.aspx>

⁷ MCIT（2015）ICT4PWDs 戦略における記述

という誤解が生じていることなどが挙げられる。また、製作や普及のコストが高いと認識されていることも指摘されている⁸。

障害者の教育と雇用の状況：

UNICEF は、エジプトには障害児が約 200 万人おり、その中で教育を受けている障害児はわずか 1.8%に過ぎないと推定している⁹。また、入学したとしても学校で教育を受ける際に必要な支援が受けられず、結局は学校をドロップアウトしてしまう障害児が少なからずいると考えられる。2009 年に教育省の省令によりインクルーシブ教育が義務化されて以来、エジプトではインクルーシブ教育が推進されているものの、事例 1 に示す通りエジプトのインクルーシブ教育には実践上での大きな課題がある¹⁰。また、15 歳以上の障害者の識字率は、非障害者の 65.8%より低く、37.6%に留まっている¹¹。このように、障害者の教育には大きな課題があり、その結果、雇用への機会も限定されるという悪循環に陥っているケースも多いと言われている¹²。障害者という理由だけで入学や就職を断られるケースも少なくないようである（事例 2）。

事例 1 - アレキサンドリアに住む視覚障害のある男性の教育に関する経験

アクセシブルな教科書や図書に限られており、コンピューターのプログラミングについて自力で学ぶしか方法がなかった。大学に進学する視覚障害のある学生もいるが、彼らに必要な配慮は提供されておらず、自らの力で勉強方法を見つけ出す必要がある。

事例 2 - アレキサンドリアに住む視覚障害のある女性（全盲）の雇用に関する経験

大学を好成績で卒業後、携帯電話会社への就職を希望していた。しかし、彼女が障害者という理由だけでインタビューは実施されなかったという。採用担当者が、障害者には仕事をする能力がないと誤解していることも考えられるため、視覚障害者を支援する現地 NGO が同社に何度も説明して啓発活動が続けているが、これまでのところ彼女が雇用される可能性はない。

⁸ アレキサンドリア図書館とのインタビュー調査（2017 年 10 月 31 日）

⁹ <https://www.unicef.org/egypt/education.html>

¹⁰ Emam and Mohamed (2011) Preschool and primary school teachers' attitudes towards inclusive education in Egypt: The role of experience and self-efficacy https://ac.els-cdn.com/S1877042811027923/1-s2.0-S1877042811027923-main.pdf?_tid=1406f0c0-eea4-11e7-8dec-00000aabb0f26&acdnat=1511259156_dd8c0443150cf47439edf98a91d93b22

¹¹ 2006 年国勢調査統計 UNESCO Institute for Statistics (2017) UIS contribution to 2018 UN flagship report on disability and development: education and disability

¹² 十分な教育が受けられないことは、障害者、非障害者双方にとって、貧困と社会からの除外に対する主要なリスク要因である。しかし、障害のある児童については、障害のない児童に比べ、教育不足による貧困のリスクはかなり高い。障害のある児童・若年者が教育から排除されていることは、高等教育及び雇用の機会からも排除されることにつながり、これが家族や社会生活への参加やそれらへの貢献を制限している。教育からの排除はまた、経済的・社会的な自立を妨げ、世代間の貧困の再生産につながるリスクを増加させる。参考：内閣府「障害者の状況に影響を与えている現在の傾向」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/hi-meet/current.pdf>

本調査で明らかになったインクルーシブ教育での課題を、以下の通りまとめる。

表 4 インクルーシブ教育の課題

状況	
障害への理解不足	障害児は学ぶ能力がないという偏見に基づき入学を断る。
物理的アクセシビリティの欠如	物理的アクセシビリティが乏しいために障害児の入学を断る。
教師の専門性の欠如	教師が障害児への対応方法がわからない。発達障害がある児童生徒への支援方法がわからない。
親の障害に関する知識の欠如	親が学習障害など障害児への対応方法を知らない。
障害児への合理的配慮の欠如	学校が障害児に合理的配慮を提供できていない。例えば、視覚障害のある生徒に対して点字教科書が配布されない/配布されても授業に間に合わないため、生徒とその家族が自ら点字の教科書を作成しなければならない。
経済的な問題	2017 年の教育省令 (Decree No. 252, August 2017) により、生徒のニーズに応じ、シャドウ教師 (Shadow Teacher - 生徒が授業の内容についていけるよう教師を補佐するアシスタント) の配置を認めているが、費用は個人による負担となる。エジプトの教育は無償であるが、実際には家庭教師につけないと進級さえも難しいとされ、経済力のない家庭の子供は良質の教育を受ける機会を奪われている ¹³ 。
限定的な民間による支援	カリタス (Caritas) のような NGO が普通学級で勉強している障害児の支援 (教員向けの啓発、障害の早期発見、適切な介入や教育方法にかかる技術研修等) を実施しているものの、その規模は小さく、障害児全体に支援が行き届いていない。

作成：インタビュー調査の結果を元に調査団作成

障害とドロップアウトの関係： UNICEF の報告書によると、2013-2014 年のエジプトの初等教育のドロップアウト率は 0.6%で、53,238 名の児童が何らかの理由でドロップアウトしている¹⁴。中学校 (12 歳から 14 歳) になると、ドロップアウト率は 4.5% (174,967 名) と上昇する。ドロップアウトの背景には、社会保障の不十分さ、児童労働のような貧困に起因する要因、早期結婚など社会・文化的な要因に加え、教育の質やコストなどシステムに関する要因などが絡み合った複雑な状況がある。今次調査でエジプトの障害に起因するドロップアウト数を確かめることはできなかったが、アメリカの研究では、高校に通う障害児のドロップアウト率が非障害児と比較して 2 倍高いという報告がある¹⁵。エジプトでは、障害のある親に代わって子どもが生計を立てる義務を負い、ドロップアウトするケースもある¹⁶。

¹³ 田中哲也 (2006) エジプト現代教育研究序説 - 無償教育制度とブラック・マーケット- http://www.fukuoka-pu.ac.jp/kiyou/kiyo15_1/1501_tanaka.pdf

¹⁴ UNICEF (2015) Children in Egypt https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/150130_Egypt_report_Eng_0.pdf

¹⁵ U.S. Department of Education (2015) Trends in High School Dropout and Completion Rates in the United States: 1972-2012 <https://nces.ed.gov/pubs2015/2015015.pdf>

¹⁶ Heba Hagrass (2009) [Definition of Disability and Disability Policy in Egypt](#)

表 5 初等・中等教育におけるドロップアウト率とその人数（性別）

2012/13-2013/14		
小学校	人数	%
全体	53,238	0.6
男	32,527	0.7
女	20,711	0.5
中学校	人数	%
全体	174,967	4.5
男	85,726	4.4
女	89,241	4.6

出典：UNICEF (2015) Children in Egypt

ディスレクシアとドロップアウトの関係：エジプトにはディスレクシアに関する統計は存在しない。ディスレクシアの診断は公立医療機関で受けることになっているが、実際に診断を受けるケースは稀である。小児精神科医が配置されている公立校では行動、知能指数（IQ）、自閉症診断等が実施されるケースもあるが、小児精神科医が配置されている学校は少ない。公立小学校・中学校の場合、ディスレクシアを含む学習障害は殆ど認識されておらず、学校も親も「勉強が苦手な子ども」と判断している。カリタス (Caritas) によると、教育現場を見る限り、ディスレクシアよりも注意欠陥／多動性障害（ADHD）の児童が多い印象ということである¹⁷。

日本の事例 - 発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする生徒への支援の現状

日本の研究では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒は、小学校では 7.7%、中学校では 4.0%と報告されている（全体では 6.5%）。しかし研究当時、6.5%の児童生徒のうち、なんらかの支援がなされているのは 55.1%で、何の支援もなされていない児童生徒は約 40%であった¹⁸。

識字障害 (Dyslexia)

国際ディスレクシア協会 (The International Dyslexia Association) は 2003 年にディスレクシアを「神経学的な原因による特異的な学習障害」と定義しており、正確に、または流暢に単語を認識することに問題があり、綴りや読解する能力が乏しい症状の障害であると位置づけている。知的能力および一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える¹⁹。日本語では、難読症、識字障害、読字障害、読み書き障害とも訳される。

ディスレクシア有症率：先天的に神経学的素因の発現する頻度には、国や人種による差は認められず、軽度の例を含めると全人口の 6～10%の人々が素因を持っていると報告されている

2021。

¹⁷ 文章を理解できているかどうかは外見上わからないことが多く、AD/HD は外見上わかりやすいという点に留意する必要がある。日本の場合、ディスレクシアの男児が適切な支援が得られない場合は、授業に参加しなかったり、反抗的な態度や不登校など、行動面の二次的障害があらわれることが多いが、女児の場合は、そのように顕在化せず、授業中はおとなしくしている低学力児とみなされていることが多い。

¹⁸ 文部科学省（平成 24）通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf

¹⁹ ディスレクシアは文字の認識と音声言語との連携に関する困難であり、筆記することの困難を伴う場合が多いが、書字が困難であっても必ずしもディスレクシアではない。「読み書き」障害とすると「読み」か「書き」のどちらかか両方に問題がある人々としてとらえる誤解を招くおそれがある。読むことに問題は無いが筆記が困難な人々はディスレクシアとはされない。

²⁰ 石井加代子（2004）読み書きの学習困難への対応策 <http://data.nistep.go.jp/dspace/bitstream/11035/1557/1/NISTEP->

学習障害 (Learning Disabilities)

文部科学省によると、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい障害を示す様々な状態を示すものである。中枢神経系の何らかの機能障害が原因であると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接的な原因となるものではない。²²」

発達障害

日本の発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。主な発達障害には、以下に説明する自閉症、学習障害、ADHD などがある。

自閉症 (Autistic Disorder)

自閉症とは3歳位までに現れ、1)他人との社会的関係の形成の困難さ、2)言葉の発達の遅れ、3)興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される^{23,24}。

注意欠陥／多動性障害 (ADHD) <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder:ADHD>

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。7歳以前に現れ、その状態が継続する。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される²⁵。

知的障害

記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいう。

日本の特別支援教育では、以下のようなそれぞれの障害に配慮した教育が必要とされる²⁶。

- (1) 視覚障害教育
- (2) 聴覚障害教育
- (3) 知的障害教育
- (4) 肢体不自由教育
- (5) 病弱・身体虚弱教育
- (6) 言語障害教育
- (7) 自閉症・情緒障害教育
- (8) 学習障害、ADHD の教育

[STT045-13.pdf](#)

²¹ただし、発音と綴りの一致性が高い言語（イタリア語、フィンランド語等）とそうではない言語（英語、日本語）との間にはディスレクシアの発症率に有意な差があるとも言われており、アラビア語は、文脈によって同じ綴りでも意味も発音も変わるので、ディスレクシアの発症率が高い可能性がある。

²² 文部科学省 平成11年7月の「学習障害児に対する指導について（報告）」

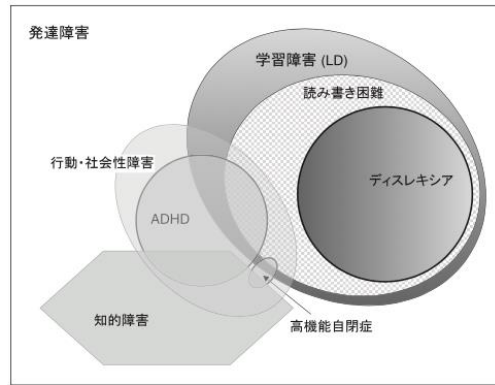
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm

²³ 文部科学省 平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

²⁴最近では、自閉症スペクトラム（Autism Spectrum Disorders）として、自閉症をアスペルガー症候群まで含めて、知的な能力とは別の、コミュニケーションに関わる障害としてとらえるのが潮流であり、早期介入の結果、従来はコミュニケーションが成立しないために知的な発達が期待できないとされていた「重度」の自閉症児にも有効な教育方法が開発されてきている。

²⁵ 同上

²⁶ 文部科学省ホームページ「特別支援教育について」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004.htm



全児童の10%程度にディスレキシアの素因があるとされるが、重症度や言語の要素により、症状の顕在化する度合いは異なる。各症状の重複に関する諸説については、専門論文を参照するよう。

科学技術動向研究センターにて作成

図 1 発達障害・読み書き困難の中でのディスレキシアの位置（概念図）²⁷

出典：石井 加代子(2004)「読み書きのみの学習困難（ディスレキシア²⁸）への対応策」より抜粋²⁹

雇用に関して、エジプトでは 50 名以上の従業員がいる企業では、5%に相当する数の障害者を雇用することが法律で定められている（新障害者法では引き上げる予定）。しかし、啓発不足に加え、法律違反した場合の罰金が約 2.5 米ドルと少額であることから、法律に遵守する企業は少ないようである。視覚障害者に手工芸の製作訓練を行い、障害者の生計向上を支援する現地 NGO はあるものの、規模は限定的である。また、障害者の生計を支える障害年金を受給できる対象者は限られている。本調査でインタビューした全盲の男性は、「社会連帯省に給付を要求するのは屈辱的であり、自分たち障害者の尊厳は守られていない。」と話していた。

2-1-2. 障害の定義

1) 障害の定義

現在、エジプトでは国の障害分野の包括的な政策となる障害法が策定されている。障害問題国家評議会（NCDA）によると、障害法における障害の定義は障害者権利条約（CRPD）に準拠した内容となっている。障害法策定以前は障害者のリハビリテーション法 No. 39（1982 年の法律 49 により改訂）が包括的な法律として認識されてきた³⁰。同法の第 2 条によると、障害者は「身体的、精神的、感覚的あるいは先天的な機能障害により、働くこと、仕事を維持することが難しく、他の作業が実行できない、あるいは、低下した能力を持つすべての者。」と定義されている。

²⁷ この図はディスレキシアの概念を簡略に示しているが、実際には ADHD や ASD（Autism Spectrum Disorders）と発達性ディスレキシアの重複は広く認められていることに注意が必要。また、脚注 3 の通り本分野は近年研究が進展しており、WHO の国際統計分類第 10 版（ICD10）（2015）と 2018 年発行予定の ICD11 でも大きく変わっている。

²⁸ 本報告書で Dyslexia の日本語表記は「ディスレキシア」としているが、この図の原典では「ディスレキシア」と表記されていたため、本報告書のこの部分のみ「ディスレキシア」としている。

²⁹ 石井 加代子（2014）読み書きのみの学習困難（ディスレキシア）への対応策
<http://data.nistep.go.jp/dspace/bitstream/11035/1557/1/NISTEP-STT045-13.pdf>

³⁰ UNESCWA（2015）Disability in the Arab Region
https://www.unescwa.org/sites/www.unescwa.org/files/page_attachments/disability_in_the_arab_region-an_overview_-_en_1.pdf

2) プリントディサビリティの定義

エジプトにはプリントディサビリティの定義は存在しない。プリントディサビリティという概念もエジプトではまだ新しい。

プリントディサビリティ (Print disability) とは

印刷物を読むのが困難である障害の総称である。英語表記の “Print disabled” は、読字障害者と訳されている³¹。対象者としては視覚障害者と「知覚もしくは読みに関する障害がある者で、そのために印刷された著作物を機能障害または障害のない者と実質的に同程度には読むことができない者」および「身体障害により本を持っていることや扱うことができない者、あるいは両目の焦点を合わせることや両目を動かすことや、読むために通常必要な条件を満たせるほどにはできない者」が含まれ、幅広い概念である³²。

2-1-3. 障害関連統計

障害者支援政策の策定及び施策の実施において障害者人口、種別、程度、所在の把握は不可欠であり、障害関連統計整備が同国の障害と開発分野における最優先課題の一つとなっている。

1) 国勢調査

エジプトには信頼性の高い障害統計が存在しなかったことに対応して、2017 年に人口・住宅センサス及びその他の統計調査を担当する中央動員統計局（CAPMAS: Central Agency for Public Mobilization and Statistics）が実施した国勢調査では、国連障害者統計に関するワシントングループの 6 つの質問が活用された³³。その結果、障害者の数は約 1011 万人、全人口の 10.67%である³⁴。2006 年国勢調査では障害者人口は約 4 万 8 千人、全人口の 0.65%と発表されており、2017 年の統計は WHO が推計する障害者人口の 15%という数字に近づいた形となった。2006 年国勢調査に引き続き、2017 年国勢調査においても年齢別の障害者の数は報告されていない。

機能障害については、2006 年の国勢調査では、視覚障害、聴覚障害、運動障害、精神障害の 4 つの区分であったが、2017 年にはワシントングループの 6 つの質問項目が採用されたため、6 つの区分で集計されている。

³¹ WIPO 日本事務所の訳

³² 盲人、視覚障害者及び読字障害者の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約（Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled）の第 3 条。マラケシュ条約の和訳については、文化省の参考和訳が参考になる。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h26_02/pdf/sanko_2.pdf

³³ The Washington Group Short Set of Questions on Disability: 1. Do you have difficulty seeing, even if wearing glasses? 2. Do you have difficulty hearing, even if using a hearing aid? 3. Do you have difficulty walking or climbing steps? 4. Do you have difficulty remembering or concentrating? 5. Do you have difficulty (with self-care such as) washing all over or dressing? 6. Using your usual (customary) language, do you have difficulty communicating, for example understanding or being understood? <http://www.washingtongroup-disability.com/wp-content/uploads/2016/01/The-Washington-Group-Short-Set-of-Questions-on-Disability.pdf>

³⁴ この数字は 5 歳以上の障害者を対象にしているため、5 歳未満の障害児を入れると、実際の数はもう少し多いと考えられる。

表 6 機能障害別障害者人口割合（2017 年）

	コミュニケーション障害（理解が難しいあるいは理解されるのが難しい）	セルフケアが難しい	歩行・階段昇降が難しい	記憶・集中困難	聴覚障害	視覚障害
合計	2.78%	2.94%	6.32%	3.65%	3.59%	4.73%
男	2.88%	2.95%	6.17%	3.62%	3.58%	4.80%
女	2.67%	2.93%	6.49%	3.67%	3.60%	4.66%

出典：Central Authority for Public Mobilization and Statistics, 2017

表 7 地域別・種別障害者人口割合

県名	コミュニケーション障害（理解することが困難、あるいは理解されることが困難）	セルフケアが難しい	歩行・階段昇降が難しい	記憶・集中困難	聴覚障害	視覚障害	合計
Cairo	3.69	3.52	8.71	4.65	5.05	7.50	14.82
Alexandria	2.77	3.07	7.90	4.11	4.42	6.59	13.23
Port-Said	2.33	3.05	6.17	3.56	3.82	5.93	10.83
Suez	2.36	2.53	6.00	3.37	3.56	5.11	10.02
Damietta	2.60	3.05	6.38	3.90	3.92	5.46	10.72
Dakahliya	2.32	2.97	6.25	3.45	3.42	4.83	10.01
Sharqia	2.43	2.59	5.51	3.15	3.08	4.02	9.10
Kalyobiya	2.88	2.90	6.47	3.75	3.61	4.93	11.50
Kafr El Shiekh	3.38	3.77	7.24	4.55	4.30	5.14	11.64
Al Gharbya	2.44	2.73	5.93	3.46	3.38	4.41	9.89
Monofiya	2.35	2.45	4.88	3.06	2.81	3.47	8.29
El-Beheira	2.88	2.97	6.39	3.89	3.54	4.27	10.38
Ismailia	2.27	2.77	6.20	3.15	3.20	4.37	10.27
Giza	2.83	2.74	6.13	3.48	3.50	4.46	10.79
Bani Souwaif	2.53	2.79	5.56	3.43	3.05	4.15	9.83
Fayoum	2.41	2.48	5.23	2.98	2.93	3.59	8.87
Menia	2.99	3.29	6.42	3.85	3.70	4.71	11.11
Assiut	3.33	3.16	6.16	3.89	3.67	4.19	10.72
Sohag	2.92	3.26	6.11	3.61	3.41	3.78	9.73
Qena	2.53	2.85	5.79	3.23	3.06	3.21	8.85
Aswan	2.33	2.31	5.48	3.36	3.18	4.62	10.12
Luxor	2.38	2.60	6.22	3.19	3.54	4.58	10.10
The Red Sea	1.77	2.06	4.62	2.15	2.51	4.77	8.86
New Valley	1.45	1.67	4.23	1.98	2.16	3.49	7.54
Matrouh	4.29	3.33	5.25	4.07	3.50	5.65	12.82
North Sinai	1.31	1.74	2.73	1.70	2.17	2.80	5.74
South Sinai	1.45	1.77	1.98	1.76	2.05	1.83	4.17

注 1：知的障害の側面を反映する質問。。

注 2：その他、都市・農村別、性別データがあるが、年齢別のデータはない。

出典：Central Authority for Public Mobilization and Statistics, 2017

2) 障害児調査

UNICEF によると、教育省主導で障害児に関する統計調査計画が進んでおり、質問票も作成されたとのことであるが、それ以降の進捗に関する確かな情報は得ることができなかった。

3) 機能障害の主な原因³⁵

エジプトにおける機能障害³⁶の主な原因として、貧困が原因で不衛生な生活環境や安全な水へのアクセシビリティが不足していることや、ゴミ処理の仕方も適切ではないことも挙げられている。こうした環境が様々な感染病を引き起こし、機能障害の原因となっていることが考えられる。また、栄養不良も機能障害の原因ともなっている。例えば、ビタミン A 欠乏は視力低下につながる。妊娠中の栄養不良は、胎児の精神的・身体的発達に大きく影響を与える可能性がある。社会文化的背景として社会的には同族結婚もあり、障害児の誕生が多い原因であると言われている。また、女性の割礼は法律で禁止されているにもかかわらず、実際には実施されており障害につながるケースもある。

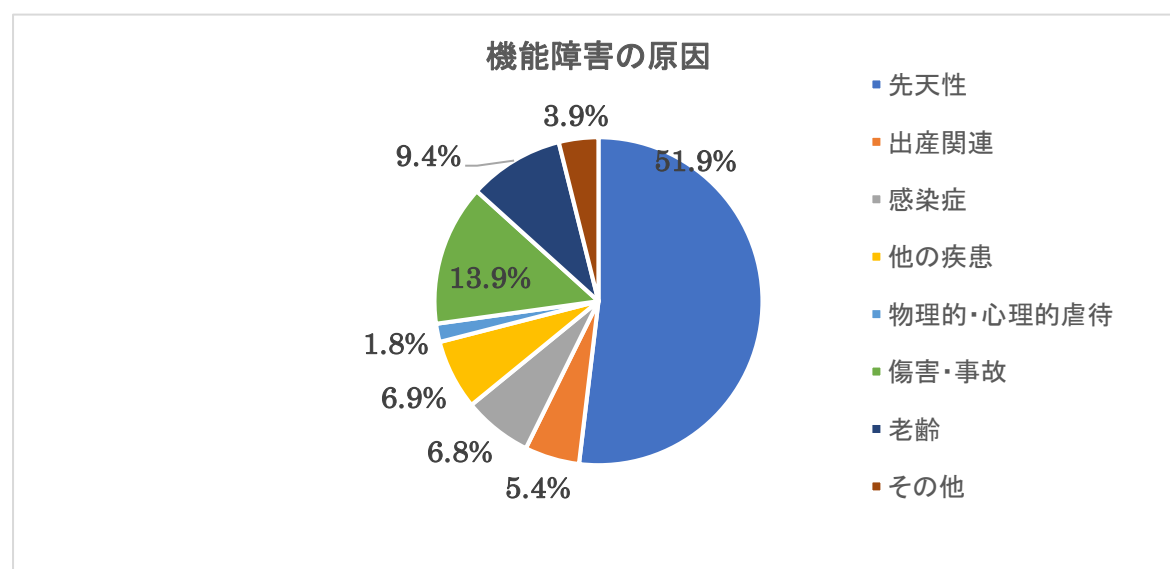


図 2 機能障害の原因

図：調査団作成

出典：ESCWA and League of Arab States (2014) Disability in the Arab Region - An Overview

2-2. 障害関連施策（特にプリントディサビリティのある人）の概況（政策・法律）

障害者の貧困を削減し社会参画を促進することは、エジプト SDG s を達成する上で重要な課題の一つとして認識されている。開発課題戦略“Vision 2030”には障害に関する課題が掲げられ、大統領のイニシアチブで 2018 年を「障害者の年」と定めるなど、エジプト政府は障害分野

³⁵ エジプトの障害の原因については、以下の 3 つの文献を参考にした。

UNESCWA (2014) [Disability in the Arab Region - An Overview](#)

WHO (2015) [Health profile 2015 Egypt](#)

Heba Hagrass (2009) [Definition of Disability and Disability Policy in Egypt](#)

³⁶ CRPD では、機能障害 (Impairment) と障害 (Disability) を明確に区別している。

を優先課題として位置付けている。このようにエジプトにおける障害に関する取り組みを推進していくモメンタムは高く、ゆっくりではあるが着実に前進していると言える。その背景には、2011 年の革命がきっかけとなったと報告されている³⁷。革命時には多くの人々が負傷して障害者となり、メディアの注目を集めた。革命後、エジプト国民が声を高くして自らの権利を主張し始めたことで、この重要な転換期の最重要事項として人権を捉えるようになった³⁸。

2-2-1. 障害政策に関連する行政機関

本調査の文献調査、インタビューや現地調査を通じ収集した情報をもとに、障害関連の政策を掲げている機関、あるいは活動を実施していると確認できた機関とその概要を表に示す。

表 8 障害政策に関連する行政機関

機関	部局	活動の概要	戦略
国家障害評議会 (NCDA)	—	障害と開発分野における中心的な機関。政策策定、各種施策の促進、障害者支援の監督及び関連省庁・NGO・当事者団体間の連携及び調整、啓発、障害者からの苦情の受理など。	2012 年に設立 障害法に基づく国家障害戦略を 2018 年に策定予定
情報通信省 (MCIT)	社会的責任大臣アドバイザー事務局	イノベーション及び ICT の活用・普及を通じた情報アクセス改善による障害者の社会参画を促進。	ICT4PWDs (2012 年)
教育省 (MoE)	特別支援教育課	特別支援学校やインクルーシブ教育に係る政策策定、特別支援学校の監督、インクルーシブ教育の導入。	教育に関する障害者のインクルージョン 5 年戦略計画 (2007–2012) ³⁹
高等教育省 (MoHE)	未確認	高等教育政策の策定・計画、高等教育機関の監督・調整、品質管理。	未確認
社会連帯省 (MoSS)	—	障害者への義肢の提供を含むリハビリテーションサービスの提供、社会福祉政策や計画の策定・サービスの提供、NGO の認定証発行、障害者認定・登録（就労能力を有する障害者のみを対象。登録者は社会連帯省及び労働力・移民省傘下の職業訓練センターにて訓練を受けることが可能）。	社会保障に関する国家障害 3 年計画 2016 年に策定

³⁷ エジプト国家人権委員会 8 期報告書 (2011–2012) (NCHR)
<http://www.nchregypt.org/media/ftp/annual%20report%208%20E.pdf>

³⁸ 同上

³⁹ この 5 年計画については本調査では確認できなかった。

保健省 (MoH)	－	障害の予防、早期発見、早期介入、早期治療。	保健に関する国家障害計画（未発表）
労働力・移民省 (MoM)	未確認	国内の国有・民間企業に対する障害者の法定雇用率の監督、労働市場動向調査・分析、各県の地域事務所における就労希望の登録、技能認定証の発行、就労希望者への推薦状の発行、斡旋等による就労支援を担当。	未確認
国家母子評議会 (NCCM) 首相直轄組織	障害セクション	未確認。	未確認
国家人権委員会 (NHRC)	障害委員会	障害者の権利擁護。障害者の権利に関する啓発セミナーや会議などの開催。	－

出典：調査団作成

＜障害と開発分野における中心的な機関＞

障害と開発分野における中心的な機関としての役割を果たすのが国家障害評議会（NCDA）である。NCDA は、2011 年 6 月の首相令 410 号（ガンズーリ元首相）により 2012 年に設立され、CRPD の第 33 条を基本として、政策策定、各種施策の促進、障害者支援の監督及び関連省庁・NGO・当事者団体間の連携及び調整、啓発、障害者からの苦情の受理を目的としている。憲法 214 条に基づく 3 つの首相直下独立機関の 1 つである⁴⁰。NCDA はカイロ県内にある本部及び国内 10 か所の地域事務所において自治体、民間企業、NGO 等へ技術支援を実施するとともに、障害当事者やその家族に対してそれぞれのニーズに対応した支援実施機関を紹介している。今後全県（27 県）への地域事務所設立を計画中である。設立は 2012 年であるが、実際に活動が実施され始めたのは 2015 年からである。NCDA を中心に一部の機関・省庁の間ではある程度情報共有や障害者支援施策に関して議論・連携が進んでいるものの、全ステークホルダーを交えた国家レベルでの協議・連携は図られていない。本調査実施時点（2017 年 11 月）では 55 名の職員と、15 名のコンサルタントがアドバイザーとして働いている。理事の構成は表 9 の通り。3 か月ごとに定期会合が開催される。

表 9 NCDA 理事の構成

カテゴリ	数	所属機関等
NCDA	3	
関連省庁	6	MoE, MCIT, MoH, MoSS, MPMAR, MoMI
	8	省庁以外からのメンバーの選定は、首相事務所からの指名制を採用。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などすべての障害タイプをカバーするよう専門家を指名する。

出典：調査団作成

⁴⁰ 国家女性評議会（National Council for Women）、国家母子評議会（National Council for Childhood and Motherhood）、国家障害評議会（National Council for Disability Affairs）

2018 年の NCDA の活動予定

- 障害法案に基づく障害戦略の策定（3～5 年計画）
- メディア啓発キャンペーン：2016 年に実施された NCDA の障害者のメディア・カバレッジに関する調査では、パラリンピックや音楽のパフォーマンスのみに焦点が当てられており、教育や雇用に関するポジティブなイメージが湧きにくい状況となっている。この状況に対応して、シェル社と連携して、特に教育と雇用分野での障害者の好事例のプロモーション・ビデオを制作し、全国に放映する予定。
- 障害者への態度に関する国家調査：大学や国立大学最高評議会（SCU: Supreme Council of University）と連携して調査を実施する予定。この調査結果に基づき、障害者への接遇に関する研修を実施したい意向である。

2-2-1. 憲法

2014 年 1 月に国民投票の結果改正された新憲法第 2 章第 81 条では、政府は障害者に対して健康、経済、文化、娯楽、運動、教育、政治参加、社会参画における権利と平等な機会の提供を保障するとして、障害者に対する権利と機会の平等が規定されている⁴¹。憲法には、その他障害者への直接的な言及がある条項と間接的に関係する条項（11 条：女性の保護、17 条：社会保障、18 条：保健）がある。

表 10 憲法での障害者への直接的言及がある条項

条項	概要
2 章, 81 条	政府は障害者の健康、経済、社会、文化、娯楽、スポーツ、教育への権利を保障する。個人に仕事の機会を与え、クォータ制を設け、環境を整備する。平等、正義、公平な機会を達成するために政治に参加する権利、他の市民との統合を行使する権利を保障する。
80 条	障害児の社会とリハビリテーションへの組み込みへの権利を保障する。
214 条	NCDA を設立し、NCDA に法的・技術的・財政的な独立性を与える。244 条は、障害者が NCDA の代表を務めることを承諾している。

出典：文献調査の結果を元に調査団作成

⁴¹ African Disability Rights Yearbook (2014) Egypt Country Reports <http://www.saflii.org/za/journals/ADRY/2014/>

2-2-2. 法律

表 11 障害関連法

	法律名	概要
(1)	障害法案 Disability Law	CRPD に準拠して NCDA が策定した国家障害法案が、年内に施行される予定である。2015 年 4 月以降、NCDA 及び議会内に設置された「家族、女性、障害委員会 (Family, women and disability committee) (委員 16 名で構成。委員長は NCDA 前事務局長の Dr Heva Hagra, Helm Co-founder の Mr. Ramez の妹の Ms Caroline 議員も同委員会メンバー)」を中心に草案作業が進められてきた。議会での協議や市民社会との協議を重ねた後、議会で 2017 年 11 月に採択される予定で、その後、2017 年 12 月に首相命令において成立が宣言される予定である。成立翌日から有効となる。 NCDA は同戦略を障害者支援実施省庁・機関や障害当事者の意見を反映したより合理的かつ現実的な戦略とすべく、関係省庁と連携の上 NGO 等障害者支援実施機関、障害当事者及びその家族の意見を取りまとめた上で策定することを目指した。同評議会は全国の障害者支援を行う NGO の大半とのコネクションがあり、このネットワークを活用し NGO 及び障害当事者の意見の集約を図った。 同法では、障害者に ID カードが発行され、カード保持者には様々な配慮が提供される。政府機関や NGO など働く場合の障害当事者・介護者の労働時間の短縮、適切な住宅や交通手段の提供、教育機関への包摂、政府や財政機関のサービスへのアクセスを容易にするための合理的配慮などについて盛り込まれている⁴²。
(2)	リハビリテーション法 第 39 号 (1975 年制定、 (法律 49 号 1982 年改定)) Rehabilitation Law	同法は障害者基本法として位置づけられており、以前の国内法第 116 号「社会保障法」、第 14 号「リハビリテーション法」、その他の社会保険法等を一括にしたものであり、社会、心理、医療、教育、雇用分野における障害者への支援を規定している。雇用、社会保障について規定している他、歩行器、車いす、義肢、補聴器など基本的な福祉用具の提供を義務付けている⁴³。同法施行により障害に関する協議会（議長：社会連帯大臣）が設立されたが、実態としては機能していなかった。2007 年まで国家母子評議会のイニシアチブにより同法の改正作業が進められていたが、その後改正されておらず、本調査では法改正に向けた動きは確認できなかった。 1982 年の同法の改定時には、第 9 条において 2%だった法定雇用率が 5%に引き上げられた。
(3)	社会福祉法 Social Welfare Law	1975 年の社会保障法第 25 号 (1977 年改定) 及び第 92 号 (1980 年改定) は労災による障害者に対する賠償や年金給付等、社会保障に係る権利を保障している⁴⁴。1975 年の社会福祉法 79 以降、特に法律第 25 号 (1977 年) および法律 92 (1980 年) は、障害者の福祉権を特別に扱う法律の一つである。これらの法律では、仕事に関連した怪我や病気による障害者が適切な報酬と年金を受け取れることを規定している⁴⁵。

⁴² Ahmed Hidji (2016) New legislation to bolster services for Egypt's disabled <https://www.al-monitor.com/pulse/originals/2016/06/egypt-draft-bill-people-with-disabilities.html>

⁴³ <http://www.egypt.gov.eg/english/laws/pdf/Book2.pdf>, Egypt's Government Service Portal

⁴⁴ African Disability Rights Yearbook (2014) Egypt Country Reports <http://www.saflii.org/za/journals/ADRY/2014/>

⁴⁵ <http://www.saflii.org/za/journals/ADRY/2014/8.pdf>

(4)	労働関連諸法 Law of Civilian Employees Law of Public Sector Employees	リハビリテーション法 39 号第 1 章第 9 条（1975 年制定、（法律 49 号 1982 年改定））では、従業員数が 50 名以上の企業に対して 5%の障害者法定雇用率を定めている ⁴⁶ 。法定雇用率を満たさない企業に対しては罰金の支払いが義務付けられている ⁴⁷ 。 民間従業員法第 47 号（1978 年）及び公務員法第 48 号（1978 年改定）は、障害のある労働者に関する条項がある。公務員法第 48 号では、公的機関に対し障害者の雇用を義務付けている ⁴⁸ 。
(5)	児童法 Egyptian childhood law number 12 of 1996	同法律の 6 章「障害児のためのケアとリハビリテーション」で障害児が 1) 統合と参加を促進する社会的サービス、ヘルスサービス、精神的サービスを受ける権利、2) 医療・精神・社会・教育・雇用リハビリテーションを受ける権利を保障している。リハビリテーションサービスは無料で受けられる。管轄省庁は社会連帯省。第 85 条では、高等教育省の責任で、高校の成績が 50%以上だった障害者の大学入学進学を許可し、施設の提供をすることを義務付けている。学部は商学部、芸術、法学と限定されている。
(6)	教育に関する省令等	教育省の決議案第 154 条では、視覚障害、聴覚障害、精神障害などのある子どもと、病院の診断と治療が必要な障害児を特殊学校に受け入れる義務があると明記している。2009 年の省令 94 によりインクルーシブ教育を義務化し、2015 年の省令 264（インクルーシブ教育の義務化改訂版）により、効率・私立学校への入学を希望する障害児を入学させることが義務化された ⁴⁹ 。 2017 年の教育省令（Decree No. 252, August 2017）により、障害のある生徒に対する新しい合理的配慮が認められた。概要は以下のとおり。 - 対象は視覚障害、運動障害、聴覚障害、知的障害、自閉症、学習障害及び ADHD。 - 障害のある生徒に対し、障害の種別・程度に基づき、入学・期末試験受験時にアシスタントの配置を認める。合理的配慮を受けるには教育省認定の医療機関による障害種別・程度の証明が必要。アシスタントの雇用・配置は学校承認のもと各家庭が行う。 - 生徒のニーズに応じ、アシスタント教師（Shadow Teacher - 生徒が授業の内容についていけるよう教師を補佐するアシスタント）の配置を認める。 - 生徒の能力に応じたカリキュラムを検討する。 - 生徒のニーズに応じ、点字及び拡大教科書を提供する。 - 全ての公立校にリソースルームを設置する。 - その他同省令では、障害のある生徒が所属するクラスを担当する教員には給与 25%増のインセンティブが提供されること、これらの合理的配慮を受けて卒業した生徒の卒業証書には「合理的配慮を受けて卒業した」旨記載されることが明記されている。

出典：文献調査やインタビュー調査の結果を元に調査団作成

⁴⁶ 5%というのは他のアラブ諸国と比較しても高い方で、一番高いのはモロッコの 7%となっている。UNESCWA (2014)

[Disability in the Arab Region - An Overview](#)

⁴⁷ <http://www.egypt.gov.eg/english/laws/pdf/Book2.pdf>, Egypt's Government Service Portal

⁴⁸ African Disability Rights Yearbook (2014) Egypt Country Reports <http://www.saflii.org/za/journals/ADRY/2014/>

⁴⁹ Emam et Mohamed (2011) Preschool and primary school teachers' attitudes towards inclusive education in Egypt: The role of experience and self-efficacy https://ac.els-cdn.com/S1877042811027923/1-s2.0-S1877042811027923-main.pdf?_tid=1406f0c0-cea4-11e7-8dec-00000aab0f26&acdnat=1511259156_dd8c0443150cf47439edf98a91d93b22

2-2-3. 国家開発計画

Egypt Vision 2030

エルシーシ政権が公表した「持続的開発のための戦略（The Sustainable Development Strategy (SDS) : Egypt Vision 2030)」において、障害者を開発から取り残される危険性のある脆弱なグループの一つとして位置付け、女性、子供、若者、貧困線以下の人々、移民と共に障害者のインクルージョンを確保するため、インクルーシブな社会開発の達成を目指している⁵⁰。

2-2-4. 障害戦略

① 障害分野全体の戦略

障害法に沿って国家障害戦略が策定される予定である。NCDA 主導で関連機関と共に策定が進められており、NCDAによると 2018 年に完成予定である。

② 障害年 2018 (The Year of Disability 2018)

エジプトでは、2016 年が若者の年と大統領により宣言され、2017 年は女性の年と宣言された。それに続き、2018 年が障害の年に決定されたのは、Ismailia で 2016 年に開催された若者大会の参加者が大統領に提案した結果であり、若者大会での大統領のスピーチ中に 2018 年を障害の年にすることが宣言された。2016 年の若者の年や 2017 年の女性の年に引き続き、関連省庁の責任を明確にし、法律の採択などを障害者に関連する取り組みを促進する突破口となるとして期待されている（新聞記事による⁵¹）。NCDAによると、①啓発、②アクセシビリティ（物理的アクセシビリティ・情報アクセシビリティ）、③障害当事者の能力強化の 3 つのテーマで活動が計画されるとのこと。

③ 分野ごとの戦略

現在エジプト政府内には 3 つの障害戦略が存在する。1 つ目は MCIT が 2012 年に発表した“ICT4PWDs”、2 つ目は社会連帯省が 2016 年に発表した 3 カ年戦略、3 つ目は保健省が WHO と共に策定した保健分野における障害戦略である（未発表）。以下に MCIT と社会連帯省の戦略について詳しく記述する。

(1) 情報保障関連戦略

MCIT は 2012 年に情報保障に関する戦略 “ICT4PWDs” を策定した⁵²。その目的は、ICT を活用して障害者の社会参加を促進し、障害者がエンパワーされる社会の実現を目指すことである。ICT4PWDs では、①教育、②研修、③雇用という 3 つのテーマの下、7 つの戦略目標が設定されている（図 4 参照）。ICT4PWDs 戦略には、障害者への情報保障の課題として障害者の ICT 利活用に関する政策の欠如、ICT ツールを通じた障害者の能力強化を支援する環境の欠如、アラビア語対応の支援ツール、同分野での人材不足などがあげられている。戦略で設定されている 7 つ

⁵⁰ Egypt Ministry of International Cooperation (2016) Egypt National Review Report for Input to the 2016 HLPF <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/10738egypt.pdf>

⁵¹ <http://www.ahram.org.eg/News/202251/59/591972/%D8%A2%D8%B1%D8%A7%D8%A1-%D8%AD%D8%B1%D8%A9/-/%D8%B9%D8%A7%D9%85-%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%B4%D8%AE%D8%A7%D8%B5-%D8%B0%D9%88%D9%89-%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%B9%D8%A7%D9%82%D8%A9.aspx>

⁵² Inclusion, Empowerment, & Participation - the General framework of MICT to empower persons with disabilities

の戦略目的の 2 つ目には、教育および保健における機会平等の促進を目指しており、2030 年までに国内 3,000 校(特別支援学校 800 校、一般学校 2,200 校)の ICT インフラ拡充を目指している。

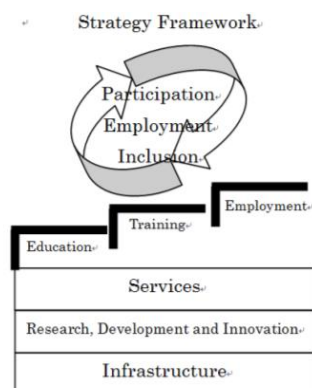


図 3 MCIT の ICT4PWDs の戦略枠組みイメージ図

出典：Abeer Shakweer (2015) ICT for Empowering PWDs - The Egyptian Experience (2015 年 5 月にジュネーブで開催された世界情報社会サミット向けに作成された資料)⁵³ を元に調査団作成。

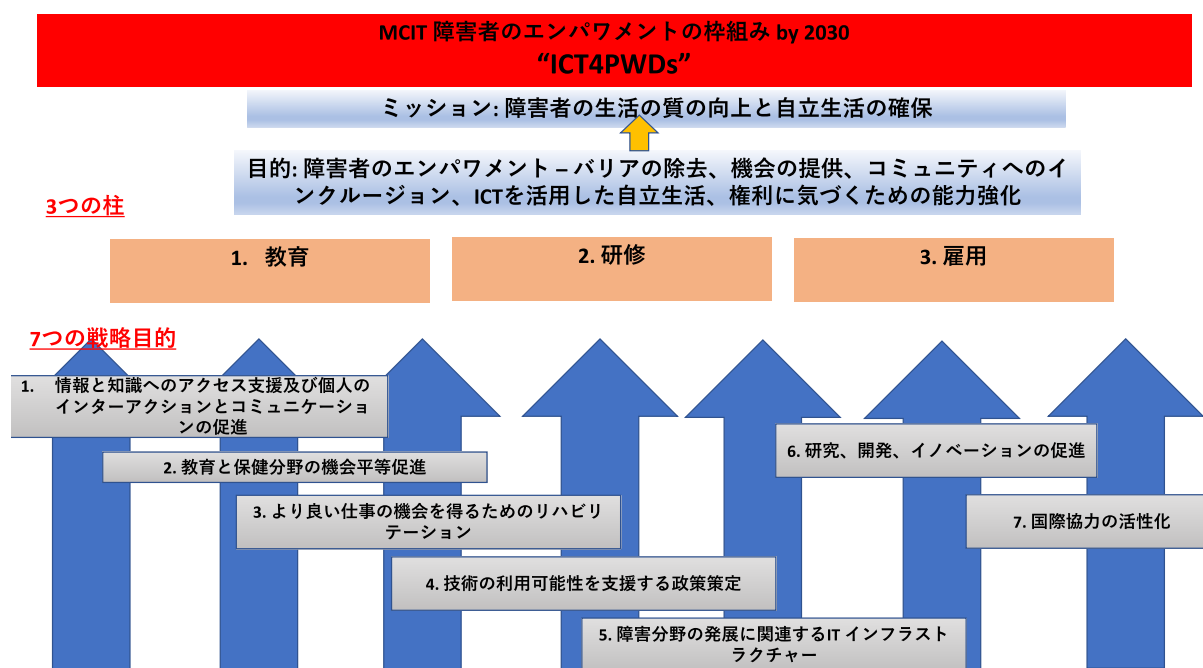


図 4 MCIT 障害者のエンパワメントの枠組み

出典：ICT4PWDs をもとに調査団作成

(2) 社会連帯省の戦略（2017-2020）

戦略のスローガンは、「保護、リハビリテーション、エンパワメント、尊厳」である。障害と開発分野で活動する国際 NGO ハンディキャップ・インターナショナル（HI）へのインタビュー調査によると、同省の戦略には以下のような特徴がある。

⁵³ PPT へのリンク <http://slideplayer.com/slide/4873948/>

- ケアから人権に基づくアプローチへの移行
- 4つの地域別（エジプト南部、エジプト北部、大カイロ⁵⁴、国境県）
- 6つの成果目標
 - CRPDに基づく法制度の整備
 - 障害のあるサービス利用者のデータベースの構築
 - 2018年までにインクルーシブ、アクセシブルで質の高いケア、コーチング、リハビリテーションの実施
 - 職業リハビリテーションの平等な機会の提供
 - 貧困状態にある障害者への社会保障
 - 障害に関する啓発

この6つの成果目標を達成するための具体的な活動としては、保育園・幼稚園に障害のある児童を入園させること、交通省との連携による公共交通機関カードの発行、リハビリテーションオフィスの再構築などがある。

(3) 教育関連戦略

2014年に教育に係る国家戦略（2014年～2030年）が策定されており、同戦略の中で障害児の普通学級への統合に係る項目が含まれている。同戦略に基づき短期・中期実行計画（①2014年～2016年、②2017年～2021年、③2022年～2030年）が策定されており、短期計画の中で特殊学校の増設、国内10%の普通学校への特別支援教室の設立、特別支援教室の設備拡充、障害児の通学に係る移動手段の整備、障害者に対する理解促進を目的としたキャンペーンの計画及び実施、インクルーシブ教育推進に向けたマニュアルの開発及び教員研修の実施等が定められている。省令42号（2015年）に基づき、教育省が順次インクルーシブ教育導入可能校を選定しており、本調査時点で国内普通学校の1,000校がリストアップされている。選定基準は、リソースルームが設置されており、主にメンタリティの面で教員や支援要員の受け入れ態勢が整っていることとなっている⁵⁵。

Education 2.0

“Egypt Vision 2030”の達成に寄与するため、「教育2.0（Education 2.0）」という大規模な教育改革を目指している。教育改革の内容は急進的かつ斬新であるが、エルシーシ大統領の後ろ盾も得ており、準備が進められている。優先課題として、1. 教室での学び、2. 職業・技術教育・訓練（TVET）、3. インクルージョン・イノベーション・教育の質、4. 各教育サブセクターの4つの柱がある。初年度は幼稚園（4歳から5歳）、小学校1年生のみが実施対象予定である。他の開発パートナーも教育改革を支援する意向を示しており、例えば基礎教育分野では、世銀、イギリス、米国、UNICEF等が関心を示している⁵⁶。なお、2018年からの実施に向けた準備状況が遅れているという情報もあり、また中長期の予算計画が現時点では存在しない。

⁵⁴ エジプト最大の都市圏で、カイロ県、ギザ市、シヨブラ・エル・ケイマ、10月6日市、ヘルワーンから構成される。大カイロの人口は2000万人以上（2016年 UN Population Division）。

⁵⁵ 本調査以前に実施された2017年1月15日 MCIT との面談記録の情報。

⁵⁶ JICA エジプト事務所から入手した Education 2.0 に関する情報

Education2.0 で特に本プロジェクトに関連するであろう項目としては、以下の 3 つがあげられる。

- 紙に印刷された教科書からタブレット等を使ったデジタルコンテンツによる教科書および教材に段階的に切り替えていく。最終的には、紙の教科書とデジタル教科書の割合を、幼稚園と小学校 1 年生では 7 対 3、小学生 2,3 年生では 5 対 5、小学生 4 年生以上は 100% デジタル教科書へ移行予定である。
- エジプト政府が出版社と契約をし、“ナレッジバンク”というデジタルの書籍、教科書、自然科学雑誌、有力な学術誌等にアクセスできるポータルを試験的に立ち上げている。特に若い世代からのかなりアクセスがあり、今後もコンテンツを増やしていく計画である。
- インクルーシブ教育を促進するため、10%の障害児を普通校に入学させる目標を設定している。

障害のある生徒の教育へのインクルージョン 5 カ年戦略（2007 年から 2012 年）が策定されていたが、この戦略の結果については本調査では情報を得ることができなかった。

2-2-5. 障害に関する地域戦略および国際条約の批准

1) 国際条約

エジプト国憲法第 151 条により、国際条約は批准した時点で国内法となることが規定されている⁵⁷。障害関連の国際条約の批准状況は次のとおりである。

表 12 エジプト政府が批准している国際条約

年	国際条約名
1981	国連女性差別撤廃条約
1982	国連経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
1982	国連市民的及び政治的権利に関する国際規約
1988	職業リハビリテーション雇用（障害者）条約（ILO 条約 No. 159 Vocational Rehabilitation and Employment –Disabled Persons– Convention）
1990	国連児童の権利に関する条約
1993	全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約
1997	雇用職業の差別禁止条約（ILO 条約 No. 111 Discrimination –Employment and Occupation– Convention）
2008	国連障害者の権利に関する条約（CRPD） オプション・プロトコールは批准していない。エジプト政府と障害者団体は、CRPD の草案プロセスにも参加した。

⁵⁷ African African Disability Rights Yearbook (2014) Egypt Country Report
<http://www.saflii.org/za/journals/ADRY/2014/8.pdf>

2) CRPD 報告書の作成状況

NCDCA が CRPD の実施の進捗状況に関する政府報告を 2010 年 6 月までに行うことになっていたが、2011 年以降の政治不安や国家リーダーの度重なる交代などによって作成が遅れていた。NCDCA は 2016 年に 2 回のワークショップを開催し、2017 年 2 月に政府報告書案を完成させた。この報告書案を検討するため、関連省庁からなる委員会が設置される予定で、検討終了後、2018 年には最終版を国連に提出する予定である。他方、エジプトには国を代表するような障害当事者団体がいないため、政府報告書を補う市民社会レポートは作成されていない。

表 13 最近のエジプトの障害分野の動向

年	概要
2008	CRPD 批准
2012	NCDCA 設立
2016 年 7 月	MCIT が ICT4PWDs 戦略を発表 新障害者法案が議会で提出
2016 年 12 月 2017 年 8 月	MoSS が国家障害 3 ケ年戦略を発表 教育省がインクルーシブ教育に関する新省令を発表
2017 年 12 月 2018	新障害者法案 発効予定 障害者の年 CRPD 政府報告書提出予定

3) 地域戦略

アフリカ人権委員会が、2016 年に「障害者の権利に関する議定書案」を採択した⁵⁸。これに基づき、アフリカ連合で条約批准のプロセスが開始されることになる。それにより、この議定書の内容がアフリカ連合での法的な障害政策文書となり、アフリカ連合の加盟国に法に従う義務が生じる。この議定書の内容は CRPD の内容とほぼ同様ではあるが、アルビニズム問題などアフリカ特有の問題点の焦点を当てているところに特徴がある⁵⁹。

この議定書の 19 条は、「表現の自由と情報のアクセス」に関する権利について規定しており、プリントディサビリティのある人が ICT などを活用することによって、必要があれば著作権を改訂することによって印刷物へのアクセスを効果的に確保することために政策、法律、プログラムなどを整備するよう勧告されている。

2-2. 各分野における取組・サービス（情報・教育・労働等）

国連エジプト政府代表部による CRPD 特別報告官への報告書によると、障害者への支援サービスは、障害者を保護と慈悲の対象としてみなし、NGO やコミュニティの住民などボランティア活動によって支えられており、体系的なサービスの提供がなされていないのが現状である。

⁵⁸ African Commission on Human and Peoples' Rights (2016) Draft Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Persons with Disabilities in Africa <http://www.achpr.org/news/2016/04/d216>

⁵⁹ <http://www.ijrcenter.org/2016/04/20/african-commission-adopts-draft-protocol-on-persons-with-disabilities-rights/> アルビニズム（先天性白皮症）は、色素が薄いために肌や髪の毛が白くなる。アルビノ（アルビニズムの患者）に対する偏見が原因で命を落とす子供達もいる。サハラ以南のアフリカでは、アルビノはゼルゼル（「無」の意）と呼ばれる霊体とされ、愚鈍、あるいは邪悪なものと考えられている。アルビノを人間以上の存在とあがめる者もいれば、逆に人間以下とさげすむ者もいる。国連は、2015 年に毎年 6 月 13 日を「国際アルビニズム啓発デー」に制定した。
<http://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/15/a/061600010/>

2-3-1. 情報

1) 手話・触手話・指点字通訳者

手話通訳者はエジプト国内に 100 人以下で、プロとして活躍できる通訳者はその 10%未満と想定される。盲ろう者を支援する通訳者の数が足りていない。

2) 情報へのアクセス

インターネットへのアクセスの不足や障害者の非識字率の高さなどから、障害者は利用可能なサービスに関する情報を得ることが非常に難しい状況である。また、政府関連サービスに関する情報提供を保障するための手話通訳者はいない。

2-3-2. 社会保障

リハビリテーション法に基づき、政府は社会連帯省に認定・登録された障害者に対して、公共交通機関の無償での利用、障害者が使用する自家用車の購入の際の免税、歩行器、車いす、義肢、補聴器、基本的な福祉用具を無償で提供している。また、貧困家庭の成人と子どもに対して無償で障害者医療サービスを提供している。社会連帯省は障害者及び高齢者に対し条件付き現金給付（「Takaful and Karama プロジェクト」）を実施している。同プロジェクトは社会連帯省の設定した指標及び条件を満たす障害者と高齢者に対して、毎月 350 エジプト・ポンドの現金を給付しており、同プロジェクトに対して世銀が 2015 年 4 月に資金協力（400 百万ドル）を実施している⁶⁰。

2-3-3. 教育

1) エジプトの教育システム

エジプトでは社会連帯省が所管する保育園、高等教育省が所管する大学以外の、就学前教育から後期中等教育までの学校・学校外教育（ノンフォーマル教育）を教育省が管轄する。初等教育が 6 年、前期中等教育（中学）が 3 年、後期中等教育（高校）が 3 年、高等教育が 4 年であり、義務教育は小学校 6 年と中学校 3 年の計 9 年である。ノンフォーマル教育としてコミュニティ学校があり、小学校に何らかの理由で就学できなかった、あるいは中退した者はコミュニティ学校に通う。コミュニティ学校の教師は教育省から派遣され、卒業後に小学校卒業資格を取得出来る。UNICEF の調査によると、コミュニティ学校の規模は、1 校につき 1 クラス開講されており、30 名の生徒に対して教師が 2 名の体制である。校長は存在せず、普通学校とは運営方法が異なる。コミュニティ学校のカリキュラムは小学校と同じである。

⁶⁰ Ahram Online (2015) Egypt and World Bank sign \$400 mn deal for two Egyptian social schemes
<http://english.ahram.org.eg/NewsContent/3/12/127966/Business/Economy/Egypt-and-World-Bank-sign-mn-deal-for-two-Egyptia.aspx>

表 14 エジプトの教育制度

学校制度	6・3・3・4 制
義務教育期間	6 歳～15 歳（小学 1 年生～中学 3 年生） 義務教育の就学状況：小学校就学率 97.1%、中学校就学率 93.3%
学校年度	9 月上旬～5 月下旬
学期制	【2 学期制】 1 学期：9 月中旬～1 月中旬 2 学期：2 月上旬～5 月下旬
就学年齢基準日	その年の 8 月 31 日までに満 6 歳になる者は、その年の 9 月中旬に義務教育の第 1 学年に入学する。
教育概要・特色	エジプトの初等教育純就学率が 97.1%と一見良好であるが、10 歳以上の非識字率はカイロでは 19.3%、地方では 40%を超え、またその内でも男性 30%、女性 53%と、男女格差も顕著である。原因は地理的要因が大きい。広大な国土のうち、居住に適するのはナイル川流域のわずか 7%であり、ここに人口が集中する。さらに人口増加率は 1.81% と高く、増え続ける児童を受け入れるために校舎を増築し、学校敷地内の運動場面積が十分に確保できていない。一方、地方は人口密度が低いことに加え、十分な教育行政が整備できていないことから、教育の質が低く、地域間格差を生む要因の 1 つとなっている。またエジプトの特徴である厳格な進級・卒業試験は、高い失業率（少ない雇用数）と相まって試験熱を加速している。教育段階は、大学前教育と大学教育（高等教育）に二分される。大学教育（高等教育）は学士 4～5 年、修士 2～5 年、博士課程と、医学系大学（6 年）、アカデミー等があり、高等教育省が管轄する。大学前教育は幼稚園（2 年）、小学校（6 年）、中学校（3 年）、高校から成る。小学校（6 年間）と中学校（3 年間）の 9 年間が基礎教育であり、義務教育である。また所轄官庁の違いにより、教育省・技術教育省・高等教育省に管轄される「一般教育」と、Al-Azhar 機関最高委員会が管轄する Al-Azhar 教育にも分類される。Al-Azhar 教育は宗教色が強く、Al-Azhar 高校卒業者は Al-Azhar 大学にしか入学出来ない。凡そ 10%が Azhar 教育を受けている。その他ノンフォーマル教育として各種コミュニティ学校があり、学校中退・退学者を対象に教育機会を提供している。
成人識字率（2015 年） ⁶¹	国全体 75.8%（女性 68.1%）都市部に比べてと農村部では割合が低く、男女間格差、地域間格差の大きさが依然課題

出典：外務省 諸外国・地域の学校情報（平成 27 年 12 月更新情報）抜粋 ⁶²

2) 障害児への教育

障害児への教育は、2009 年の教育省の省庁決議により（2015 年改訂）公立および私立学校への入学が義務化された。エジプトの障害児教育のシステムとしては、特別支援教育とインクルーシブ教育の 2 通りが存在する。1945 年から特別支援教育が開始され、2004 年には UNESCO の支援で統合教育を開始した。インクルーシブ教育が導入されたのは、革命後の 2011 年で比較的新しい。以下に各システムについて説明する。

1) 特別支援教育

1945 年から特別支援教育が開始され、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者（自閉症含む（知能レベル 50～75 の児童が対象））に対して、初等教育、中等教育、技術教育（職業訓練）過程において特別教育を実施している。特別支援学校における教育は全て無償で提供している。特別支援学校での教育内容は普通学校と同じ内容であるが、カリキュラムは障害児向けに改良

⁶¹ 在エジプト日本国大使館ホームページ http://www.eg.emb-japan.go.jp/j/egypt_info/basic/shakai.htm

⁶² http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/07africa/infoC70400.html

されたものとなっている。特別支援学校における教育には、点字や手話に係るプログラムが含まれる他、PC や音声システムを活用したカリキュラムが取り入れられている。特別支援学校は障害のタイプ別に 3 つに分かれており、a) 視覚障害者向け、b) 聴覚障害者向け、c) 精神・知的障害者向け（自閉症を含む）となっている。

2) インクルーシブ教育

2000 年代後半までは国家母子評議会のイニシアチブにより、障害児が一般学校で学べるよう環境整備が進められており、視覚障害、聴覚障害、軽度の肢体不自由、知的障害等により特別なニーズを持つ障害児を対象として、研修を受けた教師が配置されているものの、視覚または聴覚障害などの補助器具が整備されている学校においてのみ一般の児童とともに学習することができるようになっていた。2007 年には障害児を普通教育に統合するために特別支援学級が導入された。2009 年以降、障害児が全国の一般校で学べるよう各公立学校への特別支援学級の設置を進めてきた。2009 年には省令 94 が施行されインクルーシブ教育の義務化が推し進められた。また、2015 年の省令 264（インクルーシブ教育の義務化改訂版）により、公立および私立学校への障害者の入学が義務化された。同年、省令 42 号が施行され、障害児の一般学級への完全統合を促進すべく、環境整備・設備の拡充が進められてきた。2015 年 4 月時点で全国小・中・高等学校のうち 227 校に特別支援教室を設置、5,400 校に障害児及び授業についていくことが難しい生徒に対する補習及び特別支援を目的とした学級を配置済みであり、今後数の拡大と設備の拡充が課題となっている。また、2017 年 8 月には省令 252 号が施行され、幼稚園から大学以前の公立・私立学校、語学学校、特別支援学校、コミュニティ学校のすべての学校段階においてインクルーシブ教育が保障されることとなった。この省令では家族がシャドウ教師 (Shadow teachers) を雇用できることになっているが、経済的負担から実際に雇うことのできる家庭は限定的である。

高等教育については、軽度の障害者の大学への入学が認められている。しかし、実際には障害者のごく一部が大学に入学しているに過ぎない。また、入学できる学部が芸術部や文学部に限られており選択できる幅は狭い。例えば、アイン・シャムス大学では障害者は一般的に芸術学部・法学部・商学部への入学が許可されているが、盲の学生については法学部にしか入学できない⁶³。カイロ大学⁶⁴やアメリカ大学⁶⁵、アイン・シャムス大学 (Ain Shams) には、障害のある学生の支援センターが設置されており、点字本の提供や音声読み上げソフトのサービスなどを提供している。聴覚障害のある学生を支援するための大学側の環境整備を図っている大学もある⁶⁶。全盲の学生が大学に入学する場合は、毎年 17 名までが 1 年間大学の受講料が無料になるという制度があり、2014 年 12 月末までに 811 名がこの制度を利用した⁶⁷。

⁶³ アイン・シャムス大学ホームページの障害のある生徒への支援については以下のサイト参照
<http://www.asu.edu.eg/article.php?action=show&id=7692#.WhQP6LT83fY>

⁶⁴ カイロ大学の障害サービスユニットは、「障害チャレンジャーユニット」という名称

⁶⁵ アメリカ大学 障害サービスについては以下のサイト参照 <http://in.aucegypt.edu/student-life/student-well-being/disability-services>

⁶⁶ African Disability Rights Yearbook (2014) Egypt Country Report
<http://www.saflii.org/za/journals/ADRY/2014/8.pdf>

⁶⁷ アラブ語の [2014 年 12 月 2 日付の新聞記事](#)

3) 障害児への教科書提供の現状

ディスレクシアやろう者については通常の教科書が配布されており、特別支援学校に通う視覚障害のある学生については点字教科書が配布されている。インクルーシブ学校に通う視覚障害のある学生には点字教科書は配布されていない。2017 年 9 月から全てのインクルーシブ学校の視覚障害のある学生に点字教科書が配布される予定であるという情報を 2017 年 5 月に得ているが、その確認はできなかった。

4) 学校における ICT の活用状況

現地 NGO 等関係者への聞き取り調査によると、すべての学校にインターネット接続環境があるわけではなく、接続環境があっても地域によっては接続状況が悪い。ICT の活用促進については民間セクターからの支援が入っており、例えばマイクロソフト社はコンピューターの活用方法について教師向けに無料で研修を実施おり、アップル社はコンピューターを無償で提供している⁶⁸。

5) リソースルーム

インクルーシブ教育の促進のため、教育省により各校にリソースルームが整備されることになっており、UNICEF がリソースルームに備え付ける機器の投入支援をしている。カイロの現地 NGO の情報によると、リソースルームにはコンピューターが 1 台程度設置されているのみである。JICA が 2017 年 5 月に実施した教育省との面談によると、教育省は全国 5,400 校にリソースルームの設置を完了している。

⁶⁸ 2017 年 10 月 30 日現地 NGO “Baseera” との面談による情報

表 15 教育における障害関連の動向

年	概要												
2007	特別支援学級の導入による障害児の普通教育への一部統合が決定され、2009年に実施に移された。												
2009	省令 94 によりインクルーシブ教育が義務化された。												
2014	教育に係る国家戦略(2014 年~2030 年)の策定 同戦略には 障害者(障害児童)に対する章が含まれている。国家戦略に基づき、短期・中期 実行計画(2014 年~2016 年、2017 年~2021 年、2022 年~2030 年)が策定 されている。前大臣は国家戦略(2007 年~2014 年)に対して積極的ではなかったが、現大臣のイニシアチブより取り組みが強化されている。												
2015	省令 42 号(2015 年)に基づき、インクルーシブ教育(障害のある生徒の普通教育への完全統合)が推進されることとなった。対象は視覚障害者、聴覚障害者、精神障害者、知的障害者、自閉症者(知能レベル 50~70 の児童が対象)。各学校へのリソースルームの導入により、授業の内容を理解することが難しい生徒への補習体制を整備している。 2015 年の省令 264 (インクルーシブ教育の義務化改訂版)により、公立および私立学校への入学が義務化された。												
2017	省令 252 号(8 月)に基づき、幼稚園から大学以前の公立・私立学校、語学学校、特別支援学校、コミュニティ学校のすべてのカリキュラムに障害者の入学を認めることが義務付けられた。どの学校に入学するかは障害者が選択できる。障害種別により入学基準が異なる。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th><th>対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td><td>すべての視覚障害者</td></tr> <tr> <td>運動機能障害</td><td>軽度・中度の運動機能障害者。脳性麻痺はインクルーシブ教育での入学が認められ、重度の障害は除外される。</td></tr> <tr> <td>聴覚障害</td><td>補聴器などを使って 40dB 未満の軽度難聴者および聴力レベルが 70dB 以上ではない聴覚障害者。</td></tr> <tr> <td>知的障害</td><td>IQ が 65~84 の軽度の知的障害者は入学可能。自閉症や ADHD などの発達障害については、MoE の認定医療機関の決定による。</td></tr> <tr> <td>複数の機能障害</td><td>入学は認められない⁶⁹。</td></tr> </tbody> </table>		障害種別	対象	視覚障害	すべての視覚障害者	運動機能障害	軽度・中度の運動機能障害者。脳性麻痺はインクルーシブ教育での入学が認められ、重度の障害は除外される。	聴覚障害	補聴器などを使って 40dB 未満の軽度難聴者および聴力レベルが 70dB 以上ではない聴覚障害者。	知的障害	IQ が 65~84 の軽度の知的障害者は入学可能。自閉症や ADHD などの発達障害については、MoE の認定医療機関の決定による。	複数の機能障害	入学は認められない ⁶⁹ 。
障害種別	対象												
視覚障害	すべての視覚障害者												
運動機能障害	軽度・中度の運動機能障害者。脳性麻痺はインクルーシブ教育での入学が認められ、重度の障害は除外される。												
聴覚障害	補聴器などを使って 40dB 未満の軽度難聴者および聴力レベルが 70dB 以上ではない聴覚障害者。												
知的障害	IQ が 65~84 の軽度の知的障害者は入学可能。自閉症や ADHD などの発達障害については、MoE の認定医療機関の決定による。												
複数の機能障害	入学は認められない ⁶⁹ 。												

2-3-4. 保健⁷⁰

1) 医療リハビリテーション

保健省が医療リハビリテーションに関するプログラムを計画・立案し、各県に設置されたりハビリテーションセンターにおいてリハビリテーションサービスを提供し、早期介入と早期治療に当たっている。早期介入及び早期治療については、国家障害評議会との連携により、数年

⁶⁹ 記載内容は、2017 年 8 月 6 日付きのアラビア語の新聞記事の情報を Google 翻訳した内容による(2017 年 11 月 21 日アクセス) <http://www.elbalad.news/2880227>

⁷⁰ 保健・労働分野の情報は今次調査では収集していない。本項の情報は、JICA エジプト事務所が本調査に先立ち収集した情報をまとめたものである。

前に着手したばかりであり、両者は今後リハビリテーションセンターの数を大幅に増加させる計画を検討中である。

保健省が管轄する約 40 のリハビリテーションセンターが主に都市部にあり、理学療法などのリハビリテーションや社会教育などが提供されているが、同センターの活動は概して通院型が多く、交通手段の少なさ、アクセスの悪さや施設の収容能力の限界などの課題が多く、実際に施設のサービスを受けている障害者は少ないとされており、特に障害児の同センターへのアクセス率は全障害児数の 4%以下とされている⁷¹。

表 16 障害関係リハビリテーション施設数

	知的障害	視覚障害	肢体不自由	聴覚障害	ハンセン病	リュウマチ	総合施設
施設数	54	29	51	31	9	5	100

出典：UNION, Handbook of Association Guideline, 2003

※民間施設、公的施設を含む

2) 義肢の提供

社会連帯省傘下の義肢工房で製作され、障害者に対し無償で提供しているが、製作を担っている NGO の資金不足、機材の老朽化、人材の質・量的な不足により需要に対し供給が全く追いついていない状況が続いている。

3) 地域に根差したリハビリテーション (CBR)

政府が 2001 年に CBR による障害者サービスを強化する方針を打ち出して以降、社会連帯省が各県へ CBR を導入、保健省が保健ユニットによる早期発見、早期療育を担当する形で CBR が推進されてきた。CBR 事業は主に社会連帯省の監督下で NGO が実施しているものの、実施主体である NGO 自体の財政的問題や受け皿の弱さが原因で苦戦している。保健省としては、NGO の活動は持続性及び自立発展性に欠けるため、保健省傘下施設としてエジプト全土に約 5,000 箇所設置されているプライマリー・ヘルスケアセンターの活用による CBR の展開を目指したいと考えている。

2-3-5. 労働 (訓練・雇用)

労働力・移民省が全国 23 か所の労働力・移民省傘下の職業訓練センターにて障害者を含む全就労希望者に対し職業訓練を実施している

1) 障害者職業訓練

社会連帯省が障害者のための職業訓練センターを管轄 (1950 年～1968 年にかけてリハビリテーション事務所のネットワークができ、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、知的障害者のリハビリのための 4 つの総合センターが設立されて、職業リハビリが行われるようになったもの) しており、カリキュラム開発と運営管理を担っている。また、労働力・移民省傘下に地

⁷¹ African Disability Rights Yearbook (2014) Egypt Country Report
<http://www.saflii.org/za/journals/ADRY/2014/8.pdf>

方自治体によって運営・管理されている 23 の職業訓練センターがあり、同センターは障害者を含むすべての就労希望者に対し職業訓練を提供している。同センターで職業訓練を受講するには、事前に労働力・移民省が課す筆記・実技試験を通過することが条件となっている。訓練は全て無料で提供されている。教育省（技術教育・職業訓練局）も同様に、初等教育を修了した障害者に対して技術教育（職業訓練）を提供している。社会連帯省及び労働力省が提供する職業訓練を受講するには、社会連帯省で障害者として認定され、登録する必要がある。訓練が終了すると、障害の種別や程度、受講した職業訓練プログラムや就業可能な職種を明記したリハビリ証明書が管轄省庁より発行される。

2) 就業促進・就労斡旋

先述のとおりリハビリテーション法では障害者の法定雇用率（5%）が規定されており、労働力・移民省の雇用局が企業の監督を担っている。法定雇用率を満たさない場合、従業員数が 50 名以下の企業に対する罰則はないが、従業員数が 50 人以上の企業に対しては勧告が示され、勧告に従わない場合には 1 人あたり 100 エジプト・ポンドの罰金を支払うことになっているが、少額であるため強制力に欠け、効果は限定的である。また同法の遵守による企業側へのインセンティブはなく、雇用者側の積極的な障害者雇用への効果は低い。中には、法定雇用率を遵守するために障害者を雇用し従業員リストに名前を追加するものの、実際には障害者を働かせることなく少額の給与のみ支払うことで罰則を免れている企業もあるようだ。

労働力・移民省地域事務所は、各地域の求職者の登録、求人情報収集、マッチング及び斡旋を担っている。地域事務所では求職者に対し、学歴・職歴、障害の有無、希望職種等の聞き取りと審査を実施し、職業訓練を希望する登録者や訓練が必要と判断された登録者に対し、同省傘下の職業訓練センターへの入学を斡旋している。労働力・移民省によれば、2015 年 4 月 30 日時点で障害のある求職者登録数は 256,568 名、2014 年には年間新規登録者数（障害者）31,523 名に対して 4,263 名が新たに雇用された。なお、求職者の登録・管理は紙ベースで処理されている⁷²。その他の活動として、社会連帯省や NGO が障害者の就業促進にかかる啓発キャンペーンなどを実施している。

これらの活動は、軽度または中程度の障害者の就労促進に適しているが、重度障害者や重複障害者の就労を促進するための活動は本調査では確認できなかった。

2-3-6. 国家母子評議会（National Council for Childhood and Motherhood）障害セクション

障害児を支援する NGO 等当事者団体間の連携および調整を担当している。NGO と連携して障害を理由に虐待を受けた子供に対するホットラインを運営している。2007 年まで、障害分野に関する政策提言、各省庁・NGO 等当事者団体間の連携及び調整を担当し、社会連帯省と連携して障害者基本法、1975 年法律 39 号改正案の草案作業を行った。ムバラク元大統領夫人が同評議会議長を務めていた 2007 年当時は活動が活発であったものの、2011 年の政変以降活動は低迷している。

⁷² 労働力・移民省の県事務所及び地域事務所は、同省予算ではなく地方自治体の予算にて運営されている。

2-3. プロジェクトに関連機関の概要（組織構造、人員、予算など）

本プロジェクトは、MCIT が主なカウンターパートとしてプロジェクトの運営・実施の中心的な役割を担い、BA と NL が、DAISY 図書の製作の中心となり活動することが想定されている。本項では、MCIT、BA、NL について詳細を記述し、その他、JCC にオブザーバーとして参加する NCDA と教育省についても簡潔に記述する。

2-4-1. MCIT

1) 権限・所掌範囲

MCIT は 1999 年に設立され、国家の ICT 分野の開発を担っている。障害分野での役割は、イノベーションおよび ICT の活用・普及を通じた情報アクセス改善による障害者の社会参画を促進することである。

2) MCIT の体制（組織構造、人員、待遇等）

本プロジェクトのカウンターパートである MCIT の社会責任・サービスに関する大臣アドバイザー事務局(Minister's Advisor Office for Social Responsibility and Services)は、①技術観察、②オペレーション、③イベントの 3 つのチームに分かれており、15 名の職員が配置されている（2017 年 11 月現在）。3 つのチームが、教育、高等教育、雇用・訓練、タムキン・コンペティション (Tamkeen Competition)⁷³の 4 つのテーマに取り組んでいる。今次調査では MCIT との面談は「非公式」扱いとなり、組織についての詳細な情報を得ることができなかったため、当該部門の位置づけを含む MCIT の組織構造、職員の能力（学歴や経歴など）、待遇等については把握できていない。

3) プロジェクト経費負担可能性

予算状況の詳細情報を得ることができなかったため、プロジェクト経費をどの程度負担できるかについて判断することは困難であるが、担当者は MCIT には特別基金があり、そこから必要なプロジェクト経費を計上できるとしている。また、本プロジェクトは MCIT の戦略である ICT4PWDs に沿った内容であり、本プロジェクトの活動は MCIT が元々計画しているの活動の一部と位置付けることが可能であるため、戦略実施のための予算を活用できる可能性が考えられる。MCIT はセミナーや会議の開催など啓発活動も頻繁に実施しており、本プロジェクトの RD 署名時にも関係者を招待して大規模なイベントを開催する意向を示すなど、そのようなイベントを開催のコストを負担する用意があることがうかがえた。プロジェクトで研修実施時に発生する研修員の交通費や、滞在費の負担についても前向きな姿勢を示した。

4) 施策

前述したように、MCIT は、2012 年に障害者の情報保障に関する省庁戦略「ICT4PWDs」を策定した。詳細は 2-2-5 (2)「情報保障関連戦略」参照のこと。

⁷³ タムキン・コンペティションとは、障害者を支援するためのソフトウェアや携帯電話アプリケーションの開発を促すためのイノベーション・コンペティションであり、2012 年の開始後、毎年 10 月に実施されている。

5) MCIT の活動

MCIT は障害者の情報保障について積極的に活動を実施している。以下、MCIT の活動について、ICT4PWDs 戦略に沿って整理した（ICT4PWDs 戦略についての詳細は 2-2-5③分野ごとの戦略（1）情報保障関連戦略を参照）。

表 17 MCIT の障害関連の主な活動

戦略目的	開始年	プロジェクト概要	協力機関
1. 情報と知識へのアクセス支援及び個人へのインタラクションとコミュニケーションの促進	2014	国内各地にて障害者を支援するコミュニティ・センターの建設と ICT インフラ拡充を行っている（PC、プロジェクター、フリーインターネットなど）。既存のユースセンターの改修。	Vodafone Egypt, Misr, Telecom Egypt Ebtessama Foundation, Nafham education, Banque du Caire
2. 教育と保健分野の機会平等促進	不明	教員への研修：インフラ拡充に加え、MCIT では 2030 年までに教員 30,000 人に対し ICT の使用方法に係る研修を行うことを目標としている。 第 1 フェーズでは 6,000 名の教員が研修を受けた。また、統一したアカデミック手話言語の辞書を作成。（エジプト国内で複数の手話が存在するため）MoE との協力で、60 名にこの辞書の使い方を研修した。最初の手話トレーナーとなる（2015 年時点）	MoE
	不明	“one thousand schools for persons with disabilities” 2030 年までに国内 3,000 校（特別支援学校 800 校、一般学校 2,200 校）の ICT インフラ拡充（コンピューターや点字プリンタなどの提供）を行う。2017 年 6 月現在、503 校が完了。	UNICEF
3. より良い仕事の機会を得るためのリハビリテーション	2013	障害者の雇用機会のための研修プロジェクト	Misr El Kheir 基金、 2014 から UNICEF/ILO が参加 2017 から UNPRPD (UNESCO, UN Women, UNICEF などが参加)
4. 技術の利用可能性を支援する政策策定	2017	情報アクセシビリティに関する法的枠組みを ITU の支援で策定した。	ITU
5. 障害分野の発展に関連する IT インフラストラクチャー		本調査では詳細情報を得られなかった。	
6. 研究、開発、イノベーションの促進	2012	タムキン・コンペティション 障害者のためのソフトウェアや携帯電話アプリケーションの開発を促すためのイノベーション・コンペティション（毎年 10 月開催）	UNDP, Telecom Egypt, Microsoft Egypt, Yomken.com
7. 地域・国際協力の活発化	2016	障害者の地域 ICT センターの設立 障害者のための支援機器開発者の育成	ITU (USD 300,000)

注）戦略目的の番号 1～7 は ICT4PWDs 戦略番号に対応している。

以下に、目的 1、2、3、6、7 の活動に関する詳細な情報を記す。

a) 戦略目的 1「情報と知識へのアクセス支援及びインタラクションとコミュニケーションの促進」に関する活動

コミュニティ・センターの設置支援：2014 年以降、全国各地にコミュニティ・センターを設置し ICT インフラを整備している。同センターは、ICT ツールを活用して貧困層や社会の主流から取り残されがちな地域を支援することを目的とし、既存のユースセンター内に設置されている。同センターではコンピューターやプリンター、プロジェクター、無料インターネットなどが提供され、障害者の雇用促進や読み書きのための研修が実施される。2014 年には約 1 億円（2017 年 11 月時点の為替相場）をかけて、カイロ県に 11 のセンターが設置された⁷⁴。カイロでは今後 3 年間に 30 のセンターを設置する予定である。Vodafone Egypt, Etisalat Misr, Telecom Egypt, Cisco, Ebtessama Foundation, Nafham education service, Banque du Caire などがこの取り組みを支援しており、2017 年には南シナイにも同様のセンターが設置された⁷⁵。

b) 戦略目的 2「教育と保健分野の機会平等促進」に関する活動

MICT4PWDs に基づき、2030 年までに国内 3,000 校（特別支援学校 800 校、一般学校 2,200 校）の ICT インフラ拡充を目指しており、現時点までに 453 校（盲学校 26 校、聴覚特別支援学校 199 校、知的・精神障害特別支援学校 141 校、インクルーシブ学校（一般学校）87 校）の ICT インフラ拡充を終えた。UNICEF が実施している Learning Improvement for Everyone Project (LIFE Project) が追加で 250 校、MCIT と Vodafone が連携して実施するプロジェクトで更に 50 校のインクルーシブ学校のインフラ拡充を進める予定である。

c) 戦略目的 3「より良い仕事の機会を得るためのリハビリテーション」に関する活動

障害者のための雇用機会プロジェクト：障害者の就労を促進するため、2013 年 Misr El Kheir 基金とコミュニケーション及び情報技術協議会と協力し、障害者を対象とする研修を実施している。研修では、視覚障害者がコールセンターで働くためのスキルや事務仕事の基礎（データエントリーなど）などを扱っており、受講者に ICT 企業への就職を斡旋している。受講者を雇用した企業に対し、Misr El Kheir が最初の 6 か月間は給料の全額、次の 3 か月は 50%、次の 3 か月は 25% を支援し、2 年目からは雇用主が給与の全額を支払うという方法を採用した。MCIT は雇用主にコンピューターなどの必要な機器を提供し、入職後 3 か月は障害者がサポートを受けられるようにしている。2016 年までに 8 県から 467 名が研修を受講し、そのうち 83% が 16 の ICT 企業でフルタイム雇用された。2016 年から 2019 年までに新たに 2000 名に研修を提供し、50% 以上が 200 以上の ICT 企業に雇用されることを目指している。

⁷⁴ 11 のセンターの場所は以下の通り。Massara, Zahraa Misr El-Kadima, El-Sahel, Zeinoh, Western Nasr City, Ein El-Sira, Rod El-Farag, Ezbet El-Nasr in Bassatin, Mansheyet EL-Tahrir, Arab Kafr El Elew, El-Nadi El-Am at Mansheyet Helwan. http://www.mcit.gov.eg/Media_Center/Press_Room/Press_Releases/3389

⁷⁵ 詳細は <https://egyptianstreets.com/2017/09/28/egypt-opens-community-centers-in-south-sinai-to-serve-people-with-disabilities-empower-women/>

d) 戦略目的 6「研究、開発、イノベーションの促進」に関する活動

タムキン・コンペティション：タムキン・コンペティションとは、障害者を支援するためのソフトウェアや携帯電話アプリケーションの開発を促すためのイノベーション・コンペティションであり⁷⁶、2012 年の開始後、毎年 10 月に実施されている。アラビア語の言語環境を備えた支援機器の開発に力を入れるように大統領から指示を受けている。これまでに開発されたものには、手話の統一デジタル辞書、聴覚障害者のためのアラビアのテキストを手話に変換するアプリケーションなどがある。

e) 戦略目的 7「地域・国際協力の活発化」に関する活動

障害者の ICT アクセシビリティに関するアラブ地域イノベーションセンターの設立：障害者の ICT アクセシビリティを向上させるため、ITU の協力によりアラブ地域イノベーションセンターをカイロのスマート村（Smart Village）に開設する予定である。このセンターがハブとなり、アラブ地域の障害者を対象とする ICT 技術の開発が活発化することが期待されている。センターの目的は；

- ICT アクセシビリティに関する政府等関係機関への助言
- アラビア語対応の ICT 支援機器の開発
- ICT アクセシビリティに関する開発者の能力強化

本プロジェクトがこのセンターと連携して、アラビア語圏諸国に成果を波及することが期待される。本センターの予算は、エジプト以外の国での研修を実施するための費用も計画されているため、近隣アラブ諸国での研修実施も可能である。

f) 啓発活動

MCIT は積極的に啓発活動を実施している。2017 年 9 に ITU と UNESCO がアラブ地域で主催した ICT アクセシビリティ週間⁷⁷に、カイロ・アメリカ大学で “Mitigating PwDs Inclusion Challenges Using ICT” と題するシンポジウムが行われ、MCIT 主催のパネルディスカッションが行われた。また MCIT と ITU は “ITU-MCIT regional Arab initiative on access to ICT for PwDs” のもと、障害者の ICT へのアクセスを促進しているため、本プロジェクトの成果を普及するための枠組みとして活用できる可能性がある。

6) 国際的な認知

MCIT の国家プログラムである障害者の ICT へのアクセス推進事業は、ITU が 2016 年より主催している、世界情報社会サミット賞（World Summit on the Information Society Prize）を 2016 年、2017 年と 2 年連続して受賞している。2016 年は、障害者のより良い仕事獲得に向けたトレーニングとリハビリテーションプログラム、2017 年は、障害者のための教育のアクセシビリティプロジェクト（ICT Accessibility in Education for PwDs）が受賞対象となった⁷⁸。ま

⁷⁶ タムキン・コンペティションに関する詳細情報

<http://www.itu.int/net4/wsis/stocktaking/projects/FileManager/DownloadProjectFile?fileId=f12a3da2-8323-4bc9-ba8a-172f744387d3>

⁷⁷ 9 月 28 日はユニバーサルアクセスの日

⁷⁸ 2016 年 http://www.mcit.gov.eg/Media_Center/Latest_News/News/4061

2017 年 http://www.mcit.gov.eg/Media_Center/Press_Room/Press_Releases/7578

た、障害者の就労促進のための研修プロジェクトが 2017 年にゼロ・プロジェクト (Zero Project) の 10 の革新的な政策モデルの一つとして選ばれている⁷⁹。

2-4-2. アレキサンドリア図書館 (BA)

1) BA の体制

BA は大統領直轄の独立公的機関であり、約 2,000 人の職員がいる障害者に関するサービスは、主に 3 つの方法で提供している。

a) 「お話する手 (Talking Hands)」

「お話する手 (Talking Hands)」というチームが、聴覚障害のある利用者を対象にサービスを提供している。

b) 特別なニーズのある人へのサービスセクション

自閉症、発話困難者、ディスレクシアを含む学習障害者やその保護者を対象とするトレーニングや、学校と連携したセミナーなどを実施している。言語聴覚士を含めて 6 名の常勤職員とボランティアが、1 日に約 60 名の障害者にサービスを提供している。本プロジェクトで製作される DAISY 図書は、このサービスの利用者の多くにとって有効なものであると考えられるため、本セクションとの情報交換や連携が重要である。

c) 視覚障害者のためのタハ・フセイン (Taha Hussein) 図書館

図書館内には、視覚障害者のためのタハ・フセイン (Taha Hussein)⁸⁰ 図書館が特別図書館として設けられており、インターネットを通じて入手できる情報のほか、BA のあらゆる資料にアクセスができるようになっており、視覚障害者や何らかの障害で印刷物を読むのが困難な人を手助けするサービスを提供している。図書館には 20 台以上の音声読み上げソフト (JAWS) が入ったコンピューターが設置されており、図書館内で視覚障害者への研修も実施できるようになっている。点字翻訳や音声資料も整備されている。福祉機器専門職員として働く視覚障害者の男性がこの図書館の研修を担当している。設備機器やサービス内容は以下のとおり⁸¹。

⁷⁹ <https://zeroproject.org/policy/a-national-cooperation-to-push-employment-in-ict/>

ゼロ・プロジェクトとは、オーストリアのエッセル財団が 2010 年に設立した事業で、障害者の権利擁護を国際的に支援する団体。障害者の日常生活と法的権利を明確に改善する革新的な政策モデルを集め、グッドプラクティスとして表彰している。毎年 12 月 3 日にプロジェクトの研究内容と結果が「ゼロ・プロジェクト報告書」として発表される。ゼロ・プロジェクトについての日本語での説明は以下のサイト参照

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/zeroproject2013.html>

http://www.mcit.gov.eg/Media_Center/Press_Room/Press_Releases/4434

⁸⁰ エジプトとアラブ文化に造詣の深い有名な著作者

⁸¹ タハ・フセイン図書館の情報は、本調査のインタビュー調査および以下のウェブサイトも参考にした。

<http://www.bibalex.jp/Japanese/Library/TH/about.htm>

表 18 タハ・フセイン図書館の設備機器とサービス内容

設備機器	• PC 22 台 • スキャナー • 点字プリンター • 点字ディスプレイ • 点字キーボード • 弱視者用拡大装置 4 台 • カセットレコーダー
ソフトウェアによるテキストの音声化	• 英語スクリーンリーダー（全盲者用）。スクリーンに出てくる本文を耳で聞くことが可能 • アラビア語スクリーンリーダー（全盲者用） • ペーパーリーダー。アラビア語で書かれたものを音声化 • アラビア語ネットリーダー。アラビア語のウェブをネット検索 • 英語スキャン&リーダー（全盲者用）。英語で書かれたものを音声化 • スキャン&リーダー（弱視者用）。音声化と拡大表示 • 音楽ソフト。スキャン、編集、楽譜の点字プリント
提供サービスの内容	• PC ソフトウェアの使い方、BA の図書目録の検索方法の指導 • PC のモニターにスキャナーから取りこんだ文書を音声化するソフトウェアを使い、館内の資料（書籍、定期刊行物、参考資料など）はすべて閲覧することが可能 • 音読された書籍や e-ブックを提供 • マルチメディア図書館所蔵の資料の利用が可能 • テキストの点字プリント • 点字翻訳された本と定期刊行物を提供 • 点字書籍を読むためのコーナーを設置 • BA のインターネットのウェブサイト、あらゆる電子資料へのアクセスが可能 • 弱視者向けに閲覧を補助する拡大表示

タハ・フセイン図書館のボランティア活動：タハ・フセイン図書館では 2 種類のボランティアが活動している。視覚障害者に読み上げをするボランティアと、情報参照サービスの提供の仕方などを学ぶインターンシップ活動をするボランティアである。本の読み上げについては、外部からだけでなく、BA の職員からもボランティアを募集している。

2) デジタル・トーキングブック・セクションの概要

DAISY 図書製作を行うデジタル・トーキングブック・セクション (Digital Talking Books Section) は 2010 年に設置され、現在 5 名の職員が配属されている。このセクションが製作しているのは DAISY 音声図書のみで、DAISY マルチメディア図書の製作経験はない。セクションの戦略は以下のとおり。

- a) 印刷物を読むのが困難な人が情報や知識への平等なアクセスがある世界の実現
- b) 新しい読書文化の促進
- c) アラブ諸国のリーダーシップ
- d) 学術図書プロジェクト：大学の本を障害者向けにアクセシブルにする

予算

今次調査では本セクションの予算に関する情報を得ることはできなかった。BA の職員がカイロなどに出張する際の旅費などを支払うための予算があるのかどうかは、プロジェクト開始までに確認しておく必要がある。

職員の業務内容

デジタル・トーキングブック・セクションは DAISY 図書の製作だけでなく、DAISY 図書の使用方法に関する教師への研修も担当している。教師への研修はアレキサンドリア図書館で実施しており、参加者の旅費・交通費は学校側が負担している。研修に参加する条件は、①コンピュータースキル、②英語力、③コミットメントである。また、デジタル・トーキングブックに関する国際的な活動も行っている。本セクションの職員の一人である Yasmin Mohamed Youssef 氏は、国際図書館連盟（IFLA）の印刷物を読むのが困難な人を支援するセクションの常任理事事務局（IFLA/LPD）を 2015 年から 2019 年の任期で務めており、委員会議に 2015 年から毎年参加している。

表 19 デジタル・トーキングブック・セクションの主な活動

活動名	概要
より良い教育プロジェクト (Towards a better education)	フェーズ 1 はアレキサンドリアを対象とし、フェーズ 2 はアシュートを対象とする。
知識大使館プロジェクト (Embassies of Knowledge)	18 の大学と協力して、BA の外に図書館のアクセスポイント（オンラインプラットフォーム）を作るプロジェクト。大学内から BA の図書目録へのアクセスが得られる。実施はまだ開始されておらず、今後の予定。
啓発活動（一部紹介）	- マラケシュ条約の批准に向けたシンポジウムの開催（2017 年 2 月 12 日）MCIT や MoE、MoFA、議員、NGO など関連者、世界図書館協会や世界盲人協会、DAISY コンソールなど 62 名が集い、マラケシュ条約の批准の重要性について議論した。シンポジウムの成果として、参加者のステートメントが発表された⁸²。 - 世界点字の日を祝うイベントの開催⁸³
他ドナーによる活動支援実績	- イスラム開発銀行（録音ブースの整備など） - UNESCO - Dutch Friends of the BA - Minnesota Friends of Bibliotheca Alexandrina

BA での DAISY 製作の現状と課題

BA は、2017 年 10 月までに 203 タイトルのアラビア語の DAISY 音声図書が製作しており、録音時間は 1300 時間、読み上げられたページ数は 32,000 ページである。年に約 25 タイトルが製作される。これまでに DAISY マルチメディア図書の製作はしていない。製作された DAISY 図書は、タハ・フセイン (Taha Hussein) 図書館にて閲覧ができる。現在、BA のサービスを利用する視覚障害者の数は 155 名、DAISY 図書を利用する数は、年に 15 名ほどとのことである。現在の DAISY 図書製作の課題としては、図書館外に普及した場合の著作権問題、および DAISY 図書のオ

⁸² ステートメントへのリンク <https://www.ifla.org/lpd/conferences-seminars>

⁸³ アレキサンドリア図書館ホームページ 世界盲人の日に関するニュース記事 (2017)
<https://www.bibalex.org/en/Events/EventDetails?DocumentID=56716>

ンライン化が挙げられる。本プロジェクトでは、デジタル・トーキングブック・セクションの DAISY 図書製作スキル向上を支援する。本プロジェクトで DAISY 図書目録を作成する際には、デジタル・トーキング・セクションがこれまでに製作した DAISY 図書を統合することが必要である。

表 20 デジタル・トーキングブック・セクションの保有機材

機器	仕様	数
コンピューター	デスクトップ (Fujitsu) Windows 7	4
マイクロフォン	SHURE SM81 condenser	2
	Scarlett Studio CM25	1
録音機器	M-Audio (Focuriste Scarlett solo)	2
	ヘッドフォン (Sennheiser)	4
DAISY 図書製作ソフトウェア	Dolphin publisher 3.02	4
	Obi 3.8	4
	Tobi	4
	AMIS	4
	Dolphin Easyreader 6.02	4
	Adobe Audition Cs5.5	1
	Arabic TTS	2
録音ブース(2ブース)	ナレーター用、録音モニタリング用	2

注：BA のすべてのコンピューターが 2018 年 7 月までに Windows 10 にアップグレードされる予定。

出典：インタビュー調査の結果を元に調査団作成

2-4-3. 国立図書館 (NL)

1) NL の体制

国立図書館 (The National Library & Archives of Egypt : NL) は 1870 年に設立された。国立図書館は文化省大臣の指揮下にあり、カイロおよびギザに 28 の拠点 (branches) がある。また、9 つの移動図書館を運営している。同図書館は 1) 公文書館 (archive)、2) 国立図書館 (library)、3) 科学センター、4) 事務/財務としての 4 つの機能を有する。国立図書館の組織図は以下の通りであり、職員数は分室も含めて約 1,800 人である。国際関係部の部長 Dr Howayda Kamel (Ms) は、国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions - IFLA) のメンバーであり、定期的に会議にも出席していることから、図書館の国際的な動向に詳しい。

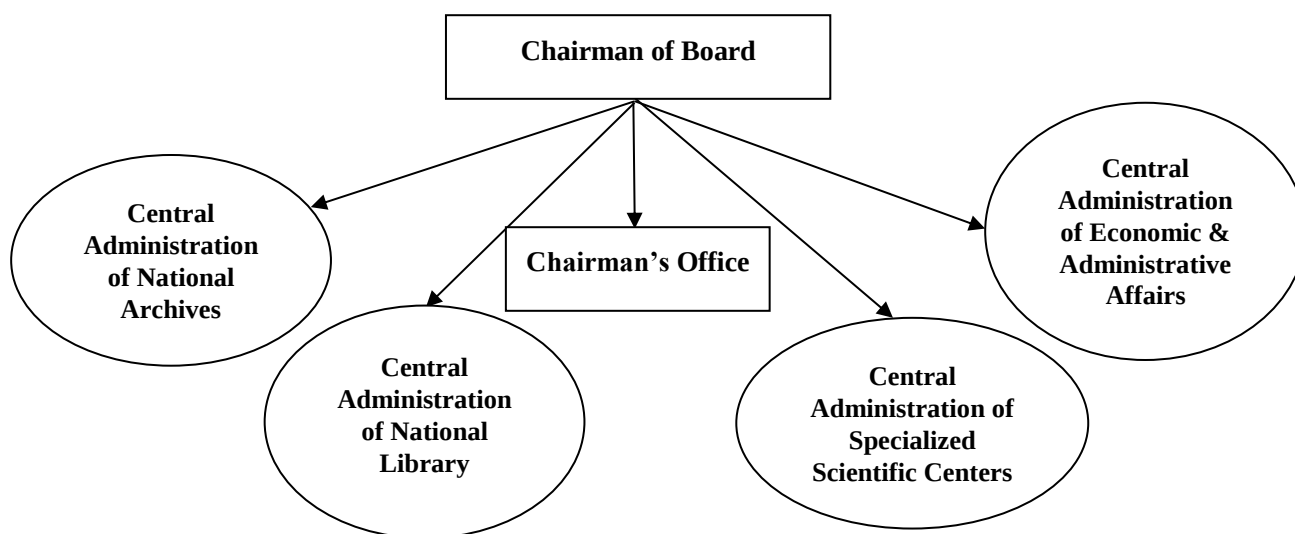


図 5 国立図書館組織図

2) 予算

毎年約 200 万エジプト・ポンド（およそ 1288 万円）が配賦されている。本プロジェクトの活動に関して、NL の職員がアレキサンドリアなどに出張する際の旅費などを負担できるかどうかは未確認であるため、プロジェクト開始までに確認する必要がある。

3) プロジェクト関連人事

革命後、図書館長は半年から 1 年ごとに交代しているとのこと。図書館長候補者に関して特に規定はないが、通常はアラビア文化に精通しており、写本などの知識を持つ者やその分野に詳しい大学の教授などが指名される場合が多いとのことである。図書館長が交代しても、プロジェクトへの継続には通常問題はないとのことである。

プロジェクトに従事する予定の職員については、国際関係部の部長 Dr Howayda Kamel (Ms) 以外はまだ決定していない。現在文化省で働く職員が、DAISY を博士号の研究テーマにするなど DAISY について詳しく、プロジェクト開始後にその職員を NL に異動させ、プロジェクトに従事させる予定とのこと。文化省からの異動プロセスや業務内容、プロセスにかかる時間については確認ができていない。また、プロジェクトの DAISY 図書製作研修の候補者の選定方法はプロジェクト開始後に専門家の助言を得ながら決定する必要がある。DAISY 図書製作を職員の通常業務にするためには職務記述書を変更しなければいけない可能性があるが、図書館内の責任範囲で変更が可能である。

4) NL の障害政策

NL の障害政策は存在せず、今後策定する予定はない。障害に関する研修も現在までに実施されたことはない。

5) 視覚障害者向けサービス提供

視覚障害者へのサービスを提供するセクションが図書館内に年内に設置される予定であり、同セクションが中心となり DAISY 図書を製作することが想定されている。現在、視覚障害のある利用者向けに 11 台のコンピューター (Windows 10 搭載) と点字機器が 1 台設置されている。セクションの責任者 (視覚障害者) は既に配置済みであるが、その他の職員はまだ配置されていない。職員に対し、障害者への対応等についてトレーニングを実施する計画があるとのことであるが、トレーニングの実施者など詳細については本調査実施時点では決定されていなかった。予算は既に確保しているとのことである。

表 21 現在までの主な外国支援

年	概要
1997	スペイン政府により事務に関する支援
2006	アメリカ 議会図書館により図書のデジタル化支援
2010	韓国の国立図書館により、「韓国の窓」プロジェクトの実施。エジプトの国立図書館内に韓国人ボランティアを配属し、韓国の歴史や文化などの理解促進
2015	韓国政府によるコンピューター等機材の投入

6) NL での DAISY 図書製作の現状と課題

これまで NL には DAISY 図書は製作の実績はなく、DAISY 図書の蔵書もない。しかし、前述したように視覚障害者へのサービスを提供するセクションが図書館内に設置される予定があり、そのセクションが中心となって DAISY 図書を製作することが期待される。

すでに録音ブースがある BA に比べて、設備の整備に課題が残るため、本プロジェクトを通して支援していく。また、現時点では学習障害者やその他プリントディサビリティのある者をサービス対象とすることは想定されていないため、プロジェクトを通して DAISY 図書が幅広い障害者にとって有効なツールであることを啓発していく必要がある。

7) プロジェクトへのコミットメント

文化大臣や図書館長の本プロジェクトへの期待は大きく、視覚障害者向けサービス提供の開始や DAISY を専門とする人材の配置予定など、本プロジェクトに対するコミットメントが強いことが伺える。他方、実務レベルの職員の知識や能力には改善の余地があるため、プロジェクトを通じた NL 職員の能力強化が必須である。職員が通常業務に追加的な業務を行う場合にはボーナスが支払われるとの情報があるため (NL 国際関係部長)、本プロジェクトに関連する業務の位置づけについて、プロジェクト開始時に NL と確認・調整を行う必要がある。

2-4-4. NCDA

NCDA についての詳細は既に第 2 章 2-2 で言及しているので、そちらを参照。
NCDA が JCC にオブザーバー参加するためには、JICA および MCIT から公式招待状が必要である。

2-4-5. 教育省

MCIT は本プロジェクトを通して教科書を DAISY 化することに意欲を示している。その際、教科書のテキストデータの提供、学校での DAISY 教科書活用等をはじめ、教育省が重要なステークホルダーである。第 1 章に記載の通り本調査では教育省からの情報収集は叶わなかったため、過去の面談記録や文献レビューで得た情報などを以下に纏める。なお、基礎教育の基礎情報（教育政策、教育制度、就学状況、学習環境、学習内容など）については、JICA が 2016 年に実施した「エジプト国基礎教育情報収集報告書」が参考になる。

1) 障害分野に関連する権限・所掌範囲

特別支援学校の監督、インクルーシブ教育の導入を担当している。公立の特別支援学校は、国内に約 921 校存在する（視覚障害:29 校（各県に 1 校、カイロに 3 校）、知的障害及び精神障害が 270 校、聴覚障害、重複障害（4 校新設予定）等）。

2) 教育省の体制

大臣直下に「ドリームチーム」と呼ばれる 13 名の大臣アドバイザーがいる（UNICEF との協議）。その中でも、インクルーシブ教育や国際協力に関連する以下の 4 名のアドバイザーと面談して、プロジェクトに関する理解を得るようアドバイザーの一人である Dr. Alaa Sebeh から提言を得た。

- Ms. Engy Mash-hour（自閉症の子の母親），障害（特別教育）
- Dr Reda Hegazy, 教育全般専門
- Dr Hala Abd El-Salam, 特別支援教育部 部長
- Dr Nermin Noumaney, 国際協力担当

基礎教育総局（Central Administration for Basic Education）のもとに以下の関連部署がある。

- 障害者のための一般アドミニストレーション（General Administration for People with Disabilities）
- 特別教育部（General Adiminstration for Special Education）
- カリキュラムと研修のための一般アドミニストレーション（General Administation for Curriculums and ToT）

特別教育部の担当は、主に特別支援学校向けカリキュラムの開発および指導者育成、特別支援学級向けカリキュラム開発、教員育成の他、普通学校におけるインクルーシブ教育導入に向けた IQ テスト開発、特別カリキュラム開発、様々な障害を有する児童に対する接し方や教授法に係る教員向け研修プログラムの開発と研修を実施している。

本プロジェクトで教科書の DAISY 化に関する活動を実施する際には、以下の部署との連携が必要である。

- 特別教育部
- 特別教育部 部長事務所（Office of the General Director of Special Education Development）
- カリキュラム開発センター（Center for Cirriculum and Instructional Development）
- 国際関係部（Interntaional and Cultural Relations Directorate）

- 技術開発部 (Technological Development Directorate)
- Eラーニング部 (E-Learning Directorate) (約 400 名の職員)

3) カリキュラムおよび教科書の開発

カリキュラム開発はカリキュラム開発センター (CCIMD: Center for Curriculum and Instructional Development) が行い、教科書の著作・編集は民間企業に発注する。改訂頻度はニーズに応じて、教育・技術教育省の専門家、国立教育研究開発センター (NCERD) や国立試験・評価センター (NCEEE) の専門家、大学教授らと協力して行われる。センターが国内の教員向けに指導員研修を主催することもあり、さらにイエメン、パレスティナ、クウェート、カタール、バーレーンなどのアラブ諸国から専門家を受け入れる場合もある⁸⁴。

教科書の編集には MacPro コンピューター上で Adobe 社の InDesign と Photoshop が使われており、InDesign 業務を 7 名が担当していることから、少なくとも 7 台分の InDesign ライセンス料金を支払っていることが推測できる。Adobe 社との契約内容に関する詳細は不明であるが、InDesign 担当者の業務を、XML ベースのワークフローに変えることができれば、アラビア語音声合成エンジン (TTS) の改良に伴って DAISY 化の必要性は朗読音声の同期が必要なものだけに絞り込まれ、DAISY 化の労力は劇的に減ることが予想される。本プロジェクトで教育省を直接の関係者として巻き込まない場合においても、プロジェクト成果の波及を見据えて教育省への啓発を継続する必要がある。

4) 障害児への教育に関する関心と課題⁸⁵

教育省は、過去の JICA との面談で、DAISY マルチメディア図書のようなインタラクティブな教科書への転換に関心を示している。2017 年 5 月の面談では、本プロジェクトで教科書の DAISY 化を目指す際には、教育省の Eラーニング部も協力できる可能性があるとしている。

また、以下を障害児教育の課題として挙げている。

- 障害者に対する偏見が根強いいため、障害者の就学や社会統合に対する啓発活動が必要。
- 特殊学校、特別支援学級への PC 等必要器材導入による設備の拡充が必要。
- 特殊学校、特別支援学級における教員の質的・量的不足が課題。
- インクルーシブ教育の促進のため、教員育成 (障害を持つ生徒に対する対応方法
- 障害のある生徒を普通学級に統合することで想定される問題と対処方法等) に係る ToT ガイドライン、マニュアルの策定、ToT の実施が必要。
- リソースルームの増設および設備の拡充

5) MCIT との協力実績

MCIT とは 2012 年以来 MoU を結んで連携しており、教科書をアクセシブルなフォーマットに変換して障害児に提供している。アクセシブルな教科書の対象は盲やろうの学生のみで、初等教育の最後の 2 年間の教科書をアクセシブルなフォーマットに変換している。

⁸⁴ JICA (2016) エジプト・アラブ共和国 基礎教育分野にかかる情報収集・確認調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12262440.pdf

⁸⁵ 2017 年 5 月に実施したインタビュー結果の情報による。

6) 他ドナーによる協力実績

リソースルームの設備拡充に UNICEF および Khair Masry(エジプト NGO)が協力している。これまでに全学級数 5,400 のうち UNICEF により 233、Khair Masry により 25 学級の設備が改善された。

2-4-6. 文化省

文化省は NL を管轄していることに加え、マラケシュ条約と著作権法を管轄している省庁でありプロジェクトの重要なステークホルダーである。本プロジェクトで行う啓発活動を通し、文化省に対してマラケシュ条約の早期批准や、マラケシュ条約に沿った著作権改訂の必要性などについて啓発する必要がある。

2-4. 主要ドナー、障害者関係団体（特にプリントディサビリティのある人の支援）の概況

エジプトの障害者分野で活動を実施する関連機関を国際機関、二国間援助機関、国際 NGO、現地 NGO、アカデミアの 5 つに分類し、以下に詳細を記述する。

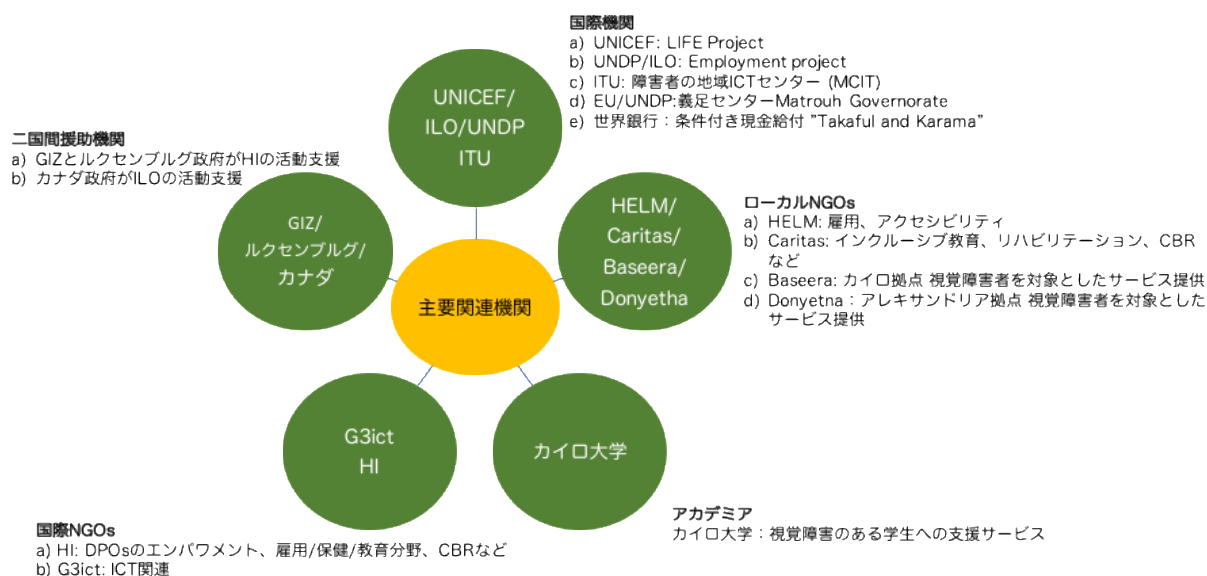


図 6 主要関連機関

2-5-1. 国際機関

1) UNICEF

機関名	UNICEF Egypt
ドナー	EU（インクルーシブ教育を対象に総額 7 百万ユーロ）
プロジェクト名	みんなのための学びの改善プロジェクト (Learning Improvement for Everyone Project (LIFE Project))
期間	2010 年～ 継続中
対象地域	Cairo, Assiut, Sohag
目的	インクルーシブ学校において全学校システムのための包括的モデルを築く
活動	2010 年から 2016 年に 3 県 120 の学校を対象プロジェクトを実施。活動内容は以下のとおり。 - 学生の登録制度（診断委員会による障害とニーズ・アセスメント） - リソースルームの機器提供（コンピューターやプロジェクターなど） - 教職員への研修（BA やアイン・シャムス大学が実施） - リソースルームの新しい役割の設定とキャリアプランの形成 - 親やコミュニティへの啓発活動 - プロジェクトでは障害児を特定する活動は実施していない。 2017 年以降の活動として既に 250 校が特定されている。MoE の承認待ち。
UNICEF 本部のプロジェクトとのシナジー	2017 年 4 月に UNICEF 本部で開催された障害に関する会議では、DAISY がインクルーシブ教科書として最適であることが確認され、EPUB の教科書の製作を決定している。既に資金は確保され、現在はプロジェクトを実施するためのパートナーを探している。プロジェクト期間は 3～5 年間を想定している。現時点ではアラビア語圏からのプロジェクトの参加はなく、エジプトが参加を表明するとアラビア語もプロジェクトの対象となる可能性がある。 - 同プロジェクトではパイロット対象校に 120 台のタブレットが提供される。 - エジプトの教育 2.0 戦略においても教科書のデジタル化が予定されており、世界動向に合わせる形で本プロジェクトも実施されるべきである。
連携可能性	本調査中に実施された UNICEF との協議で、連携可能性について共通認識を得た事項は以下の通り。 - パイロット対象校（インクルーシブ学校）の選定 - 教職員へのトレーニング - パイロット対象校におけるタブレットの提供

2) ILO/UNDP

機関名	ILO/UNDP ⁸⁶
ドナー	ILO, UNDP, ICT トラストファンド
プロジェクト名	職業訓練・就労支援プロジェクト ⁸⁷ (Jobs and Skills for Persons with Disabilities with a Focus on ICT-based Solutions)
対象者	視覚障害者及び身体障害者
対象地域	Cairo, Giza, Alexandria, Red Sea, Daqahliya, Minya
期間	2014 年 9 月～2017 年 3 月
目的	企業など組織の能力向上および ICT 活用を通じた障害者の労働市場へのインクルージョン促進
活動	- 能力向上とニーズアセスメント - NGO および雇用サービス提供者へのトレーニング実施 - インクルーシブ雇用の利点を企業に啓発 / 起業促進 - ICT スキルと e-ラーニング手法に関する障害者の能力向上 - 障害者の日常生活や仕事環境のニーズに対応するための技術イノベーションの促進
成果	18 歳から 35 歳の視覚・身体障害者 600 名へのトレーニングを実施した。そのうち 300 名が仕事、インターンシップ、あるいは起業や協同組合を結成するなど何らかの仕事や仕事に就くための機会を得た。 25 団体の提供するトレーニングやカウンセリングサービスがインクルーシブになり、より多くの障害者へのサービス提供が可能になった。
連携省庁	- 社会連帯省 - 人材・移民省 - MCIT - 観光省 - NCDA
今後の予定	第 2 フェーズを実施することが決定しており、エジプト政府からの承認待ちの状況である。第 2 フェーズは、UNICEF や UN Women など加わり UNPRPD としてプロジェクトを実施する予定となっている。
参考資料	上記のプロジェクトに関するプロモーション・ビデオ ⁸⁸

⁸⁶ http://www.ilo.org/addisababa/technical-cooperation/WCMS_469526/lang--en/index.htm

⁸⁷ http://www.ilo.org/addisababa/media-centre/video/WCMS_569496/lang--en/index.htm

⁸⁸ http://www.ilo.org/addisababa/media-centre/video/WCMS_569496/lang--en/index.htm

3) ILO

機関名	ILO
活動	上記 2) のプロジェクトの他に、ILO は以下のプロジェクトを実施している⁸⁹⁾。 2015 年にエジプトで「ビジネスと障害ネットワーク (Business and Disability Network)」を構築⁹⁰⁾。現在 15 の団体が所属している。毎年、企業の社会的責任に関する年次会議が開催されており、2017 年 4 月に初めてインクルーシブ雇用についてパネルディスカッションが実施された。本ネットワークは、ILO のグローバル・ビジネスと障害ネットワークの一部という位置付けられている⁹¹⁾。このネットワークに属する 70 名を対象に、インクルーシブな仕事環境を促進するための研修を実施している。 - アクセシブル・ツーリズムの促進：2015 年 3 月から 5 月に 6 回の研修が実施され、119 名の個人と 52 のホテルが参加した。対象地域は Red Sea, South Sinai, Cairo, Giza, Alexandria⁹²⁾。2016 年にはコンペティションを開催し、好事例 3 つが選ばれた。大学や企業などと連携してホテルなどのアクセス監査を実施している。このプロジェクトはカナダ政府 (Department of Foreign Affairs, Trade and Development) が支援している⁹³⁾。 - NCDA と MoT に対し、インクルーシブな政策やサービスに関する研修実施 (2015)。 - DET を実施 (2015, 2016)。
連携可能性	「ビジネスと障害ネットワーク」の活用

⁸⁹⁾ ILO (2016) Decen Work in Egypt 2016 Results http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---africa/---ro-addis_ababa/---sro-cairo/documents/publication/wcms_547296.pdf

⁹⁰⁾ エジプトのビジネスと障害ネットワークに関する詳細情報は、以下の ILO のホームページ参照 <http://www.businessanddisability.org/index.php/en/component/tags/tag/62-egypt>

⁹¹⁾ ILO のビジネスと障害ネットワークに関する詳細情報 <http://www.businessanddisability.org/index.php/en/>
⁹²⁾ ILO (2016) ILO promotes Accessible Tourism through a competition http://www.ilo.org/addisababa/whats-new/WCMS_446768/lang-en/index.htm

⁹³⁾ ILO Tourism activities in Egypt http://www.ilo.org/global/industries-and-sectors/hotels-catering-tourism/WCMS_389370/lang-en/index.htm

4) ITU

機関名	ITU
ドナー	ITU/MCIT/ICT 開発ファンド
プロジェクト名	障害者の ICT アクセシビリティに関する地域イノベーションセンター (Regional Innovation Center on ICT Accessibility for Persons with Disabilities) ⁹⁴
期間	2016 年～2019 年
概要	MCIT と協力して、障害者の ICT アクセシビリティを向上させるため、地域イノベーションセンターをカイロのスマート村 (Smart Village) にオープンさせる。現在、MCIT からの承認を待っている状況で、承認され次第オープンする予定である。センターの目的は以下の 3 つ。 - ICT アクセシビリティに関する政府及び関連機関への助言 - アラビア語対応の ICT 支援機器の開発 - ICT アクセシビリティに関する開発者の能力強化
連携省庁	MCIT
連携可能性	本プロジェクトで育成する DAISY 図書製作者がイノベーションセンターで国内外の参加者を対象にトレーニングを実施するなど、プロジェクト成果普及のためびりソースとなり得る。

5) EU/UNDP

機関名	EU/UNDP
プロジェクト	義足センター整備 ⁹⁵
期間	2016 年
概要	EU と UNDP が協力して、北西海岸沿いの Marsa Matrouh 県にエジプト初の義足センターが 2016 年にオープンした。このセンターは、EU の支援（470 万ユーロ）による 2014 年開始のプロジェクト「北西海岸開発計画と関連地雷アクション」のフェーズ 2 の成果として整備された。プロジェクトでは、地雷の犠牲者やその家族を対象に、リハビリテーションや経済的エンパワメントについて支援した。

⁹⁴ ITU Regional Innovation Center on ICT Accessibility for Persons with Disabilities https://www.itu.int/en/ITU-D/Regional-Presence/ArabStates/Documents/events/2016/RDF/RIs/ARB%20RI5_Proposed%20Concept%20Note%20for%20Project1%20on%20Regional%20Center%20on%20ICT%20Accessibility%20for%20Persons%20with%20Disabilities.pdf

⁹⁵ UNDP (2016) EU-UNDP initiative opens first Artificial Limbs Center in Egypt's North West Coast <http://www.undp.org/content/brussels/en/home/presscenter/pressreleases/2016/10/22/demining-for-development-first-artificial-limbs-center-opened-in-egypt-s-north-west-coast-.html>

6) 世界銀行

機関名	世界銀行
プロジェクト タイトル	Takaful and Karama ⁹⁶ （社会保障制度）（社会セーフティネットの強化プロジェクト）
期間	2015 年～2019 年
予算	4507 百万米ドル
関連省庁	社会連帯省
概要	社会連帯省と協力し、27 県（5630 村）を対象に障害者を含む社会的弱者・貧困層を対象とした条件付き現金給付「Takaful and Karama プロジェクト⁹⁷」を実施。 Takaful プログラムでは、政府により認定された子供のいる貧困層及び障害者（労働ができない）・高齢者（65 歳以上）に対し、条件に応じて月額 43-83 米ドルを支給する⁹⁸。給付条件は、0-6 歳の子供の健康と栄養、6-18 歳までの子供の 80%以上の学校への出席などがある⁹⁹。Karama プログラムでは、貧困層の高齢者や障害者に無条件で現金を支給する。 2017 年 11 月のプロジェクトドキュメントによると、173 万以上の世帯が給付を受け取っている。2016 年のデータによると 49,870 人の障害者が給付を受けている（全体の 5.3%）¹⁰⁰。

2-5-2. 二国間援助機関

GIZ とルクセンブルグ政府が、ハンディキャップ・インターナショナル（HI）の活動を支援している。またカナダ政府は IL0 のアクセシブル・ツーリズムを支援している。

2-5-3. 国際 NGO

1) G3ict

機関名	The Global Initiative for Inclusive ICTs (G3ict)
活動	The Global Initiative for Inclusive ICTs¹⁰¹ の支援のもと、2015 年に MCIT と教育省が、カイロで “Inclusive ICTs for Education” というセミナーを開催した。教育分野における ICT 活用の利点を啓発するため。60 名以上の参加者（ほぼ教育省）がトレーニングに招待され、マイクロソフト・エジプトがアクセシブルな教育へのアプローチとのタイトルでプレゼンテーションを行った。成果は “Egypt’s Model Policy for Accessible Education” という題名で発表されている¹⁰²。

⁹⁶ Ministry of Social Solidarity (2016) Strengthening Social Protection Systems “Takaful and Karama”
https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/data/file/152498/Strengthening_Social_Protection_Systems_Takaful_and_Karama_Egypt_Presented_by_H.E._Minister_Ghada_Waly.pdf

⁹⁷ Takaful とは連帯 (solidarity)、Karama とは尊厳 (dignity) を意味する。

⁹⁸ WB (2015) Egypt - Strengthening Social Safety Net Project
<http://documents.worldbank.org/curated/en/2015/03/24201815/egypt-strengthening-social-safety-net-project>

⁹⁹ WB (2017) Strengthening Social Safety Net Project - Implementation Status and Results Report
<http://documents.albankaldawli.org/curated/ar/288871493085672050/pdf/ISR-Disclosable-P145699-04-24-2017-1493085656041.pdf>

¹⁰⁰ 出典：Ministry of Social Solidarity (2016) Strengthening Social Protection Systems “Takaful and Karama”
https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/data/file/152498/Strengthening_Social_Protection_Systems_Takaful_and_Karama_Egypt_Presented_by_H.E._Minister_Ghada_Waly.pdf

¹⁰¹ <http://www.g3ict.org/>

¹⁰² 文献へのリンク：http://www.g3ict.org/download/p/fileId_1019/productId_330

2) Handicap International

機関名	Handicap International
ドナー	EC、GIZ、ルクセンブルグ政府、Drosos ファンデーション（スイスの組織）
概要	ハンディキャップ・インターナショナルは、フランスのリヨンを拠点とする国際 NGO で、障害分野の国際 NGO の中でリーダー的な存在。世界各地で、貧困や紛争、災害などに苦しむ障害者や脆弱な立場に置かれる人々の緊急支援や障害インクルージョンを目的とする。ハンディキャップ・インターナショナルの地雷除去活動は、1997 年にノーベル平和賞を受賞している。エジプトでは 2007 年より活動を開始した。
活動	主に以下の活動を実施している ¹⁰³ 。 ● 障害の早期発見 ● 障害者団体の設立やその能力強化・エンパワメント ● 雇用 ● インクルーシブ・リクリエーション活動 ● CBR：人間の大地（Terre de homme）およびルクセンブルグ政府が支援
連携可能性	草の根活動中心であるため、現地の実情を把握する際に有効である。また、DPO のエンパワメント活動を地道に実施しており、インクルーシブ教育の現場の状況もよく把握している。

3) カリタス・エジプト

機関名	カリタス・エジプト
ドナー	GIZ、カリタス（ドイツ）、EU、Save the Children UK など
概要	カリタスは 1897 年にドイツで設立された。1951 年に国際カリタスが設立され、現在は、世界各地の 160 以上のメンバーからなる連合で、本部はイタリアのローマにある。1967 年にカリタス・エジプトが設立された。 ミッションは、皮膚の色、人種、宗教に対する差別のない世界開発。 SETI (Support, Education, Training for Inclusion) センターは 1986 年に設立された ¹⁰⁴ 。
活動	● 施設で働く職員の能力強化 ● リハビリテーション ● CBR プロジェクトの実施 ● 啓発活動 ● 政府や NGO、国際機関との連携 カリタス SETI センターの障害者の雇用プロジェクトは、ゼロ・プロジェクトというウィーンに本部を置く障害分野の政策を促進する国際機関によって 2017 年に表彰されている ¹⁰⁵ 。
連携可能性	カリタスは DAISY 図書の利用者となり得る障害児の保護者とのネットワークを有しているため、DIASY 図書のフィードバックを得る際のリソースとなり得る。

¹⁰³ HI (2016) 2016 年の活動報告

https://www.handicapinternational.be/sites/default/files/paginas/bijlagen/egypt_2016_en.pdf

¹⁰⁴ Caritas エジプト ホームページ <https://www.caritas.org/where-caritas-work/middle-east-and-north-africa/egypt/>
 Caritas SETI センターに関するホームページ http://www.inclusive-education.seti-center.com/karitas_e.htm#

¹⁰⁵ Innovative Practice 2017 on Employment, Work and Vocational Education and Training

2-5-4. 障害関連団体

1) エジプトの障害当事者団体（DPO）の現状

CRPD によると、DPO とはメンバーの少なくとも半数以上が障害当事者で構成される組織を指し、障害者により運営される組織のことをいう。CRPD では、通常の NGO と DPO を明確に分けており、DPO のプロジェクトのデザイン時からモニタリング、評価までの一連における活動への参画を推奨している¹⁰⁶。障害のある人々こそが、最高の代弁者であり代表者である（Nothing about us without us）、が障害者の世界的なスローガンとなっている。

HI へのインタビュー調査によると、エジプトでは DPO のアドボカシーの力がまだ弱く、コミュニティレベルでは小さな DPO が育ち、州・県レベルや国レベルの障害者の声をまとめる組織も形成されているものの（エジプト障害者団体連盟 [Egyptian Federation of Organizations of PWDs]、エジプトろう協会など）、その規模は小さく政策などへの影響力はまだあまりないということであった。このため、DPO の組織開発と能力強化への支援が重要な課題となっている。DPO という概念がエジプトで認知され始めたのは、2006 年の CRPD の後であることから、今後の発展が期待される¹⁰⁷。エジプト国内では、HI が活動するアシュート県では、2014 年に県レベルの障害連盟が結成され、現在 10 名ほどのメンバーが活動している。NCDA によると、CRPD による市民社会報告書作成を促進するために、エジプトで国レベルの障害者団体を設立する計画がある。

2) 市民社会組織の登録

エジプトでは、国際 NGO を含め、社会連帯省が市民社会組織の登録を管理している。また、社会連帯省は、組織の結成を財政的に支援している。エジプト国内の DPO を含む市民社会組織は、組織の設立に関する 2002 年の法律 84 号に基づいている。関係者の話によると、DPO の法的ステータスがないということから、社会連帯省のリストには DPO の分類が未だになく、その結果、公式な DPO の数もわからない。HI によるとエジプトには 400 以上の DPO が存在するとのことであるが、正確な数は不明である。

¹⁰⁶ CRPD (2014) [Guidelines on the Participation of Disabled Persons Organizations \(DPOs\) and Civil Society Organizations in the work of the Committee](#)

¹⁰⁷ Egypt Permanent Mission of the Arab Republic of Egypt to the UN [“Questionnaire on the Provision of Support to Persons with Disabilities”](#)

3) エジプトで障害に関連する活動を実施する主な NGO

a) HELM

機関名	HELM
概要	Helm とはアラビア語で「夢」を意味する。Helm は「バリアフリーと障害者雇用の推進により、障害者の夢を現実に」とのビジョンを持ち、2014 年に 20 代の若手社会活動家が設立した NGO である。インクルージョンを目的に活動を実施している。
活動	• Helm の活動は 1) 雇用と 2) アクセシビリティに大別される。 1) 雇用：ジョブコーチ、雇用主の研修、リクルートサービス、啓発など 2) アクセシビリティ：アクセス監査の実施およびデザイン段階から実施段階まで全ての段階におけるチェック • 現在までにボーダフォンやシェル、ノバルティス、P&G など民間企業 220 社をクライアントとし、2537 名の雇用主に対して研修を実施した。アクセス監査は 330 箇所。 • 2017 年 4 月に、Helm によって、エジプト最高峰の国立大学、カイロ大学キャンパス周辺にバリアフリー歩道が整備され、エジプトで初めて視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）が導入された。その点字ブロックは日本がモデルとなっている¹⁰⁸。 • 2016 年 6 月には、「Cairo 2016 - みんなの街（Cairo 2016: A City for All）」というタイトルの国際会議を開催し、障害分野の専門家や民間企業、障害者団体、オピニオンリーダー、政策策定者など国内外から集めて、350 名の参加者を集めて会議を開催した。 • このような Helm の活動は世界的にも認知されている。雇用に関する活動は、2017 年にゼロ・プロジェクトの賞を受賞した。2013 年にはアメリカのネグマ・社会起業家コンペティションで最優秀賞を受賞している。
連記可能性	• エジプトの文化に適した方法で、全国放送のチャンネルを使用してビデオを放映するなど啓発活動を工夫している。啓発のアプローチへの助言、映像製作での連携など。 • NL の物理的アクセシビリティ改善など。

b) Baseera

機関名	Baseera ¹⁰⁹
概要	2004 年に、視覚障害の子を持つ母親によって設立されたカイロを拠点とする NGO で、視覚障害者（0 歳から）への早期介入、予防、治療、リハビリテーション、教育サービスおよび啓発活動を実施する。
活動	• インクルーシブ学校（公立・私立）への支援（モニター、教師への研修、生徒への支援など） • フィットネスクラブや両親を対象に視覚障害を持つ子どもたちへの対応方法に関する研修 • 杖の使い方の研修 • 視覚トレーニング・刺激 • ディスレクシアの子どもへのサポート
連携可能性	Baseera はインクルーシブ校への訪問も行っているため、視覚障害やディスレクシアの子どもの情報を把握している。情報はリスト化し毎年更新しているため、プロジェクトでの活用が可能である。

¹⁰⁸ JICA（2017）世界 HOT アングル 「エジプト初 日本をモデルとした点字ブロックの導入」

<https://www.jica.go.jp/hotangle/mideast/egypt/20170725.html>

¹⁰⁹ http://baseerafoundation.org/services/Technology_Support

c) Donyetha

機関名	Donyetha (アレキサンドリア)
概要	視覚障害者を支援する人権 NGO。インタビュー時点での職員は 5 名で IT 担当者は全盲の男性。子どもたちの教育を担当する女性も視覚障害者。
活動	- 教科書など視覚障害者向けの教材の製作 - 教師や視覚障害者などを対象とする研修やワークショップの実施

2-5-5. 研究機関

カイロ大学やカイロ・アメリカ大学¹¹⁰、アイン・シャムス大学 (Ain Shams) には、障害のある学生の支援センターが設置されており、点字本の提供や音声読み上げソフトでのサービスなどを提供している。聴覚障害のある学生を支援するための環境整備を行っている大学もある¹¹¹。

カイロ大学では、視覚障害者のためにデジタル教科書を製作している。教科書の著者はカイロ大学の教授であることが多いため、著者から直接著作権の許可を取ってデジタル教科書を製作することが可能である¹¹²。カイロ大学では「障害チャレンジャーユニット」が視覚障害者などの支援にあたっている。本調査では、デジタル化している教科書の種類や、製作者、サービス内容、著作権問題、プリントディサビリティのある学生へのサービスの提供の有無などについては大学から直接情報収集することができなかったが、DAISY 図書の製作環境、DAISY 図書を製作し続ける見込みなどが確認できれば、同ユニットの職員等を DAISY 図書製作者として育成する。

2-5. 障害分野における日本および JICA による支援実績

2-6-1. 日本の対エジプト援助政策

エジプトはアジア・アフリカ・欧州の接点という地政学的な要衝に位置する大国であり、中近東・アフリカ地域において、大きな影響力がある。また、エジプトの安定は、地域の安定及び中近東諸国全体と日本との友好関係の維持に密接に関わる。このため、エジプトが政治的影響力に加え経済力も強化し、中東・アフリカ地域において影響力のある安定勢力であり続けるための自助努力を支援していくことが重要である¹¹³。対エジプト事業展開計画では、援助重点分野として 1) 持続的経済成長と雇用創出の実現、2) 貧困削減・生活の質の向上、3) 地域安定化促進の 3 つが設定されている。2) の貧困削減・生活の質の向上では、公共サービスの拡充・改善、農業・農村開発の他に、社会福祉の向上が重要な開発課題として取り上げられ、障害者支援がその協力プログラムの 1 つとして設定されている¹¹⁴。障害者支援では、今後も、草の根・人間の安全保障無償資金協力やボランティア派遣等を通じて、障害者の自立促進を現地 NGO 等と協調して支援していくことが対応方針として設定されている。

¹¹⁰ アメリカ大学 障害サービスについては以下のサイト参照 <http://in.aucegypt.edu/student-life/student-well-being/disability-services>

¹¹¹ African Disability Rights Yearbook (2014) Egypt Country Report <http://www.saflii.org/za/journals/ADRY/2014/8.pdf>

¹¹² カイロ大学の障害チャレンジャーユニットの責任者 Dr Heidi との電話による情報による。

¹¹³ 外務省 (2009) 対エジプト事業展開計画 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072315.pdf>

¹¹⁴ 外務省政府開発援助 ODA ホームページ 「エジプト国別援助計画」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjyo/egypt_h.html

2-6-2. JICA による同国での障害と開発分野の支援実績

1) 無償資金協力

障害分野における無償資金協力の実績はない。

2) 技術協力プロジェクト

エジプトにおける JICA の障害と開発分野での技術協力は、1977 年からのプロジェクト方式技術協力で職業訓練センターの設立を支援したことに始まった。その後、個別専門家の派遣や CBR 分野での技術協力プロジェクトを実施した。その概要を次表にまとめる。

表 22 JICA の技術協力の実績

年度	案件名	スキーム
1977 ～ 1982	機械整備の職業訓練センター設立 ¹¹⁵	プロジェクト方式技術協力
2000～	障害者リハビリ対策プログラム	個別案件
2002	障害者リハビリテーション	個別案件 ¹¹⁶
2006 ～ 2008	地域開発活動としての障害者支援プロジェクト	技術協力プロジェクト

出典：文献調査の結果を元に調査団作成

エジプトの障害分野で初の技術協力プロジェクトであった「地域開発活動としての障害者支援プロジェクト」の概要は以下の表 23 のとおり。

表 23 「地域開発活動としての障害者支援プロジェクト」概要

案件名	地域開発活動としての障害者支援プロジェクト
協力期間	2006 年 11 月～2008 年 11 月
関係機関	社会連帯省(MOSS)、社会連帯省シャルキーヤ支局、サフル村地域開発協会(CDA)
上位目標	社会連帯省のイニシアティブにより、特定された CBR アプローチを活用した障害者支援事業が、シャルキーヤ県内の周辺郡でも実施・普及される。
プロジェクト目標	サフル村の障害児・者が、地域の一員として地域活動に積極的に参加するようになる。
成果	(1)パイロット地域の障害者支援に係る地域資源とアプローチが特定される (2)CBR ボランティア活動が継続的に行われる (3)障害児・者の地域活動への参加機会が拡大される (4)住民の障害児・者についての理解が深まる (5)CBR の事例が取りまとめられる

出典：文献調査の結果を元に調査団作成

¹¹⁵エジプト国別障害関連情報（平成 14 年、19 年）には、JICA の障害関連の技術プロジェクトの実績として「機械整備の職業訓練センター設立」が記載されているが、具体的な障害分野への関わりについては言及されておらず、詳細は不明。

¹¹⁶ 2003 年 2 月から 3 か月間派遣

3) 本邦研修

エジプトからの参加が確認されている本邦研修は次表のとおり。

表 24 本邦研修への参加実績

研修年度	コース名	研修開催地/ 実施機関名	対象国名
2009～ 2014	地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント	沖縄 NPO 法人エンパワメント	ヨルダン、エジプト
2009	地域別研修「中東地域 CBR 事業促進」 ¹¹⁷	NPO 法人リハビリテーション分野の国際協力の会	パレスチナ、ヨルダン、シリア、エジプト
2016～ 2017	共生社会実現のためのアクセシビリティの改善 -バリアフリー化の推進-	中部国際センター エジプトからは Helm の職員が 2 年連続参加した。	インドネシア、ミャンマー、モンゴル、インド、ジャマイカ、コロンビア、ウルグアイ、エジプト、ケニア、スワジランド、ルワンダ

4) その他研修

2016 年と 2017 年には、フォローアップ協力の枠組み等を活用して、障害平等研修ファシリテーターの養成や、ジョブコーチ紹介セミナーを実施した。障害平等研修を受けたファシリテーターが、その後 Assiut 市や Alkosya 市などで DET を実施している。

表 25 対エジプト研修実施実績

研修日程	研修名	概要	研修開催地等
2016 年 1 月 10 日～24 日	障害平等研修 (DET) ファシリテーター養成講座	DET ファシリテーター 20 名を育成 ¹¹⁸ 。	カイロ
2017 年 8 月 8 日	ジョブコーチ紹介セミナー - 障害者の社会参画促進・職場定着に向けて -	日本の「ジョブコーチ支援事業」紹介を目的にセミナーを開催した。NCDA、社会連帯省、労働省、NGO、民間企業などから計 45 名が参加した ¹¹⁹ 。	カイロ ヨルダンに派遣されていた「障害問題アドバイザー」の活動として実施。

5) ボランティア派遣

2011 年度までに社会連帯省が管轄する福祉施設など心身障害者支援に関する青年海外協力隊を合計 8 名派遣している。

¹¹⁷ JICA ナレッジサイト 地域別研修「中東地域 CBR 事業促進」

<http://gwweb.jica.go.jp/km/PCourse.nsf/02903a5ce3e807a849256fa1001d2355/517a8540e203c0054925755300274da3?OpenDocument>

¹¹⁸ Disability Equality Training Forum のホームページで、JICA の DET を受けた DET ファシリテーターの 20 名が確認できる。
<http://detforum.com/category/egypt/#facilitators>

¹¹⁹ JICA エジプト事務所の Facebook に関連情報が記載されている。

https://www.facebook.com/jicaegypt/posts/1081570375211773?comment_tracking=%7B%22tn%22%3A%220%22%7D

2-6-3. 在エジプト日本国大使館による同国での支援実績

日本は現在までに合計 31 件の草の根無償資金協力を供与している。詳細は次表のとおり。

表 26 障害分野における対エジプト草の根無償資金協力供与実績

年度	プロジェクト名	実施額 (US\$)
2015	カリュビーヤ県エル・オブール市歩行補装具製作工房整備計画	90,878
	アレキサンドリア県ボルグ・エル・アラブ市知的障害児保護・自立支援施設整備計画	90,907
2012	ドミエッタ県障害者リハビリテーション・自立支援施設建設計画	107,059
2009	ポートサイド県障害者リハビリ施設整備計画	37,983
2008	聴覚障害者用職業訓練所開設計画	79,173
2004	リハビリテーション・センター整備計画	39,356
2004	知的障害者職業訓練機材供与計画	26,351
2003	知的障害者施設ミニバス供与計画	28,500
2003	視聴覚言語教室機材整備計画	81,960
	第二回聴力障害児リハビリ機材整備計画	51,490
2002	聴覚障害者施設改善計画	36,507
2001	障害者保護センターミニバス供与計画	31,749
	希望の種学園 障害者用ミニバス供与計画	31,749
	聴覚障害児デイケアセンター改善計画	57,846
2000	ベニスエフ精神障害児学校ミニバス供与計画	34,933
	親と子協会 知能障害者デイケアセンター通学用ミニバス供与計画	29,729
1999	ナーディーン聴力障害者施設発話訓練用機材供与計画	19,795
	母子医療センター・リハビリ用機材供与計画	10,131
	障害者リハビリ訓練センター機材供与計画	19,825
1998	障害児童保護センターミニバス供与計画	33,139
	精神障害児特殊学校ミニバス供与計画	61,660
	純粋な心協会 障害児デイケアセンター機材供与計画	10,595
	身体障害者デイケアセンター機材供与計画	20,766
	親と子協会 知能障害児デイケアセンター機材供与計画	23,353
1997	精神障害児童リハビリ用農場施設整備計画	34,402
	知能障害児童訓練センター職業訓練施設建設計画	56,088
	精神障害児特殊学校職業訓練用機材供与計画	7,925
1996	障害児デイケアセンターミニバス供与計画	32,153
	障害児童保護センター理学療法機器供与計画	47,310
1995	知能障害児童訓練センター改修・機材供与計画	25,093
1994	障害児ケアセンター機材整備計画	42,411
合計	31 件	1,300,816

在エジプト日本大使館ホームページから「草の根無償資金協力 (GAGP) ～2016 年度までの対エジプト草の根無償資金協力供与実績」をもとに調査団作成¹²⁰

¹²⁰ 在エジプト日本国大使館 草の根無償資金協力実績 <http://www.eg.emb-japan.go.jp/j/bilateral/oda/data/kusanone.htm>

2-6-4. 類似プロジェクトの教訓

本プロジェクトは、これまでに JICA の障害と開発分野で類似の案件がない新しい試みであるため、直接的な教訓となり得る類似案件はないが、共通点のある別案件からの本プロジェクトに活用しうる教訓は、以下の通り。

- パイロットサイト選定に関する教訓：エジプト側の条件が整い本プロジェクト中、または次期フェーズのプロジェクトで学校での DAISY 教科書活用を支援する場合、パイロットサイト選定の際には十分な確認を行い、確実にプリントディサビリティがある生徒がいる学校を対象とする必要がある。プリントディサビリティの概念が浸透しておらず、統計などで状況が把握されていない可能性が高いため、様々なソースから情報を得ながら適切なパイロットサイトを選定する。
- 多様な関係機関が関わるプロジェクトへの教訓：関係機関が多岐にわたる場合、それぞれの役割が認識されていないと、活動の効果発現に影響を及ぼす可能性がある。そのため、詳細計画策定調査を通して多岐にわたる関連機関の役割を明確化するとともに、実施段階においては連携・調整が適切に行われるよう、丁寧なフォローを行っていくことが重要である。

第3章 障害と情報保障

3-1. 情報アクセシビリティの課題

情報アクセスにおける障害に基づく差別の解消は、インクルーシブな社会の開発に不可欠であるが、実際に情報アクセスにおける差別を解消するためには、制度、政策、人材、技術およびインフラの整備を必要とする。

幸い、Web 出版物のアクセシビリティを確保するための国際的な活動は、Web アクセシビリティ・ガイドラインとして国際標準規格化を実現し、それをベースにして、アクセシビリティを確保した電子出版の国際標準規格(DAISY および EPUB)が開発され、実装されている。

著作物が主要な情報源であることから、著作権の分野でも障害者の情報アクセスを保障するための法的な枠組みを定めたマラケシュ条約が発効し、障害者のために著作権を一部制限して製作されたアクセシブルな代替図書の国際交換の枠組みも作られている。

著作物のアクセスを確保するための技術として開発された DAISY は、文字や画像の拡大とレイアウトの自動調整(リフロー)、視認しやすい文字フォントの選択、カラーコントラストの調整、文章の読み上げ、見出しやページへの瞬時の移動等を可能にして、視覚障害者のみならず、プリントディサビリティと呼ばれる幅広い障害と共に暮らす人々の情報アクセス機会の均等化を可能にしている。

DAISY が主に既に紙に印刷して出版された著作物をもとに、それをアクセシブルにする代替出版に用いられる国際標準規格であるのに対して、出版者が自ら電子出版する際に広く用いられている国際標準規格が EPUB である。EPUB には DAISY コンソーシアムが貢献して開発したアクセシビリティのガイドラインが定められていて、そのガイドラインに沿って製作すればアクセシビリティにおいて DAISY と全く遜色ないアクセシブルな電子出版が可能である。このように出版者が自ら発行するアクセシブルな出版物は Born Accessible と形容される。

また、放送とビデオは、デジタル放送と高速通信回線網の整備に伴ってその重要性を増している。ITU が、放送に対して字幕・手話・音声解説を付加するためのガイドラインを開発し、放送と動画のアクセシビリティの国際標準化が始まっている。

3-2. DAISY の概要

国際的に共同開発された DAISY (Digital Accessible Information SYstem) 規格は、スイスに法人格を持つ国際非営利団体である DAISY コンソーシアム¹²¹が国際共同開発し、以下の機能を有する読むことに障害がある人々のためのアクセシブルな電子図書の国際標準規格として多くの国々に普及している。

ハイライトされたテキストと、読み上げ音声、画像を同時に提示することができるため、どこを読んでいるかが容易に確認できる。

¹²¹ <http://www.daisy.org/>



図 7 DAISY 再生イメージ①

目次や見出しおよびページを使って読みたい場所に移動ができる（ナビゲーション）。

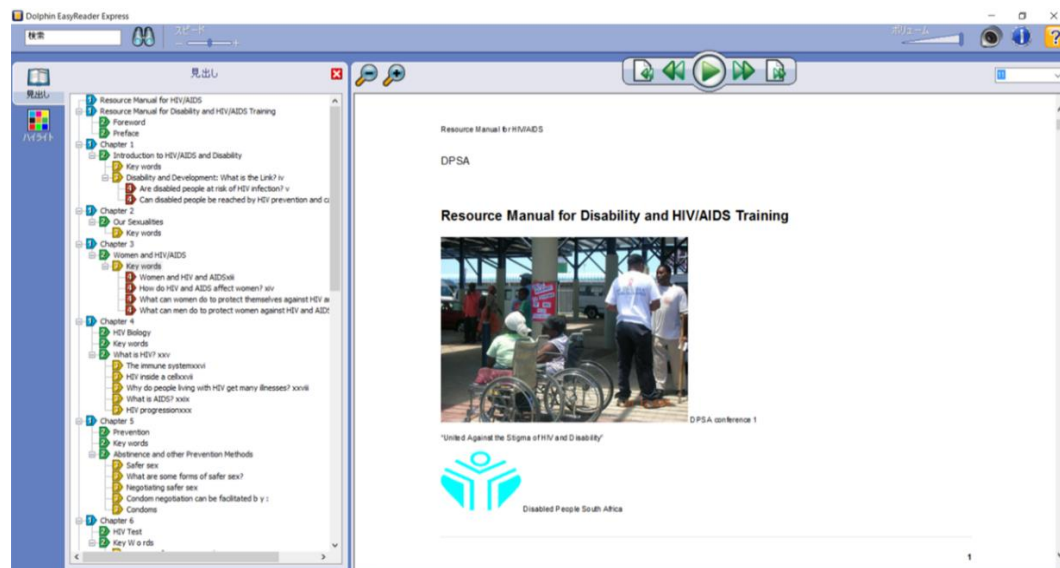


図 8 DAISY 再生イメージ②

文字の大きさ、書体を変更できる。文字の大きさを変更した時に自動レイアウト可能（リフロー）。

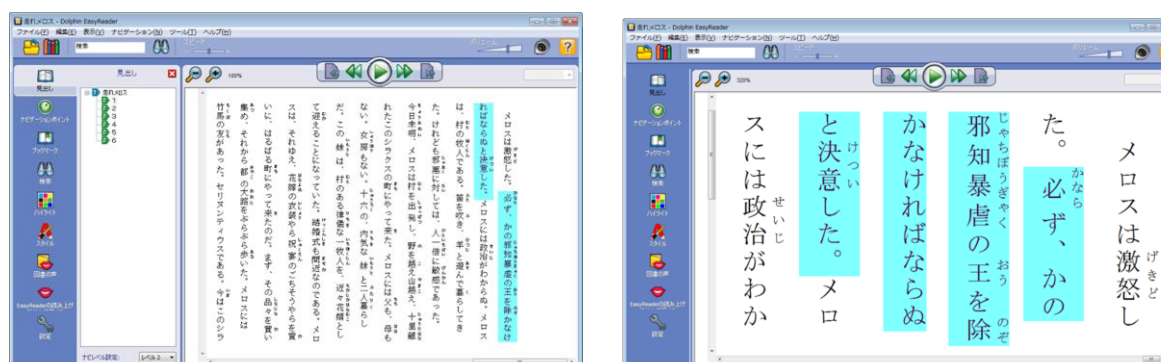


図 9 DAISY 再生イメージ③

注釈：注釈を読むか読まないかの選択が可能。注釈を読んだ後は自動的に本文に戻る。

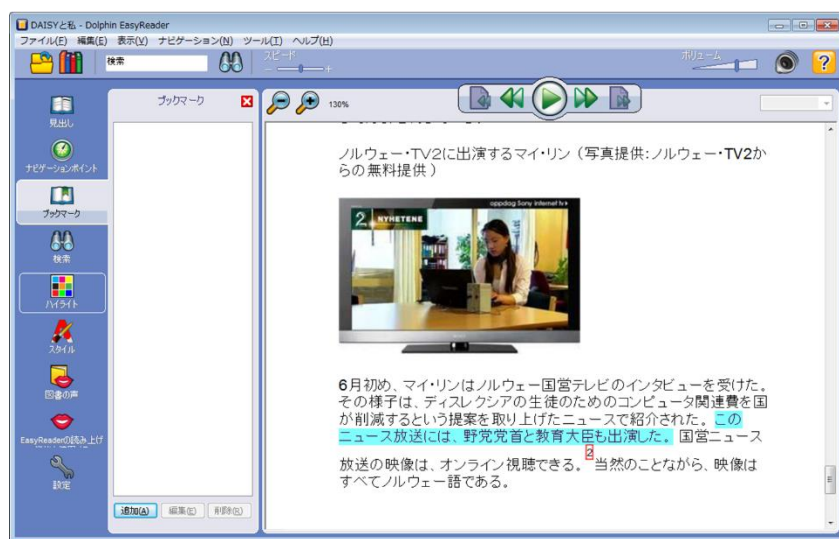


図 10 DAISY 再生イメージ④

その他、再生プレイヤーによってどこまで機能を実装しているかの違いはあるが、読み上げのスピード変更（早くも遅くもできる）、背景色と文字の色の組み合わせの変更、しおり（ブックマーク）機能、画像の Alt-Text の読み上げ、数式の読み上げ等の機能をサポートしている。特に、墨地版の原本がある場合に、原本のページによるページジャンプ機能は、DAISY 版を使って紙の原本を使う人々と共に講義を受けるときなどには必須の機能である。

3-3. エジプトにおける情報保障の取り組みと課題

エジプトにおいては、障害者権利条約の保障する障害者の情報アクセスを実現するためには、なによりもまず著作権法等の法制度の整備が必要と思われる。

実際に多くの視覚障害者が利用している BA のエジプト知的財産法の解釈を見ても、極めて限定的なアクセスしか提供できていない。しかしこの問題はマラケシュ条約の批准プロセスで解決しうるので、十分な国内法整備を伴うマラケシュ条約の批准を提言する必要がある。

技術面では、富裕層は西欧諸国と同等レベルの支援技術を使っているようであるが、一般には障害者の情報アクセスは極めて低いレベルにとどまっており、NGO に対するインタビューでは、盲学校においても点字教科書が学期の終わりに届く状況が語られている。

また、視覚障害以外のプリントディサビリティに対する認知は極めて低い。

このような状況の下での DAISY 版図書の提供は、多くの対象者の自立に極めて大きなインパクトを与える可能性がある。

3-4. DAISY 図書制作・流通に関するエジプトの状況

現在エジプト国内で DAISY 図書製作を行っている団体は BA のみである。同図書館には、モニタールームのついた対面式録音ブースが 2 セットあり、最大で 4 人の朗読者が防音室で録音作業ができる。製作された DAISY 録音図書は、原則として館内閲覧でのみ利用に供されていて、利用者は BA まで来なければ読むことができない。その他に DAISY 図書を製作している他の組織は国内には確認されていないが、カイロの NL 本館には障害者用読書室が既に新設され、本プロジェクトの支援を得て DAISY 図書製作を開始する予定である。そのほかには、BA が独自に構想

している視覚障害学生への支援に取り組む大学の図書館に対する DAISY 図書製作技術の移転計画もあるが、これも本プロジェクトの人材養成計画に統合される見通しである。ディスレクシア等の学習障害者に対する DAISY マルチメディア図書による支援は法制度も不備であるため全く行われていない。

3-4-1 DAISY 図書制作・流通に必要な機材やソフトウェアの保有状況

現在 BA が保有する DAISY 図書製作用機材は、ネットワーク接続された Windows7 のデスクトップ PC と Obi と呼ばれるフリーウェアの DAISY 録音図書製作ソフトである。Windows7 は、2020 年 1 月以後はマイクロソフト社のサポートが無くなるので事実上使えなくなる。

3-4-2 DAISY 図書作成に必要な人材確保状況

BA には 5 名の DAISY 録音図書製作要員がいて、日常的に製作に従事している。また、BA で DAISY について研修を受けた職員が文化省におり、今後 DAISY 図書製作に携わる予定であるが、マルチメディア DAISY 図書の製作技術を持つ者はエジプトにはいない。

3-4-3 制作された DAISY 図書・教科書の活用計画

先に述べた法制度の整備に応じて、DVD 等のメディアあるいはオンライン配信により全国のプリントディサビリティのある人々に提供される。また、マラケシュ条約の批准後は国外にも提供される。

3-5. エジプトにおける DAISY 活用の拡大可能性

UNICEF の統計等によると、エジプトの 15 歳以上の機能的非識字率は 25%に達するという。DAISY および出版者自らが発行する Born Accessible¹²²な EPUB 出版物は、なによりもこれらの機能的非識字者の文書理解を助けて、インクルージョンを促進する。

個別具体的には、公的な情報提供のすべて、公教育、職業訓練、高等教育、保健福祉、公衆衛生、医療、経済活動、政治参加、芸術文化、防災等のそれぞれの分野における出版物に、DAISY と EPUB を活用することによって、プリントディサビリティを有する人々と機能的非識字者¹²³の両方を裨益することができる。

3-5-1 著作権に関する国内法

障害者権利条約第 30 条は、著作権法等の知的財産に関する法制度が障害者の情報アクセスを阻害してはならないことを規定している。エジプトにおいては、LAW ON THE PROTECTION OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS の Book III が著作権法にあたる。同法には直接障害に関わる規定は無く、実践の上でも障害者の著作物へのアクセス権を積極的に認めているとは言えない。障害者の情報アクセス権を確保するための格段の法整備が必要な分野である。

¹²² 出版時点でアクセス可能な形式になっている出版物のこと。

¹²³ 個人が日常生活において、公的な手続き書類等の読み書き計算が困難な状態

3-5-2 マラケシュ条約について

議会において議員立法で批准案が提示される見込みであるが、同条約の Authorized Entity (AE) に相当する機関をどう定義するかが不明。日本の場合は、すべての法律に基づいて設立された図書館およびそれに準ずる活動を行っている文化庁長官が認めた団体が AE に相当すると理解されている。

エジプトの場合、人口規模から見て複数の製作団体による DAISY 製作が行われることになる想定されるので、製作と提供の両方における製作団体間の調整が極めて重要である。著作権を制限して製作された DAISY 図書を国際的に交換する AE の機能と、製作団体間の調整機能とを効果的に統合するためには、国内出版物の書誌情報の標準化と書誌情報データベースの整備が必要になる。この書誌情報データベースの整備は通常は納本制度等と共に国立図書館の機能として制度化されているので、NL を DAISY 図書の製作と提供のネットワークの中で十分に機能させることが重要である。

3-5-3 博物館等への展開

エジプトの主たる外貨収入源である観光産業は、視聴覚に衰えがある高齢者を多く含む観光客を対象とする。また、それぞれの観光客の母語による解説も求められる。はるばる旅をして訪れた博物館等で彼らのニーズに合う高品質の展示物の解説があれば、限られた時間を最大限に活かすために、喜んでそのコストを負担してでもそれを求める。また、持ち帰れるメディアに収めたアクセシブルでわかりやすい展示品解説目録は歓迎される。アクセシビリティとわかりやすさおよび多言語化という付加価値を付けた展示品解説目録の出版は、労力もかかるが、博物館等のブランドを活用して十分に企画を立てて実施すれば、そのコストをカバーできる高い収益性も期待できる。本プロジェクトで養成する DAISY 製作技術指導者に、特に障害者の DAISY 製作指導者を養成することによって、製作技術を、障害者雇用とも結びつけた DAISY/EPUB 出版の橋頭保づくりとしての位置づけをもった政策的な取り組みが期待される。

3-6. DAISY 活用における本邦技術の優位性

日本における DAISY 録音図書の全国展開は、世界に先駆けて 1998 年から 2000 年の間に当時の厚生省予算で全国の点字図書館に対して一斉に行われた¹²⁴。その意味で、日本は DAISY の規格開発においても視覚障害者への普及においても常に世界のトップランナーである。また、日本の DAISY 関連企業は、その技術力に定評があり、米欧にハードおよびソフトの両方を輸出している。

3-6-1 日本での DAISY 活用状況

現在、1 万人以上の視覚障害者が、音声による操作だけでサピエ図書館と呼ばれるオンライン図書館の数万タイトルの DAISY 図書を自由に検索して読みたい図書を選び、直ちにダウンロードして手元のプレイヤーで読めるサービスを実現している。ポケットに入る大きさのプレイヤーに数百タイトルの自分で選んだ DAISY 図書を蓄えておいて、いつも持ち歩いて好きな時にそ

¹²⁴平成 10-12 年度（1998-2000 年度）の「DAISY 録音図書変換事業」については以下を参照。
<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/activities/hoseiyosan.html>

の中から選んだ一冊を取り出して読む視覚障害者も珍しくない。高齢の視覚障害者に対する DAISY 録音図書の提供においては、日本は常に世界最高の水準を実現している。このように多くの高齢の視覚障害者が積極的にオンライン図書館を自ら活用している国は多くない。

日本の視覚障害者の年齢分布を見ると、高齢者が圧倒的に多い。視覚障害児を対象とする特別支援学校・学級に通う生徒数は全国で約 3600 人であり、1 学年当たり 400 人弱となる¹²⁵。

日本の特別支援教育では伝統的に紙に印刷した点字による教科書・教材が用いられており、高齢者における DAISY の活用が世界のトップ水準であるのと対照的に、電子的な技術の活用が遅れている。しかし、高校生以上になると、スマートフォンをはじめ、視覚障害者も ICT を活用しており、教育におけるこのギャップの克服が課題となっている。

一方、物を見る視力はあるものの、文章の理解に課題があるディスレクシア等の「読みの障害」を持つ通常学級に在籍する生徒数は、文部科学省の推計では少なくとも 2.4% に上る。これらの児童には、テキスト・音声・図版が同期して提示されるマルチメディア DAISY 教科書が無償提供されている。現在約 7000 名の小中学生がこの無償提供されているマルチメディア DAISY 版教科書を利用しているが、この数は年率 1.7 倍で増えており、2018 年には 1 万人に達すると推定される。日本ではこれらの読みに障害がある児童生徒の支援のために、親や支援者による全国的な草の根の支援活動を積み重ねており、多数の製作ボランティアのネットワークによる分担製作と、必要な著作権法改正等の制度整備などの経験があり、DAISY 版教科書による支援を得て現在大学生になって自ら DAISY 図書製作者として活躍している青年等の多彩な DAISY の普及に関わる人々のネットワークがある。

また、日本の国語教科書は縦書きとなっており、各学年で初出の漢字にはルビが振られている。このような、日本語独自の文書表現に対応するために、日本の DAISY 版教科書製作団体は独自の技術開発を行ってその壁を突破し、さらにそれを標準技術の中に取り入れる「標準の国際化」を行ってきた。このノウハウとネットワークは、DAISY の最新版であるアクセシブルな EPUB の「国際化」に引き継がれており、漢字文化圏のみならず、アラビア語圏やモンゴル語圏にも共通する課題である「標準の国際化」に取り組む際の強みとなる。

3-6-2 民間企業との連携（シナノケンシ）

シナノケンシ株式会社（所在地：長野県上田市）はモーターを主軸とする信頼性の高いハードウェア製品のメーカーとしての国際的な実績があり、DAISY に関しては、世界で最初に DAISY 規格に対応する視覚障害者用再生機を市販した。近年は、DAISY 再生環境が、専用機から PC、タブレット、スマートフォンなどの汎用機に再生アプリを載せたものにシフトして、市場も多様化しているため、IT が苦手な高齢の視覚障害者にも扱いやすい専用機と共に、急速に拡大する多様な DAISY 利用者のニーズに柔軟に対応できる、ネットワークとソフトウェアの開発も行っており、現在も DAISY 再生環境に関するノウハウを世界で最も蓄積する企業のひとつである。

DAISY のコンテンツ製作は、国によって大きく状況が異なり、日本のように数千人に上る多数の製作者が分担製作をして、ネットワークでそのすべてにアクセスできるように提供している国は数少ない。日本では用途に合わせて 3 種類のマルチメディア DAISY 製作ソフトが使われて

¹²⁵ 平成 28 年 5 月 1 日現在の文部科学省統計によると、特別支援学校在籍児童生徒数は、小学部 1719 人、中学部 1304 人、合計 3023 人である。他に弱視の特別支援学級在籍児童が、小学校 441 人、中学校 111 人、合計 552 人となっている。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/29/1386911_001.pdf

いるが、利用者数ではシナノケンシの製作ソフトが圧倒的なシェアを占めている。他の二つは、数式用のものと、異なる製作ソフトで作られた DAISY 図書を統合するのに便利なものである。

このような、日本語対応での実績のある製作ソフトをベースに製作ソフトの現地適合理化をはかる方式で DAISY 製作技術を普及する活動は、ローマン・アルファベットで事足りる言語圏の諸国には極めて難しい。今回の現地適合理化した DAISY 製作ソフトによる現地語でのコンテンツ製作の試みを成功させることによって、アラビア語圏はもとより、他の言語圏にも応用できる効果的な民間連携の新領域の開拓が期待できる。

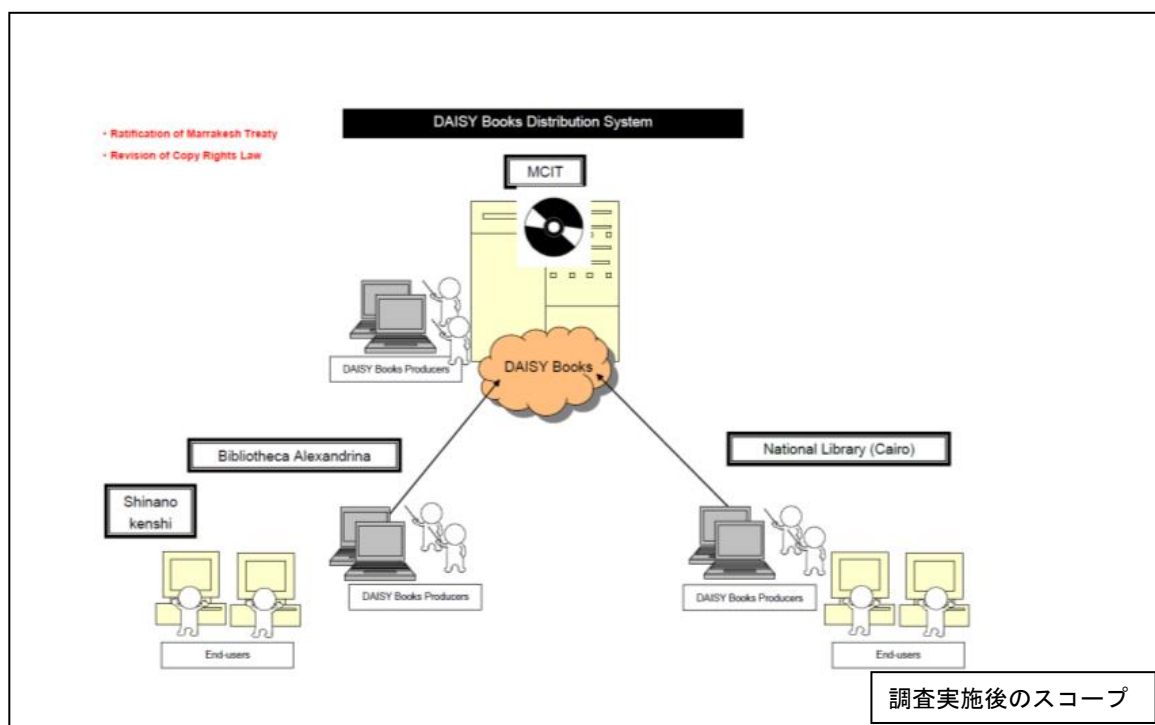


図 12 調査実施後のスコープ

4-1-2. 啓発の戦略

上述のように学校での DAISY 図書活用に関する支援はプロジェクトのスコープに含めないこととしたものの、プロジェクトで目指すところは DAISY 図書が様々な分野でプリントディサビリティがある人の情報へのアクセスを改善することである。そのためには、テーマごとに対象を絞り戦略的な啓発を行う必要がある。たとえば、以下のような対象およびテーマを想定している。

表 27 啓発に取り組むテーマ（案）

対象	テーマ
関連省庁や政府機関	- マラケシュ条約の批准 - プリントディサビリティのある人の出版物へのアクセスを改善するための著作権法の整備 - プリントディサビリティのある生徒に対応するための教員の能力強化
プリントディサビリティのある人やその家族を含む、広く一般の人々	- プリントディサビリティに関する認知の向上 - DAISYの有効性
出版社	- Born Accessible¹²⁷なEPUB出版の必要性

¹²⁷ 出版時点でアクセス可能な形式になっている出版物のこと。

4-2. 事業概要

4-2-1. プロジェクト名

和文：情報アクセシビリティ改善による障害者の社会参画促進プロジェクト

英文：Project for Improvement of Inclusion of Persons with Disabilities through
Improvement of Information Accessibility
(採択時より変更なし)

4-2-2. プロジェクト期間

2019 年 3 月より 24 か月間（キックオフ会合への専門家の派遣または、本邦研修に向けた準備への着手をもって、プロジェクト開始とする）

4-2-3. 相手国実施機関

実施機関：情報通信省（MCIT）、国立図書館（NL）、アレキサンドリア図書館（BA）

4-3. 協力の枠組み

4-3-1. 上位目標

DAISY 図書が、教育、雇用、保健、観光、防災など様々な分野で利用されるようになる。

指標 1 DAISY 図書のタイトル数

指標 2 DAISY 図書のダウンロード件数

指標 3 DAISY 図書製作インストラクター1 名につき、製作者が 2 名増加していること

「DAISY 図書のタイトル数」と「DAISY 図書の普及数」の具体的な目標値は最初の JCC で設定する。また DAISY 図書製作者の増加について、1 名のインストラクターにつき 2 名と想定しているが、プロジェクト開始後に実施するベースライン調査等を通して、妥当な目標を設定する。

4-3-2. プロジェクト目標

アラビア語および他言語の DAISY 図書を製作し普及するための人的、技術的資源が整備される。

指標 1 DAISY 図書目録がインターネット上に公開されていること

指標 2 啓発活動参加者が開始した活動の数の増加

4-3-3. 成果及び主な活動

成果 1：DAISY 図書製作者のコアグループおよび DAISY 図書製作者が育成される。

指標 1 DAISY 図書製作者が 42 名育成される

指標 2 DAISY 図書を普及するためのポータルが開設される

<主な活動>

- 1-1. キックオフミーティングを開催する。
- 1-2. 人材育成計画を策定する。
- 1-3. DAISY 図書製作に必要な機材を調達する。
- 1-4. DAISY 図書製作者コアグループメンバーを選定する。
- 1-5. 想定される DAISY 図書のユーザーと意見交換をする。
- 1-6. DAISY 図書製作者育成用教材を作成する。
- 1-7. コアグループメンバーに DAISY 図書製作の研修を実施する。
- 1-8. 必要に応じて研修で得た教訓に基づき DAISY 図書製作者育成用教材を改訂する。
- 1-9. 製作された DAISY 図書の利用状況をモニターする。
- 1-10. 第 2 回目の研修メンバーを選定する。
- 1-11. 研修用機材を調達する。
- 1-12. コアグループメンバーが第 2 回目の研修を実施する。
- 1-13. 第 2 回目の研修生から 6 名のインストラクターを選定する。
- 1-14. 第 3 回目の研修生を選定する。
- 1-15. 第 3 回目の研修を実施する。
- 1-16. DAISY 製作者のネットワーキングを促進する。

成果 2 : DIASY の利点が広く理解されるようになる。

指標 1 啓発活動参加者の DAISY 図書や関連する課題に対する知識の増加

<主な活動>

- 2-1. 啓発計画を策定する。
- 2-2. 啓発に必要なマテリアルを作成する。
- 2-3. 計画された啓発活動の参加者向けに質問票を作成する（指標のベースラインデータ収集）。
- 2-4. DAISY 図書の啓発セミナーを当事者や当事者の家族と協力して実施する。
- 2-5. 啓発活動の経験・教訓を文書化する（質問票のデータ分析含む）
- 2-6. 啓発活動の参加者を対象に、知識向上や新しい活動が開始されたかどうか確認するための調査を実施する。

4-4. 投入計画

（５）－ １．日本側投入

① 専門家

DIASY 図書製作や啓発の専門家をシャトル型でエジプトに派遣する。

啓発の活動では、プリントディサビリティがあり、DAISY を活用して学んできた経験のある大学生や職業人である当事者を派遣し、現地で講演してもらうことを想定している。

② 機材

以下の機材からなる DIASY 図書製作キットを 44 セット調達し、DAISY 図書製作研修に活用したうえで実施機関に供与する。エジプト側に供与する機会は、MCIT、NL、BA で管理し、DAISY 図書製作者が活用できるようにするものとする。

- ・ ラップトップ PC

- ・ 外付けハードディスク
- ・ マイクロフォン・ヘッドセット
- ・ アラビア語対応の DAISY 図書製作ソフト。

④ 研修

プロジェクトでは、本邦研修、エジプト国内での研修、第 3 国へのスタディツアーを実施する。

本邦研修	プロジェクト開始時に、MCIT、NL、BA の幹部計 6 名を対象に 1 週間程度の本邦研修を行う。この研修を通して日本での DAISY 図書活用事例や啓発の事例を学び、本プロジェクトを通して実施するエジプトでの啓発計画を策定する。
現地研修	エジプト国内で DAISY 図書製作者育成研修を行う。3 回の研修を通して、42 名の DAISY 図書製作者を育成する。研修を通して 1 人 1 冊の図書を DAISY 化するため、3 回の研修が終了した際には 42 冊の DAISY 図書が完成することになる。
第 3 国スタディツアー	NL および BA のカウンターパートが、プロジェクト専門家のアテンドで国際図書館連盟（IFLA）の国際会議に出席し、DAISY 図書製作・提供の世界的な動向を理解するとともに、エジプトが有するアラビア語の DAISY 図書製作のリソースに関する情報を、世界の図書館関係者と共有する。

また、DAISY 図書製作者育成研修は、以下の表のように計画している。

表 28 DAISY 図書製作者育成研修計画（案）

	時期（暫定）	講師	参加者
1	2018年7月～9月	3（JICA専門家）	6（MCIT, NL, BA）
2	2019年3月～5月	2（JICA専門家） +6（1回目の研修受講者）	12（JCCにて決定）
3	2019年10月～12月	2（JICA専門家） +6（1回目の研修受講者） +6（2回目の研修受講者から選考）	24（JCCにて決定）

4-5. 実施体制

本プロジェクトの実施体制について、図 13 の通り合意した。カイロおよびアレキサンドリアに、DAISY 図書ワーキンググループを設置して、NL と BA がそれぞれの取りまとめを行う。ワーキンググループは、DAISY 図書製作者の活動の拠点となる。

プロジェクトの進捗や達成度の確認、プロジェクト実施における課題などに関する意見交換、モニタリング・評価のため、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）を設置し、半年毎にプロジェクトの計画と進捗を確認する。JCC の構成を図 14 に示す。

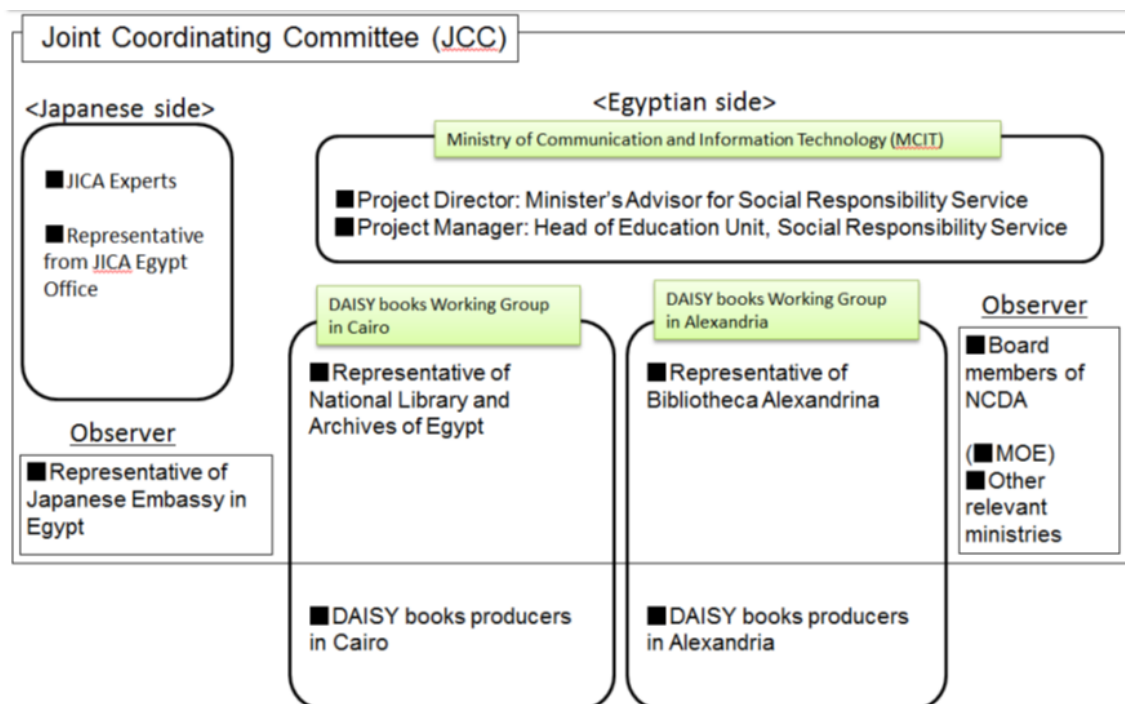


図 13 プロジェクト実施体制図

1. 委員長： MCIT 社会的責任・サービス 大臣アドバイザー
2. 委員：
 - ＜エジプト側＞ MCIT 社会的責任・サービス大臣アドバイザー事務局 イノベーション・マネージャー
 - 国立図書館代表者
 - アレキサンドリア図書館代表者
 - ＜日本側＞ JICA 専門家、JICA エジプト事務所
3. オブザーバー：
 - ＜エジプト側＞ 国家障害問題評議会 理事会
(教育省)
 - その他関連する分野の省庁
 - ＜日本側＞ 在エジプト日本大使館

図 14 JCC 構成

4-6. 前提条件と外部条件

事業実施のための前提条件及びそれぞれのレベルでの外部条件として想定される項目は、以下のとおりである。

事業実施のための前提条件	日本人専門家がエジプトで活動を行うために必要な許可証等、エジプト政府とのプロトコルが滞りなく実施される。
レベル	外部条件
プロジェクト目標 ⇒ 上位目標	1. エジプト政府が障害者への情報保障改善に継続的に取り組む。 2. プロジェクトで育成された DAISY 図書製作者が、DAISY 図書の製作を継続する。 3. MCIT が DAISY 図書の利点について効果的な啓発活動を継続して実施する。 4. DAISY 図書製作に使用するコンピューターやソフトウェアが必要に応じて適切に更新される。
成果 ⇒ プロジェクト目標	1. MCIT の DIASY 図書製作と普及に対するコミットメントが持続し、本プロジェクトに係る予算が継続的に確保される。 2. 国立図書館およびアレキサンドリア図書館からの協力が継続する。
活動 ⇒ 成果	1. プロジェクト活動に必要な予算が確保される。 2. 研修参加者が研修参加のための時間を十分確保する。 3. 研修で DAISY 化する図書のテキスト形式の電子データが提供される。

4-7. 留意点

プロジェクトを実施する際には、以下の表に示す点に留意する。

表 29 プロジェクト実施上の留意点

成果	実施上の留意点	対応計画
成果 1	DAISY マルチメディア図書の再生時のディスプレイ方法は、利用者のニーズに合ったものにする。たとえば、低年齢の子ども向けには、インタラクティブで、文字の発音の仕方や読み方を学習できる教材が効果的。	想定されるユーザーの意見を聞くことを、活動 1-5 として計画している。
成果 1	DAISY 図書製作研修の修了者のモチベーションの維持・向上が重要。	カウンターパートと修了証書の発行について協議する。大学との連携を検討することも一案。
成果 1	NGO と連携する場合は留意が必要。正式には社会連帯省の許可が必要である。	社会連帯省への申請を早めに行う。NGO の経営層の人材は別の肩書（NCDA 理事等）を持っているケースも多いため、表立って NGO の名前を出さない。
成果 2	エジプトでは、スポーツや芸術分野ではメディアが頻繁に障害者の活躍を取り上げるが、教育や労働分野では成功事例が報道されることがあまりない。NCDA が、国民の障害者に対する意識を変容させるためにも、プロジェクトで教育や雇用面での成功例（例えば、障害児が DAISY 教科書を使って勉強している様子など）に関するプロモーション・ビデオを作成することを提案している。	ビデオの製作・普及（例えばテレビ放映など）を行っている NCDA や HELM に、DAISY の活用事例に関する情報を提供することが考えられる。HELM は、エジプト文化的背景に合う啓発活動の経験が豊富。
成果 2	図書館や教育機関以外の場所での DAISY 図書の利用促進を検討する場合、家庭での PC やタブレット等の所有状況やインターネット接続状況が限定的であることを考慮する。	以下のような設備の利用が考えられる。 ・ MCIT 所有のテレビチャンネル ・ MCIT が整備を進めるコミュニティ・センター
成果 2	効率的・効果的な啓発を行うために、エジプト政府がすでに実施している啓発活動の機会を活用する必要がある。	障害者週間に計画されているイベント等、連携可能性があるイベントの情報を収集する。2018 年はエジプト障害者年とされているため、そのような機会が増えることが見込まれる。
その他	開発パートナーがプロジェクトを実施する際、エジプト政府からの承認を得るのに 3~4 か月程度必要であるという情報がある。また、外国人のプロジェクト実施者に対するセキュリティ・クリアランスの取得にも最低 2 か月は必要である。	早めに手続きを開始する。
その他	エジプト側の条件が整い DAISY 教科書の活用支援を検討する際、学校での活動には知事への事前相談が重要である。	必要に応じて、知事と関係を構築する。

第5章 評価結果

5-1. 評価結果総括

本プロジェクトは、エジプト国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は大きい。

5-2. 妥当性

本プロジェクトは、以下に示すとおり、優先度・必要性・手段の適切性の観点から妥当性が高いと判断できる。

5-2-1. 優先度

1) エジプト政府の開発政策との整合性

以下のとおり、エジプト政府は障害分野の課題を国の優先課題として位置付けており、本プロジェクトとの整合性は高い。

- エジプト政府は、障害者の貧困を削減し社会参画を実現することは、SDGs を達成する上で重要な課題の一つであると認識し、開発課題戦略“Vision2030”で、障害者を包摂する包括的开发を目標としている。
- 包括的な障害法案が 2018 年に採択される予定であり、それに伴い包括的な国家障害戦略の草案も策定される予定である。
- 大統領のイニシアチブにより 2018 年を障害年と定め、開発課題である障害分野での動きを活性化する予定である¹²⁸。
- MCIT 主導で策定された障害者を対象とする情報分野の戦略”ICT4PWDs”では、7 つの目標が設定されている。本プロジェクトの内容は、7 つの目標全てに横断的に関わるものであるが、特に目標 2「教育と保健機会における平等の促進」を達成するための活動として位置づけられている「障害のある学生のカリキュラムのデジタル化」の実施を後押しするものである。

2) 日本政府の援助方針との整合性

対エジプト事業展開計画（2009 年）では、重点分野として 1) 持続的経済成長と雇用創出の実現、2) 貧困削減・生活の質の向上、3) 地域安定化促進の 3 つが設定されている。2) の貧困削減・生活の質の向上では、公共サービスの拡充・改善、農業・農村開発の他に、社会福祉の向上が重要な開発課題として取り上げられ、障害者支援がその協力プログラムの 1 つとして設定されている¹²⁹。障害と開発分野では、今後も、草の根・人間の安全保障無償資金協力やボランティア派遣等を通じて、障害者の自立促進を現地 NGO 等と連携して支援していくことが方針として明記されているなど、日本政府の政策との整合性も高い。

¹²⁸ NCDA との 2017 年 11 月 12 日の面談による情報

¹²⁹ 外務省政府開発援助 ODA ホームページ 「エジプト国別援助計画」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjyo/egypt._h.html

5-2-2. 必要性

本プロジェクトは、以下のニーズに対応するものである。

最終裨益者である障害者のニーズ：エジプトでは視覚障害者およびプリントディサビリティがある人を対象にしたアクセシブルな形式の出版物が不足しているため、これらの障害者の情報へのアクセスが限られている。エジプトでは、2008 年にアラビア語の DAISY 図書製作が開始されたが、本調査実施時点では DAISY 図書製作の経験があるのは BA のみであり、また、製作されているのは視覚障害者を主なユーザーとする音声のみの DAISY 図書であった。また、DAISY 図書の蔵書も 203 タイトルに過ぎない。プリントディサビリティのある人々が、そうではない人々と同じ程度に情報にアクセスできるようにし、情報格差を緩和するうえで、DAISY 図書が製作される分野の幅や数を拡大する必要性は高い。また、DAISY マルチメディア図書を製作できるようになることで、視覚障害者のみならず幅広いプリントディサビリティがある人の情報へのアクセスや、独自の学び方のニーズに応えることができるようになる。

実施機関のニーズ：MCIT の ICT を活用した障害者支援に対するコミットメントは強く、学校の ICT 化支援、研修や雇用先の斡旋等を行ってきた実績があるが、出版物をアクセシブルな形式で提供することについては強い関心はあるものの、DAISY に関する技術や経験はあまりない。BA は DAISY 録音図書製作の実績があるが、DAISY マルチメディア図書製作の経験はなく、技術の習得を熱望している。NL には DAISY 図書製作の実績はないが、近く視覚障害者用の読書室を開設するなど、DAISY 図書製作を含む障害者へのサービス強化に関心がある。これらを踏まえると、本プロジェクトで移転する技術は、実施機関のニーズに合致するものであると言える。

5-2-3. 手段としての適切性（プロジェクトデザインの適切性）

本プロジェクトのアプローチは以下の理由から適切であると言える。

- 現在エジプトには DAISY 図書製作者が質・量ともに十分ではないため、DAISY 図書製作者の育成（成果 1）と、プリントディサビリティや DAISY の有効性についての啓発（成果 2）に重点を置くことは妥当であり手段として適切である。
- 啓発（成果 2）は、広く一般市民への啓発に加え、出版する時点からアクセシブルな形式で出版をする (born accessible) ことを促進するための出版社に対する啓発、プリントディサビリティのある人がアクセスできる出版物を大きく増加させるためのマラケシュ条約の批准や法整備を推進するための政策決定者への啓発もスコープとして計画されているため、デザインとして適切である。
- カウンターパート機関は適切である。MCIT は CRPD 批准後から一早く ICT を活用した障害者支援に取り組んでおり、2016 年、2017 年と続けて ITU が主催する世界情報社会サミット賞を受賞していることから、他政府機関を啓発する¹³⁰うで優位な立ち位置にある機関であると言える。またエジプトは ICT に力を入れており、特にアラビア語に対応する ICT 技術の進歩は、アラビア語圏諸国に波及する可能性が高い。そのことから MCIT は適切な実施機関であるといえる。

¹³⁰ 本件調査でも、MCIT は同省の活動成果や教訓を他省庁に好事例として示し、他省庁が後続くことが重要と考えていることが確認されている。

- 第3章に記載のように、日本はDAISY図書製作・普及に関する経験が豊富なだけでなく、開発途上国へのDAISY図書の開発・普及・推進に関する十分な知見・経験を持っている。したがって、日本の技術・経験には優位性があると言える。
- 他援助機関や障害者関係団体の事業との重複はない。

5-3. 有効性

本プロジェクトは、以下の理由から比較的高い有効性が見込まれる。

5-3-1. プロジェクト目標の内容

本プロジェクトの目標は「アラビア語および他言語のDAISY図書を製作し普及するための人的・技術的資源が整備される」ことである。プロジェクト目標の達成を示す指標には、1) インターネット上にDAISY図書の目録が公開されていること、2) プロジェクトの前後で啓発活動の参加者が開始している活動の数が増加していること、の2つを設定した。1)に関して、DAISY図書製作に着手するごとに、それを目録にして公開する必要性について研修で伝える計画である。この目録にはエジプトで製作されるすべてのDAISY図書のタイトルが、製作中・公開中などのステータスとともに記録されるため、この目録を確認すればどれだけのDAISY図書が製作されているかを把握することができる。2)については、本プロジェクトで啓発活動を実施した結果、対象者である政策決定者、一般市民、教育関連者、出版社、障害当事者などがDAISY図書の利点を正しく理解し、行動したことを指し示す指標である。指標の入手手段として、1つ目の指標はMCITが開発する予定のポータル上で確認可能である。2つ目はプロジェクト活動において質問票を作成し、対象者の啓発活動前後の行動を調査する予定であるため、プロジェクト活動の一環として確認可能である。したがって、これら2つの指標は測定可能であり、DAISY図書を製作・普及するための基盤が整備されたかどうか判断できる指標である。

5-3-2. プロジェクト目標と成果の関係

DAISY図書を製作できる人材が育成され（成果1）、効果的な啓発が行われる（成果2）ことで、プロジェクト目標が達成できると見込まれる。成果の指標に関しては、それぞれの達成度を測る指標として適切であり、本プロジェクト実施中の活動の中でデータ収集が可能なものとなっている。

5-4. 効率性

本プロジェクトは、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

5-4-1. 成果の内容

成果の内容は明確に記述され、指標は内容を的確に捉えている。目標値・指標入手手段も適切である。

5-4-2. 活動スケジュールと投入計画

- JICA 専門家はシャトル派遣を想定している。本プロジェクトの人材育成で重要な ToT 実施の前後には、チーフアドバイザーと調整員を配置し、ToT 直後に JCC を開催する計画とした。これにより、人材育成のモニタリングを効率的に実施できる。
- 本プロジェクトは、本邦研修、国内研修、第三国へのスタディツアーを効果的に組み合わせた計画となっている。プロジェクト開始直後にプロジェクトの幹部を対象とする本邦研修を実施し、上位目標にも関連する様々な分野における DAISY 図書の活用事例を学び、DAISY 図書の製作と啓発に関する意識付けを行う。国内研修では、1 回につき 2 か月間、DAISY 図書製作を担う人材への技術研修を実施する。また、NL および BA のカウンターパートが、IFLA が開催している年次国際会議に JICA 専門家のアテンドで出席することで、カウンターパートが DAISY 図書に関する世界動向や各国の好事例など学ぶとともに、エジプトでの取り組みについて世界各国の図書館関係者に発信する機会とする。

5-4-3. JICA 他事業との連携

シナノケンシ株式会社が実施する民間技術普及促進事業（「読書障害者用 DAISY 図書製作ソフトウェア普及促進事業（2018 年～2019 年）」）で開発される、アラビア語対応が可能な DAISY 図書製作ソフトウェアを活用して DAISY 図書製作研修を行うことを想定している。また、同事業で技術移転を受けた人材の活用など、相乗効果が生まれるよう必要な調整を行う。

5-4-4. 他援助機関との連携

他援助機関の活動と連携し、効率的にプロジェクトを実施する。他援助機関との連携の可能性は、表 30 に示す通り。

表 30 他ドナーとの連携可能性

組織名	連携可能性	関連成果
UNICEF	エジプト側の条件が整い、教科書の DAISY 化を行う場合、以下のような項目での連携が考えられる。 1) パイロット校の選定、2) 教職員へのトレーニング、3) パイロット校への再生デバイス（タブレット等）の提供	
ILO	「ビジネスと障害ネットワーク」の活用	成果 2
ITU	・イノベーションセンターを通じた、アラビア語圏諸国への DAISY 図書製作技術の普及 ¹³¹ ・2018 年に予定されている Digital Week に関連した啓発活動への連携 ¹³²	成果 1 成果 2

¹³¹ 本センター予算は、講師が外国での研修を実施するための費用も含んでおり、近隣アラブ諸国での研修実施も可能であるとのこと。

¹³² UNDP や ITU の地域会議、ITU が 2018 年に開催を予定しているデジタル週間、アレキサンドリア主催の啓発活動、国立図書館主催の啓発活動、MCIT 主催の啓発活動（毎年 5 月開催の障害週間など）、NCDA の全国放送されるメディアキャンペーン（シエルとの連携）、HELM の全国放送されるメディアキャンペーンなど。

5-5. インパクト

本プロジェクトのインパクトは、以下のように予測できる。

5-5-1. 上位目標達成の見込み

- ・ 本プロジェクトの上位目標「DAISY 図書が、教育、雇用、保健、観光、防災など様々な分野で活用される」を達成するためには、DAISY 図書が継続的に製作されること、プリントディサビリティに関する課題や DAISY 図書の有効性についての認知が広まることが重要である。本プロジェクトでは、DAISY 図書製作者の表彰制度やユーザーからのリクエストやフィードバックが製作者に伝わるような仕組みをつくるなど、DAISY 図書製作者のモチベーションを維持・向上するための活動や、テーマごとに対象を絞った啓発活動を計画している。これらの活動を計画通りに実施し、DAISY 図書の有効性が各分野のキーパーソンに理解された場合、上位目標が達成される可能性は高い。

5-5-2. 波及効果

本プロジェクトにより、以下の波及効果が期待される。

- ・ 視覚障害者のみに対象者が限定されがちである DAISY 音声図書により裨益するのはエジプトの障害者人口の 3.59%である。本プロジェクト移転する DAISY マルチメディア図書の製作技術により、ディスレクシアなどプリントディサビリティのある人々も対象になり、裨益者は3倍以上に拡大する。また、DAISY マルチメディア図書は、高齢者にとっても有益なものであるため、さらに多くの人々がこの技術から恩恵を受けることが見込まれる。
- ・ 表記が複雑さなど、特殊言語であるアラビア語の特性から、DAISY マルチメディア図書を製作するためのソフトウェアの開発が遅れている。本プロジェクトにより、アラビア語の DAISY マルチメディア図書が製作できるようになることは、エジプトのみならず他のアラビア語圏諸国にとっても有益である。
- ・ アラビア語圏にはシリア、イエメン、リビア、イラクなど紛争影響国が多く、紛争地域に住む子どもたちが、教師不足や学校閉鎖などにより教育の機会を奪われているケースもある¹³³。また、難民として欧州で生活しているアラビア語圏の子どもたちも、アラビア語で対応できる教師の不足など、教育環境に課題を抱えている。このような状況にある子どもたちにとって、DAISY マルチメディア図書が家庭で学習する際の有効なツールとなり得る。紛争により障害者となる子どもも多いが、難民キャンプ等で障害者に配慮した教育支援を実施している UNICEF も、本プロジェクトに期待を寄せている¹³⁴。

¹³³ UNICEF (2017) Education Uprooted - For every migrant, refugee and displaced child, education
https://www.unicef.org/media/files/Education_Uprooted_DIGITAL.pdf

¹³⁴ 2017 年 4 月に UNICEF 本部で開催された会議の出席者の報告

日本や他国での DAISY 図書の活用例

精神障害のある当事者等の活動拠点である浦河べてるの家（北海道浦河町）では、障害者が日頃の避難訓練などに DAISY マルチメディア版避難マニュアルを活用して独自の学び方に柔軟に対応した結果、2011 年の東日本大震災の津波による人体被害はゼロであったことが報告されており、これが世界的に高く評価されている¹³⁵。また、東京パラリンピック開催に向けて、日本政府から要請を受けた日本財団が、競技マニュアルなどへの DAISY 技術の活用を進めている。他国では、HIV に関する研修マニュアルの DAISY 化へのニーズも報告されている¹³⁶。このように、DAISY は幅広い分野で活用可能な技術である。

5-5-3. 更に大きなインパクトを発現するための取り組み

- ・ プリントディサビリティのある人々の出版物へのアクセスを促進するマラケシュ条約が批准されれば、他の批准国と DAISY 図書を交換することができるようになり、アクセシブルな DAISY 図書の数が飛躍的に増加する。そのため、マラケシュ条約が早期に批准されるよう、プロジェクトの活動を通し関連機関に働きかけていくことが重要である。既に国会議員が批准に関する提案書を提出しており、2018 年の批准が見込まれることである¹³⁷。現在、障害のある国会議員が 2 名おり（うち 1 名は NCDA の理事）、活発に障害に関する啓発活動を実施している。
- ・ マラケシュ条約に基づき著作権に関する国内法が改訂されれば、著作権の問題なく出版物を DAISY 化することができるようになるため、DAISY 図書製作が加速する。そのため、著作権法の整備についてもプロジェクトを通してモニタリングし、啓発活動を行っていくことが重要である。
- ・ エジプトには、将来的に教科書をデジタル化する構想があるが、その構想を実連していく際にはそこで使用されるデータは容易に DAISY 化できるアクセシブルな形式となっていない。この観点から、プロジェクトを通して教育省の動きを注意深くモニタリングするとともに、アクセシブルな教科書の必要性について啓発を続けていくことが重要である。
- ・ DAISY の製作・普及および DAISY 技術の研究・開発においては、大学などでの研究も重要である。カイロ・アメリカ大学やカイロ大学、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）などと継続的に情報共有していくことが望ましい。

5-5-3. 外部条件及び阻害要因

注視すべき外部条件として、「必要に応じてコンピューターやソフトウェアが適切なタイミングで更新される」がある。継続的に DAISY 図書を施策するため、プロジェクトで供与する PC の管理が適切に行われなければならない。ウィルス対策や OS の更新が適切に行われる体制になっているか、プロジェクトを通して注意深くモニタリングする必要がある。

¹³⁵ 川端俊（2008）浦河べてるの家の DAISY 版避難マニュアルを活用した防災活動
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/daisy/bethel/index.html>

¹³⁶ 国際連合広報センター（2013）DAISY をもっと多くの障害者のもとへ～DAISY コンソーシアム 前会長、特定非営利法人 支援技術開発機構 副理事長 河村宏（かわむら ひろし）さん～
http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_day_2013/kawamura/

¹³⁷ 2017 年 10 月 29 日の国会議員との面談で収集した情報による。

5-6. 持続性

政策・制度面においてはある程度の持続性が見込まれる。しかし、本調査では MCIT や BA の障害分野の予算に関する情報が入手できなかったため、財政面の持続性については不明である。NL については、財政面・組織面・技術面での持続性を注意深くモニタリングする必要がある。

5-6-1. 政策・制度面

以下の理由から、政策・制度面については高い持続性が見込まれる。

- ・ 国家開発計画 Vision 2030 に障害に関する課題が明記されている。2016 年にエジプト政府が発表した SDGs の報告書には、Vision 2030 の戦略に基づき障害者支援に関する活動が報告されており、エジプト政府は SDGs と国家計画を関連付けて、障害分野に重点を置く姿勢を示している¹³⁸。したがって、エジプト政府が引き続き優先事項として障害分野に取り組むことが見込まれる。
- ・ 2018 年に障害法が施行され、包括的な国家戦略が策定される予定である。
- ・ ICT4PWDs 戦略では、2030 年までの道筋が明確に示されており、MCIT は障害者の情報保障に関する活動を継続する姿勢である。
- ・ 現在政府内でマラケシュ条約の批准に向けた準備が進んでおり、2018 年に批准する見通しも立っている。マラケシュ条約の批准により、国内の著作権法の整備が進むことが期待され、これによりプリントディサビリティの定義や、プリントディサビリティのある人を対象とするアクセシブルな図書の製作や複製について著作権が制限されるなど、DAISY 図書が格段に普及するための土台ができる。

5-6-2. 財政・組織面

1) 財政面

- ・ 本調査では、MCIT および BA の予算状況に関する情報を入手できなかった。
- ・ NL の予算は毎年約 200 万エジプト・ポンド（およそ 1,288 万円）が配賦されている。本プロジェクトの活動に関して、NL の職員がアレキサンドリアなどに出張する際の旅費などを支払うことができるかどうか未確認であるため、プロジェクト開始前に確認する必要がある。
- ・ 2017 年 11 月末に起きたシナイ半島のテロ攻撃が、観光セクターに打撃を与えることも予想され、経済的な影響が懸念されている。この点が国家予算の縮小につながる可能性も考慮し、本プロジェクトの財政面の持続性は現時点では不明である。

2) 組織面

- ・ MCIT の障害分野に対する関心は高く、本プロジェクトに対するオーナーシップも強い。
- ・ ただし、本調査では MCIT の組織体制や離職率について確認ができていないため、プロジェクト開始後に確認し、必要に応じて働きかけを行うことが重要である。

¹³⁸ Egypt Ministry of International Cooperation (2016) Egypt National Review Report for Input to the 2016 High Level Political Forum on SDGs <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/10738egypt.pdf>

- ・ MCIT は、ICT4PWDs 戦略に沿った長期的なビジョンを持って本プロジェクトを実施する意図を示している¹³⁹。プロジェクト成果の持続性を視野に入れ、DAISY 図書を国内・外に普及するためのポータル必要性を提案し、万が一担当者が交代した際もポータルが設置されるよう、PDM に記載することを提案したことからも、プロジェクトの持続性を考慮していることが伺えた。さらに、DAISY 図書普及に関して、コミュニティ・センターの活用や、ITU との連携によるアラブセンターの活用を検討している。
- ・ BA は、もともと DAISY 録音図書を製作するための人員・設備を有していること、本プロジェクトへのモチベーションも高いことから、DAISY 図書製作を継続に問題はないと考えられる。また、BA が提供する資料やデジタルコンテンツを検索できるアクセスポイントをエジプトの大学図書館内（現在の計画では 18 の大学）に整備する計画がある。これにより、エジプト国内の大学から BA のサーバーへのアクセスが可能になるため、このルートで大学図書館から DAISY 図書にアクセス可能にできる可能性がある。
- ・ NL は、2011 年の革命以降、図書館長は半年から 1 年で交代している。そのため図書館長の人事に関する動向を注意深くモニタリングする必要がある。また、NL には 28 の分室があるため、分室でも DAISY 図書が利用できるような環境整備を進めるよう働きかけていくことが重要である。

5-6-3. 技術面

1) 本プロジェクトで移転する技術の定着

- ・ 5-6-2 に記載の通り、BA にはすでに本プロジェクトで移転する技術が定着する素地がある。
- ・ NL ではこれまで DAISY 図書を製作した実績がないため、技術が定着するかどうかの判断が難しい。2017 年末までに設置が予定されている視覚障害者へのサービス提供セクションに技術が定着することが望ましい。プロジェクトの実施期間中を通じて、同セクションの人員体制や活動状況などを注意深くモニタリングし、必要に応じて働きかけを行うことが重要である¹⁴⁰。
- ・ 技術面での持続性を高めるための措置として、本プロジェクトで移転する DAISY マルチメディア図書製作技術やモチベーションの維持・向上のため、DAISY 図書製作者のメーリングリストを作る（活動 1-16）。また、より多くの DAISY 図書を製作した人や、より難易度の高い DAISY 図書を製作した人などを表彰する仕組みなどの導入を検討する。

2) プロジェクトで導入する機材の維持管理

本調査では、プロジェクトで供与される機材の維持管理体制についての情報が十分に得られなかった¹⁴¹。MCIT、BA、NL との協議を通し、維持管理について大きな課題はないことを確認している。

¹³⁹ 2017 年 11 月 8 日および 14 日の協議結果より。

¹⁴⁰ 国立図書館の職員がプロジェクトに配属され、彼らの仕事以外の活動を実施する際にはボーナスが必要であること、その予算を取るのが難しいことなどの懸念がインタビュー調査時に共有された。

¹⁴¹ 前述のようにセキュリティ・クリアランスが下りず、MCIT との面談時間や MCIT から提供される情報が非常に制限されたため。

第6章 団長所感

本件は当初、教育省と連携して教科書の DAISY 化を目指して DAISY 図書製作の技術指導を行い、さらに現地 NGO のサポートを受けながら学校での活用を支援することまでを含めた案件デザインを想定していた。しかしながら以下の二つの理由により、プロジェクト目標を、実施機関（MCIT、図書館2つ）を中心に DAISY 図書製作者を育成すること、および出版物のバリアフリーに関する啓発活動を行うこと、と変更した。

方針変更の理由の一つは教育省との連携体制構築にかかる課題である。教科書の DAISY 化に必須となるテキストデータを入手することに関し、本調査中に各所（NGO、NCDA メンバー、UNICEF 等）から「教育大臣に直接かけあって了解をとるなどの特別な方法をとらない限り、組織的な連携は非常に困難だろう。」とのコメントを得た。MCIT は依然「教育省との連携および必要データの入手に努力する」という姿勢ではあるものの、案件開始スケジュールに合わせたスムーズな連携体制構築にかかる確証は本調査中もその後も得られていない。「教科書」は各種出版物の中でも子どもの成長・人格形成期にタイムリーに支援できる重要なツールであり、DAISY 化によるインパクトが大きく見込まれるものである。しかしながら、教科書データ入手を待ってプロジェクト全体が遅延するよりも DAISY 図書製作者の育成を優先すべきとの方針に立ち、DAISY 化の対象図書については、教科書を将来的な製作対象としつつも案件開始のタイミングで MCIT が入手可能な何らかの出版物（図書館発行の出版物や研究者の著作物等）を用いることに変更した。

もう一つの理由は、エジプト政府によるセキュリティコントロールである。教育現場での活動について UNICEF から「外国人が教育施設に入って活動を行うための政府承認を得ることが非常に困難で、活動が極めて制限され支障をきたしている。」という現状説明があった。実際、我々も本調査団派遣に際し、派遣の約2か月前に政府関連機関等からの情報収集に必要な政府許可（セキュリティクリアランス）取得手続きに着手したものの、派遣までに許可を得ることができず、その結果、MCIT とは最後まで「非公式」ステイタスでの協議となり、また教育省および学校施設での調査は不可能となった。

さらに政府は全般的に NGO の関与に非常に慎重な状況であり、MCIT も今回調査対象とした現地の障害者支援 NGO との本プロジェクトでの今後の関わりについて慎重な姿勢を示した。このことから、たとえスムーズに教科書のテキストデータが入手できて本プロジェクト実施中に教科書の DAISY 化が可能となったとしても、教育施設での活動が制限されるリスクは大きいと判断し、学校での DAISY 図書活用支援については今回の協力対象には含めないこととした。本件終了後の支援方針については、エジプト側の今後の状況に応じて検討することとしたい。

このように、本件は政府内連携および政情等の現行制約下で情報アクセシビリティに向けた確実な一歩とすべく、小規模・短期間で成果を出すことを目指すデザインとした。他方、障害者の出版物利用への著作権をフリーにする「マラケシュ条約」の批准および著作権法改正、アラビア語圏全体を視野に入れた地球規模課題としての出版物のバリアフリーへの取り組み、といった中長期的視野を持って将来への種を蒔くべく、国の内外での広報・啓発の機会を積極的

につくこととした。本プロジェクトがアラビア語圏の情報アクセシビリティ改善に風穴を開け、さらに将来の多くの裨益者たちの声に後押しされる形で継続・発展していくことを望みたい。

付属資料

1. 収集・参考資料一覧

収集資料・参照資料は、各自本文の中で明示した。

なお、現地調査中において入手した資料は次のとおり（いずれもソフトコピー）。

1) 現地収集資料

パンフレット

- Baseera（カイロ拠点の NGO）
- Helm（カイロ拠点の NGO）” It’ s ability, not disability”

組織図

- 国立図書館（英語）（電子ファイル）

その他

- 2017 年センサス：統計省に長期で派遣されている専門家からのメール添付（PDF ファイル）
- Report on the initiation of MoSS Strategy for the Protection ハンディキャップ・インターナショナルとのスカイプ会議時に入手（ワードファイル）

2) オンライン文献（本文では参照していないが参考になり得る文献）

英文

Ashley Parnell (2017) American University in Cairo, Graduate School of Education
Building Implementation Capacity for Inclusive Education in Egypt

<http://schools.aucegypt.edu/GSE/Documents/AUC%20Inclusive%20Education%20Concept%20Paper%205-17-%20SS.docx.pdf>

UNICEF (2014) Egypt Country report on out-of-school children

https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/150130_Egypt_report_Eng_0.pdf

UNESCO (2013) INFORMATION AND COMMUNICATION TECHNOLOGY (ICT) IN EDUCATION IN FIVE ARAB STATES A comparative analysis of ICT integration and e-readiness in schools in Egypt, Jordan, Oman, Palestine and Qatar

http://uis.unesco.org/sites/default/files/documents/information-and-communication-technology-ict-in-education-in-five-arab-states-a-comparative-analysis-of-ict-integration-and-e-readiness-in-schools-en_0.pdf

WHO (2011) Unlocking the power of books for people with disabilities, Bulletin of WHO, Volume 89, Number 9, September 2011

<http://www.who.int/bulletin/volumes/89/9/11-020911/en/>

和文

国立特別支援教育総合研究所（2012）発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究 - 二次障害の予防的対応を考えるために - 研究成果報告書

<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/7056/seika13.pdf>

JICA（2007）国別障害関連情報 エジプトアラブ共和国 https://jica-net-library.jica.go.jp/lib2/09PRDM009/01/pdf/jp/egypt_2009_jp.pdf

JICA（2015）課題別指針「障害と開発」

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/a4031643d0f07f21492575c100258885/\\$FILE/ATTRFLV1.pdf/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%EF%BC%88%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%EF%BC%892015.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/a4031643d0f07f21492575c100258885/$FILE/ATTRFLV1.pdf/%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E5%88%A5%E6%8C%87%E9%87%9D%EF%BC%88%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E3%81%A8%E9%96%8B%E7%99%BA%EF%BC%892015.pdf)

アラビア語

以下は、アラビア語のウェブサイトを google の自動翻訳機能を活用して参照した。

- Elwatan News（2016年12月25日の記事）MoSS' s launch of the “strategy for the Protection, Rehabilitation and Empowerment of Perons with Disabilities

<https://www.elwatannews.com/news/details/1712097>

- 教育省の省令 252 に関して（2017年8月6日の記事）

<http://www.youm7.com/story/2017/8/6/%D9%86%D9%86%D8%B4%D8%B1-%D8%AA%D9%81%D8%A7%D8%B5%D9%8A%D9%84-%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1-%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B9%D9%84%D9%8A%D9%85-%D8%A8%D8%B4%D8%A3%D9%86-%D9%82%D8%A8%D9%88%D9%84-%D8%B7%D9%84%D8%A7%D8%A8-%D8%B0%D9%88%D9%89-%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AD%D8%AA%D9%8A%D8%A7%D8%AC%D8%A7%D8%AA-%D8%A8%D8%A7%D9%84%D9%85%D8%AF%D8%A7%D8%B1%D8%B3/3356297>

ホームページ

- NCDA www.ncda.gov.eg
- HI <http://www.handicap-international.us/egypt>
- UNICEF Egypt <https://www.unicef.org/egypt/>
- HELM <http://www.helmegypt.org/>
- Caritas <https://www.caritas.org/where-caritas-work/middle-east-and-north-africa/egypt/>
- MCIT www.mict.gov.eg